

令和5年度
第2回名寄市保健医療福祉推進協議会議案書

日時 令和5年12月21日(木) 15時30分～

場所 名寄庁舎4階大会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

協議第1号 第7期名寄市障がい福祉実施計画・第1期名寄市障がい児福祉実施計画(素案)について

【資料1】

協議第2号 名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画(素案)について

【資料2】

4 その他

5 閉会

※協議会終了後、名寄市長に答申します。

第 7 期 名寄市障がい福祉実施計画

第 1 期 名寄市障がい児福祉実施計画

～自立と共生の地域社会づくり～

(令和6年度～令和8年度)

(素案)



名 寄 市

も く じ

第1 計画の基本的事項

1	計画の趣旨	1
2	法的根拠	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定及び推進管理体制	2
5	計画の位置づけ	2
6	障がい福祉サービスの体系	4

第2 人口の推移及び障がい者の現状

1	人口の推移	5
2	障害者手帳の交付状況	6

第3 計画推進のための基本的事項

1	計画推進の基本方針	
1)	地域生活支援拠点等における機能の充実	9
2)	地域生活への移行促進	10
3)	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
4)	福祉施設から一般就労への移行	10
5)	障害児通所支援等の地域支援体制の整備	11
6)	相談支援体制の充実・強化	11
7)	障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	11
2	令和6年度～令和8年度の数値目標	
1)	基本的な考え方	12
2)	福祉施設入所者の地域生活への移行目標	12
3)	福祉施設から一般就労への移行目標	12
4)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
5)	障がい児支援の提供体制の整備等	13

第4 サービス量の見込みと基盤整備

1	サービス提供の区分	14
2	サービスごとの利用量の見込みと提供体制	
1)	訪問系・日中活動系・居住系サービス	15
2)	地域生活支援事業	26

第5 計画推進のための具体的な取組

1	障がい者理解の促進・権利擁護	30
2	障がい福祉サービスの充実	
1)	相談支援体制の強化	30
2)	グループホームの整備	31
3)	社会参加の促進	31
3	就労支援の充実	31
4	生活環境等整備の充実	32
5	障がい児の支援の充実	32

参 考 資 料

名寄市障がい福祉実施計画策定に係る検討経過	33
名寄市保健医療福祉推進協議会規則	34
名寄市保健医療福祉推進協議会委員名簿	36
名寄市保健医療福祉推進協議会障がい者部会委員名簿	37

第 1

計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

本市の障がい福祉施策は、障がいのある人が社会の構成員として、地域の中で安心して生活できる条件が整えられ、障がいのある人もない人も同じ生活を営み、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に「第3次名寄市障がい者福祉計画」で、平成30年度から令和9年度までの10年間の計画が策定されました。

第7期名寄市障がい福祉実施計画は「障害者総合支援法」に基づき、第1期名寄市障がい児福祉実施計画は、「児童福祉法」に基づき、国と道から示される基本的な指針に即して、必要なサービス量を計画的に見込むとともに、目標年次を定め、円滑な事業の実施を確保するため、本実施計画を策定するものです。

なお、障がい児福祉計画は、平成28年に障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法成立に伴い、「障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。」とされ、名寄市では名寄市障がい福祉実施計画と一体のものとして策定してきましたが、令和6年度より標題を「第1期名寄市障がい児福祉実施計画」と表記いたします。

2. 法的根拠

障害者総合支援法第88条第1項

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法第33条第20項

児童福祉法第33条第20項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3. 計画の期間

「第7期名寄市障がい福祉実施計画・第1期名寄市障がい児福祉実施計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3ヶ年になります。

	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国の障害者基本計画	第3次			第4次				第5次				第6次			
市総合計画	第1次		第2次						第3次						
市地域福祉計画	第1期		第2期				第3期				第4期				
市障がい者福祉計画	第2次			第3次								第4次			
市障がい福祉実施計画	第4期			第5期			第6期		第7期		第8期				
市障がい児福祉実施計画									第1期		第2期				

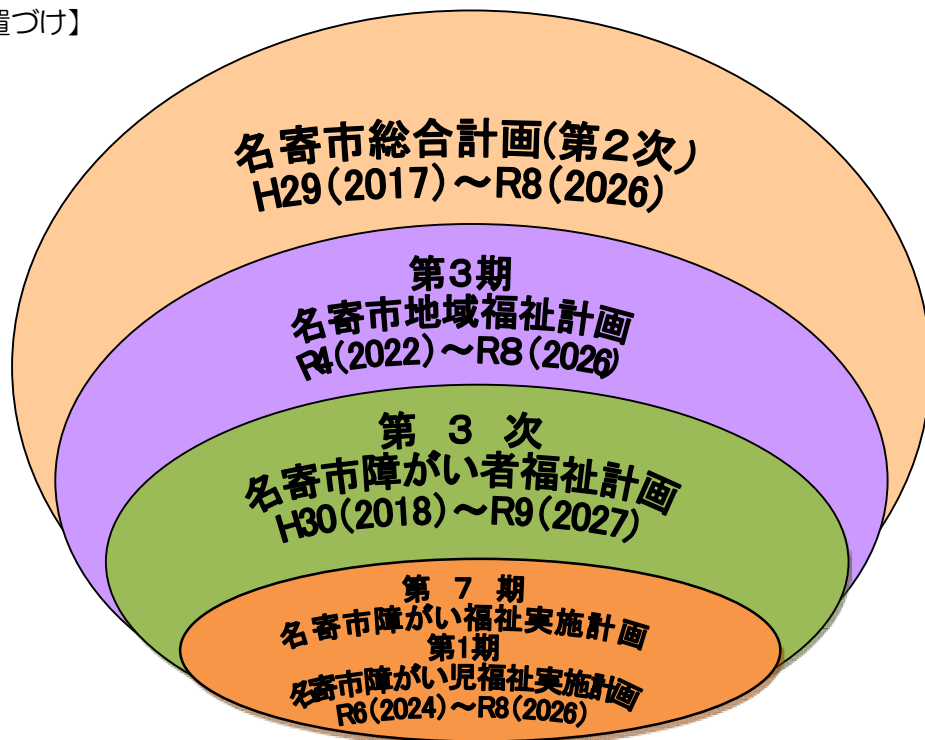
4. 計画の策定及び推進管理体制

地域実情に即した実効性のある計画にするため、幅広い分野の関係者で組織する「名寄市保健医療福祉推進協議会」を設置し、計画の策定と推進管理を担うこととします。

5. 計画の位置づけ

本計画は、国と道から示される指針に基づき「名寄市総合計画（第2次）」「第3期名寄市地域福祉計画」及び「第3次名寄市障がい者福祉計画」と整合性を図り、3年ごとの実施計画として位置づけています。

【計画の位置づけ】



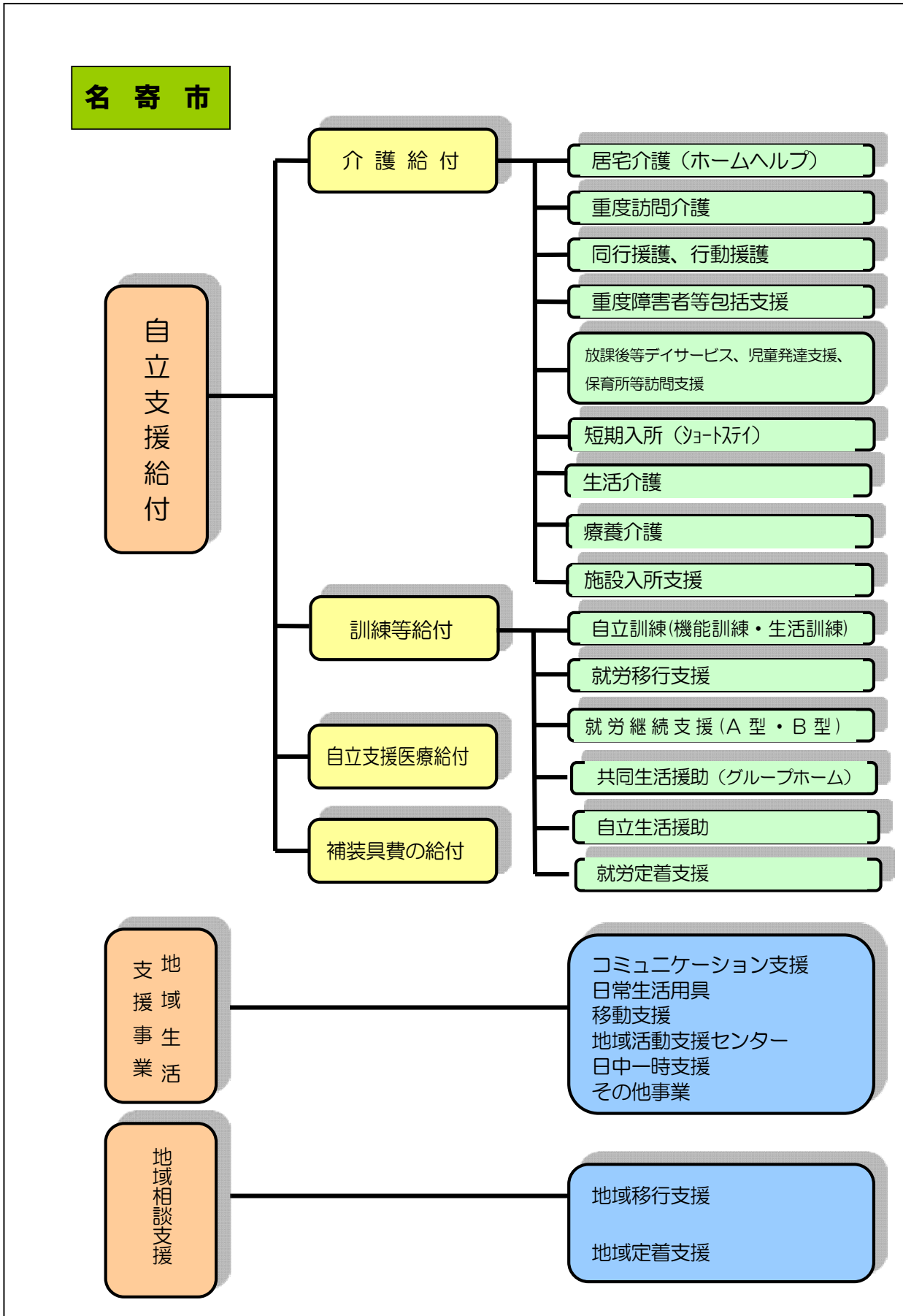
	障がい者福祉計画	障がい福祉・障がい児福祉実施計画
策 定 根 拠	障害者基本法第 11 条第 3 項 (策定義務)	障害者総合支援法第 88 条第 1 項 児童福祉法第 33 条 22 項 (策定義務)
計 画 内 容	障がい者等に対するの全般的、基 本的な事項について定める	障がい者・障がい児等に対する福祉サービスの 実施計画について定める
計 画 期 間	10 年間 (第 1 次) H10～H19 (第 2 次) H20～H29 (第 3 次) H30～R9	3 年間 障がい福祉 (第 1 期) H18～H20 (第 2 期) H21～H23 (第 3 期) H24～H26 (第 4 期) H27～H29 (第 5 期) H30～R2 (第 6 期) R3～R5 (第 7 期) R6～R8 障がい児 (第 1 期) R6～R8

障害者総合支援法の定義「障がい者」の範囲

身体障害者福祉法に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法に規定する知的障がい者、精神保健福祉法に規定する精神障がい者、発達障害者支援法に規定する発達障がい者、難病等とし、「障がい児」とは、児童福祉法に規定する障がい児及び精神障がい者の内 18 歳未満の者とする。

6. 障がい福祉サービスの体系

令和5年10月時点



第2

人口の推移及び障がい者の現状

1. 人口の推移

本市における人口の推移を見ると、少子・高齢化に伴う過疎化が進行している傾向があります。令和5年における市の総人口25,540人の中で65歳以上の高齢者数は8,627人（高齢化率33.8%）、18歳未満の児童数は3,245人（総人口の12.7%）となっており、今後、更に高齢者数が増加する傾向にあることが伺えます。

人 口 (単位：人)

区 分	令和3年			令和4年			令和5年		
	人 数	男	女	人 数	男	女	人 数	男	女
総人口	26,758	13,098	13,660	26,190	12,736	13,454	25,540	12,422	13,118
0歳～17歳	3,545	1,832	1,713	3,397	1,740	1,657	3,245	1,689	1,556
18歳～39歳	6,183	3,354	2,829	5,952	3,202	2,750	5,662	3,011	2,651
40歳～64歳	8,230	4,223	4,007	8,151	4,162	3,989	8,006	4,099	3,907
65歳～74歳	4,016	1,846	2,170	3,796	1,743	2,053	3,622	1,677	1,945
75歳以上	4,784	1,843	2,941	4,894	1,889	3,005	5,005	1,946	3,059

資料提供：市・市民課（住民基本台帳：令和5年9月30日現在）

人口の将来推計 (単位：人)

区 分	令和6（2024）年		令和7（2025）年		令和8（2026）年		令和12（2030）年	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総人口	25,454	—	25,094	—	24,735	—	23,215	—
0歳～14歳	2,710	10.7	2,667	10.6	2,641	10.7	2,480	10.7
15歳～64歳	14,208	55.8	13,975	55.7	13,731	55.5	12,757	55.0
65歳以上	8,536	33.5	8,452	33.7	8,363	33.8	7,978	34.3

資料提供：住民基本台帳 H29～R5（9月末）をベースにコーホート変化率法により推計

2. 障害者手帳の交付状況

身体・知的・精神障がいのある人で、手帳を所持している人は全体で1,928人と総人口に占める割合は約8%となっています。また、障がい者別では、身体に障がいのある人は1,928人に対し1,288人で約67%と多く、知的障がいのある人は417人で約22%、精神障がいのある人は223人で約11%となっています。

障がい者数 (単位：人)

障がい区分	令和3年4月		令和4年4月		令和5年4月	
	障がい者数	総人口に占める割合	障がい者数	総人口に占める割合	障がい者数	総人口に占める割合
身体障がい者	1,350	5.05	1,328	5.06	1,288	5.03
知的障がい者	396	1.48	404	1.54	417	1.63
精神障がい者	198	0.74	207	0.79	223	0.87
合計	1,944	7.27	1,939	7.39	1,928	7.53

資料提供：市・社会福祉課（情報入力端末：令和5年4月1日現在）

身体障害者手帳を所持している人の年齢別では、40歳以上の方が多く、全体の約97%と高く、中でも61歳から70歳が約17%、71歳以上が約70%と高齢者が多くを占めている状況にあります。

また、級別では、重度の障がいのある1・2級の方は534人で全体の約41%、中度の3・4級の方は589人で約46%、軽度の5・6級の方は165人で約13%となっています。

身体障害者手帳交付者数（年齢別） (単位：人、%)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
総交付者数	380	154	207	382	95	70	1,288	100.0
0歳～17歳	3	3	1	3	0	2	12	1
18歳～40歳	12	3	5	8	2	0	30	2.3
41歳～60歳	39	28	19	29	14	6	135	10.5
61歳～70歳	59	31	27	55	25	16	213	16.5
71歳～	267	89	155	287	54	46	898	69.7

(令和5年4月1日現在)

次に、身体障害者手帳を所持している人の障がい部位では、「肢体不自由」が全体の約54%を占め、次いで「内部障がい」、「聴覚又は平衡機能障がい」の順となっています。

身体障害者手帳所持者数

(単位：人・%)

	令和3年4月		令和4年4月		令和5年4月	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障がい	73	5.4	63	4.8	58	4.6
聴覚又は平衡機能障がい	127	9.4	120	9.0	120	9.3
音声・言語・咀嚼機能障がい	21	1.6	22	1.7	21	1.7
肢体不自由（体幹機能障がい含）	729	54	726	54.6	691	53.7
内部障がい	400	29.6	397	29.9	398	30.7
心臓機能障がい	249	18.4	251	19	248	19.2
腎臓機能障がい	78	5.8	71	5.3	72	5.6
呼吸機能障がい	15	1.1	12	1	13	1
膀胱又は直腸機能障がい	52	3.9	56	4.2	58	4.5
小腸機能障がい	5	0.3	5	0.3	5	0.3
肝臓機能障がい	1	0.1	2	0.1	2	0.1
合 計	1,350	100.0	1,328	100.0	1,288	100.0

療育手帳を所持している人の年齢別では、18歳～50歳が249人で全体の約60%を占めています。また、判定別では、「A判定」の人が121人で全体の約29%、「B判定」の人が296人で約71%となっています。

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の年齢別では、30歳以上の方が全体の約90%を占めています。また、級別では、「2級」が137人で全体の約61%と最も多く、次いで「3級」が71人で約32%、「1級」が15人で約7%の順となっています。

療育、精神障害者保健福祉手帳交付者数（年齢別）

(単位：人、%)

区 分	療育手帳				精神障害者保健福祉手帳				
	A判定	B判定	合計	構成比	1級	2級	3級	合計	構成比
総交付者数	121	296	417	100.0	15	137	71	223	100.0
0歳～17歳	11	47	58	13.9	0	0	1	1	0.4
18歳～30歳	18	98	116	27.8	1	12	8	21	9.4
31歳～50歳	41	92	133	31.9	1	43	44	88	39.5
51歳～70歳	27	46	73	17.5	8	69	17	94	42.2
71歳～	24	13	37	8.9	5	13	1	19	8.5

(令和5年4月1日現在)

障がい者の雇用状況につきましては、障がい者を1人以上雇用することが義務付けられている一般の民間企業（対象労働者数43.5人以上規模の企業）は、前回の障がい福祉実施計画に掲載されていた令和元年度の資料と比較して、3企業増の40企業あり、雇用されている障がい者数は、12.5人増の124人となっており、このうち身体障がい者は、17人増の74人、知的障がい者は、0.5人減の42.5人、精神障がい者は、4人減の7.5人となっています。

また、名寄市の実雇用率は、0.3ポイント増の2.99、名寄市の雇用率達成企業は、3.2ポイント減の72.5でした。

企業における障がい者の雇用状況（法定雇用率＝2.3％）

（単位：人）

区分	対象企業数 (件)	対象労働者数 (人)	障がい者数				実雇用率 (%)	雇用率達成企業の割合 (%)
			身体 (人)	知的 (人)	精神 (人)	計 (人)		
名寄市	40	4,146	74	42.5	7.5	124	2.99	72.5
北海道	3,928	666,021	9,449.5	4,392	2,393	16,234.5	2.44	51.3
全国	107,691	27,281,606.5	357,767.5	146,426	109,764.5	613,958	2.25	48.3

資料提供：ハローワーク名寄（令和4年6月1日現在）

- ※ 対象労働者数とは、対象企業の常用労働者数から障がい者が就業することが困難と認められる職種を考慮して定められた除外率相当数を除いて得られた労働者数です。
- ※ 対象労働者数及び障がい者数が0.5人単位となっているのは、短時間労働者を0.5人相当とするためです。また、重度障がい者はダブルカウントとなっており、上記で示した人数は、実際の障がい者の数とは異なります。

第3

計画推進のための基本的事項

1. 計画推進の基本方針

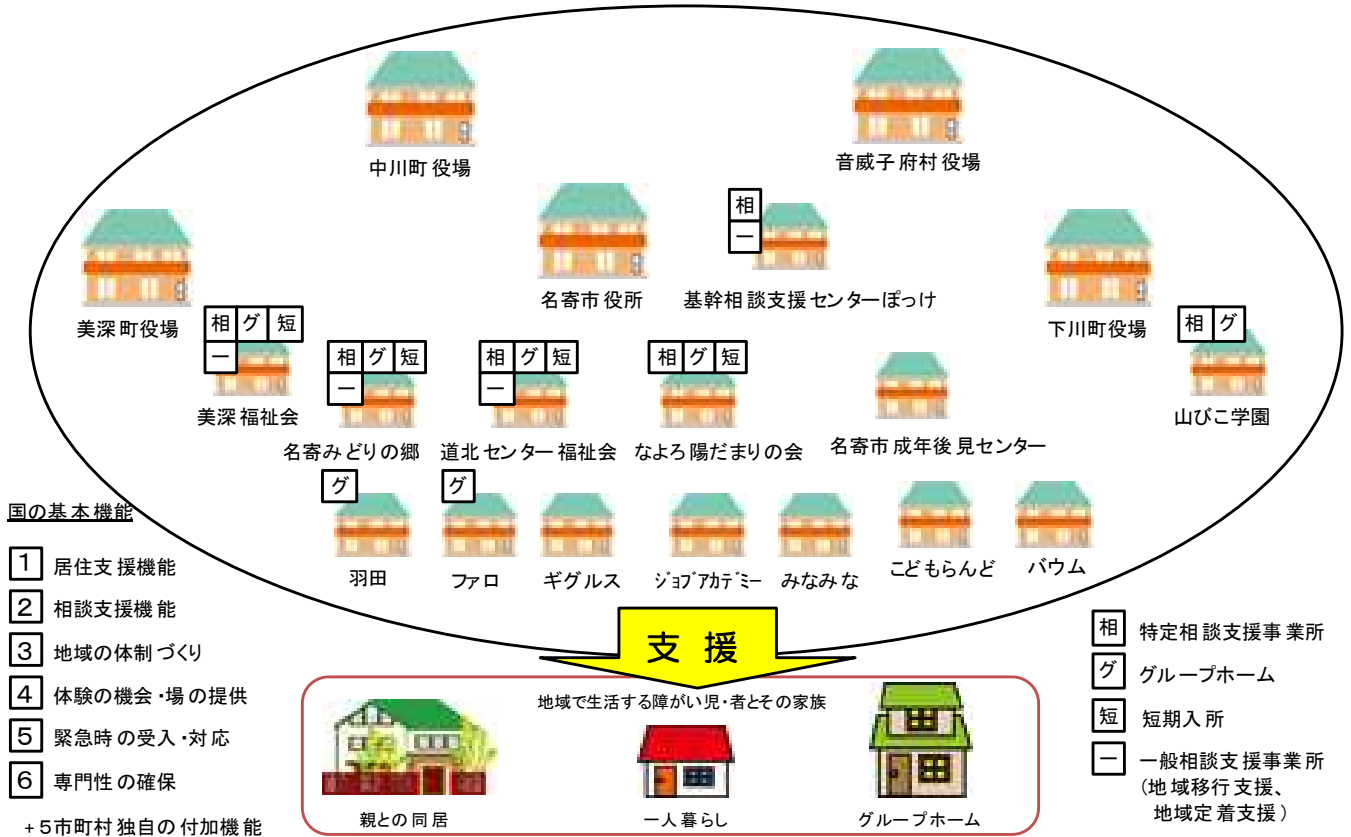
1) 地域生活支援拠点等における機能の充実

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がいのある子どもや障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み（地域生活支援拠点）を平成30年度より整備しています。

今後も引き続き、機能の充実のため運用状況を検証、検討を行ないます。

5市町村の地域生活支援拠点の整備のイメージ

・各市町村と福祉施設・関係機関と協議しながら、拠点に求められる機能や各機関の役割について明確にし、各資源を有機的に結び付けながら、効率的・効果的な地域生活支援体制の整備を図る



地域生活支援拠点とは

障がい者の暮らしを支えるため、地域の関係機関が連携して、住まいの確保や住宅環境を提供したり、24時間の相談対応や緊急時の受け入れや医療機関への連携、自立生活を体験する機会などの提供、専門的な人材の確保・養成などを行います。

また、各市町村で不足している機能を圏域全体で補い、広域で整備していくこともできます。

2) 地域生活への移行促進

地域移行を促進するためには、丁寧な相談支援により、入所者・家族の心身状況や居住の場に関する意向を把握するとともに、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や日中活動の場の拡充、地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発を図る必要があると考え、障がい者の意向を尊重した地域生活への移行を進めるため、具体的な目標数値を定めて、取り組みを進めます。

● 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

住み慣れた地域で生活していく環境づくりを進めるため、在宅生活を基本とした地域の基盤整備を市内の事業所等と連携して行い、共同生活援助（グループホーム）等の整備促進を図り、地域移行がスムーズに行える取り組みを推進します。

また、単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、※名寄市安心生活支援事業の活用や緊急訪問、相談などの必要な支援を行える取り組みを推進します。

※名寄市安心生活支援事業・・・障がい者（児）又は難病患者等が日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど、緊急に支援が必要になった場合において、障がい者等の不安解消と安全確保を図るため一時的な宿泊を行う事業

● 入院中の退院可能な精神障がい者の地域生活への移行促進

病院に長期入院している精神障がい者が、地域生活の体験等を通して地域移行ができるよう取り組みを推進します。

3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の連携や助け合いについて、協議するなど計画的に推進します。

4) 福祉施設から一般就労への移行

地域において自立した生活を営むため、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう、公共職業安定所（ハローワーク）やなよろ地方職親会、障害者就業・生活支援センター等と連携し、ジョブコーチのノウハウの活用により雇用の推進を図ります。

また、障がいに対する理解を深めるための取り組みや、障がい者雇用に係る助成・支援制度の普及に向けた啓発等に取り組んでいき、就労の定着支援を行い、障がい者が安定して働き続けられる環境整備を進めます。

5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況を考慮し、児童発達支援等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保に努めます。

共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とともに連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援を行ない、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために、児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を利用できる体制を継続していきます。

また、重症心身障がい児など医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備強化、福祉、医療、保育、教育などの協働による総合的な支援体制の構築に努めます。

6) 相談支援体制の充実・強化

障がい児・者が地域で自立した生活を営むために必要な地域の相談支援体制の整備に努めています。

また、計画相談（サービス等利用計画）についても、利用者の状態や希望を勘案し、一貫性を持った障がい福祉サービス等が提供されるよう総合的な支援を行なうとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行なっています。

今後、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導助言、人材育成支援、連携強化の取組体制を確保します。

7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取り組みとして、相談支援従事者研修等の各種研修について積極的に参加していきます。

また、職員の支援の質の向上を図るために、福祉施設の職員向けの研修等を実施し障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

・令和6～令和8年度の数値目標

1) 基本的な考え方

障がい者の自立を支援するため、地域生活への移行や就労支援については、国や道から示される指針に基づき地域実情を十分踏まえ、必要なサービス量を見込みます。

2) 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

共同生活援助（グループホーム）の整備・充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所から地域生活への移行を進めます。

区 分	第 6 期		第 7 期	
	移 行 目 標 (令和3～5年度)	移 行 達 成 目 標 (令和3～5年度)	移 行 目 標 (令和6～8年度)	移 行 達 成 目 標 (令和6～8年度)
	名寄市	名寄市	名寄市	名寄市
地域生活移行数	2人	5人	5人	
入所定員減少見込数	1人	0人	4人	

※厚生労働省令和5年5月19日告示 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針 4. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減 と記されています。

令和4年度末の施設入所者数は75人。

- ・地域生活移行数 $75 \times 0.06 = 4.5$ 人 → 5人
- ・入所定員減少見込数 $75 \times 0.05 = 3.75$ 人 → 4人

3) 福祉施設から一般就労への移行目標

就労の場を拡大するため、公共職業安定所やなよろ地方職親会等の事業主の理解と協力を得ながらネットワーク化を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

区 分	第 6 期		第 7 期	
	移 行 目 標 (令和3～5年度)	移 行 達 成 目 標 (令和3～5年度)	移 行 目 標 (令和6～8年度)	移 行 達 成 目 標 (令和6～8年度)
	名寄市	名寄市	名寄市	名寄市
年間一般就労移行者数	10人	20人	12人	

※厚生労働省令和5年5月19日告示 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針 4. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上

令和3年度福祉施設から一般就労につながった人は9人。

- ・ $9 \times 1.28 = 11.52$ → 12人

4) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域移行支援や地域定着支援等の福祉サービスを活用するとともに、基幹相談支援センターぽっけを中心としたネットワークで、きめ細やかな対応をしていきます。

また、精神保健の課題は日常生活の課題と密接に関係していることから、精神保健に関わる相談等についても関係機関と連携を図っていきます。

5) 障がい児支援の提供体制の整備等

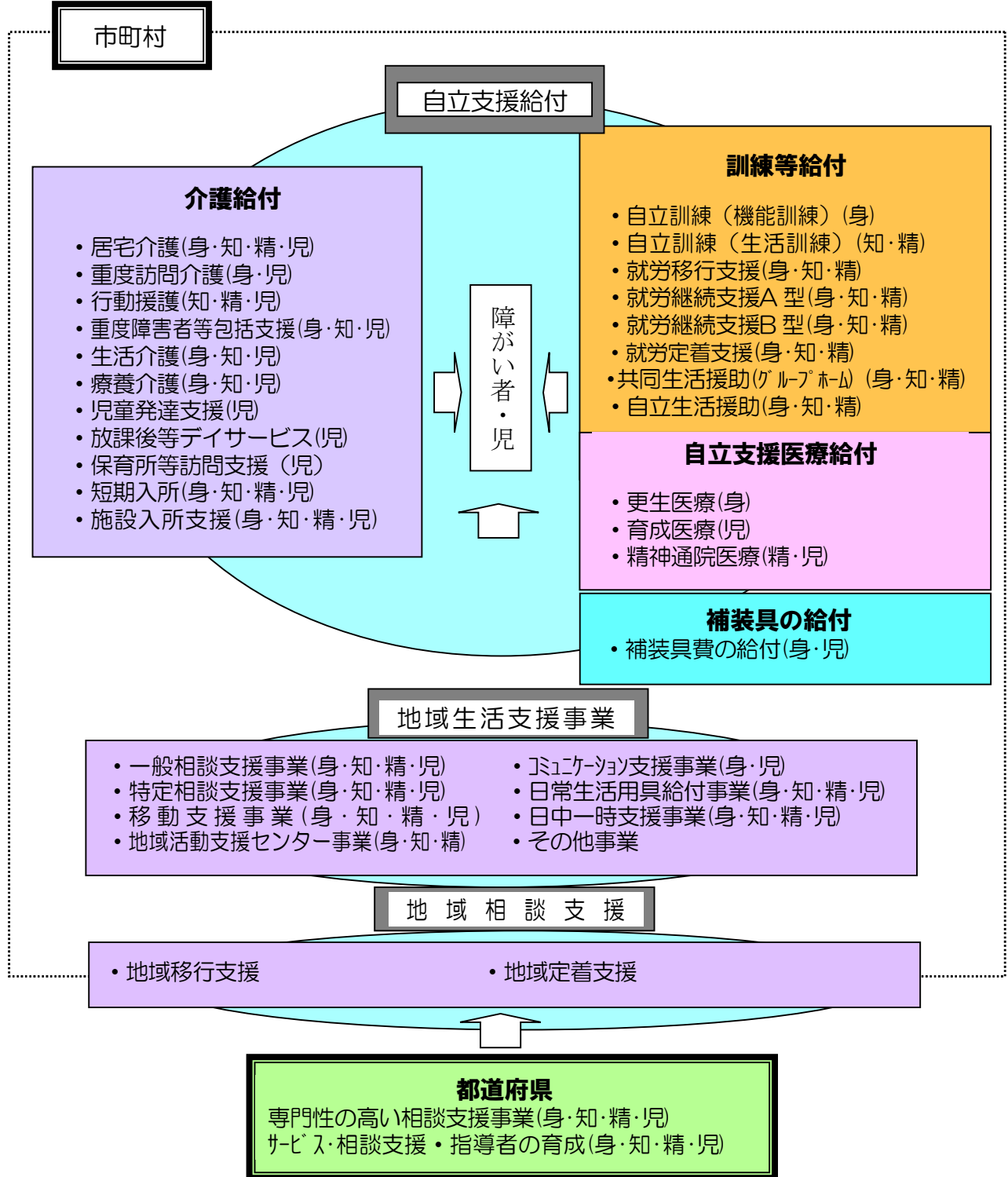
保育所等訪問支援を利用できる体制については、今後も継続していきます。

また、医療的ケアが必要な障がい児に対して、個別の教育支援計画（すくらむ）や計画相談などのツールを用いて、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等で連携を図っていきます。

第4

サービス量の見込みと基盤整備

1. サービス提供の区分



※ ()は、想定されている主な対象者。(身)は身体障がい者、(知)は知的障がい者、(精)は精神障がい者、(児)は障がい児を表す。

2. サービスごとの利用量の見込みと提供体制

1) 訪問系・日中活動系・居住系サービス

(1) 基本的な考え方

各種サービスの利用量の算出にあたっては、前年度までの利用実績や居住地特例（支給決定を行う市町村とサービス提供市町村が異なる）等を勘案しながら必要に応じた見込量を計画的に進めていきます。

「障害者総合支援法」では、福祉サービスを「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」の3分類に区分し、市町村が地域実情を踏まえて行う「地域生活支援事業」を加え、サービスを提供することになっています。利用者はそれぞれの福祉サービスを組み合わせて、個々に適したサービスの提供を受けることになります。

(2) サービス量の必要見込量

① 訪問系サービス

障がい者が永年住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、在宅支援の充実を図るため、ホームヘルパーが訪問し、家事援助・介護などの日常生活の援助を行うものです。



訪問系サービス

サービス名	対象者	サービスの内容
居宅介護	障害支援区分1以上の人	自宅で、食事の介護など生活全般の介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人 (障害支援区分4以上)	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人 (障害支援区分3以上)	行動する際の危険を回避するために必要な援護や外出時における移動支援などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人 (障害支援区分6)	心身の状態や介護者の状況、居住の状況などを踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要なサービスを包括的にを行います。

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

（「令和5年度の実績」については、令和5年7月現在の実績です）

1. 居宅介護

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月 利用 時間	計画 (時間)	340	380	420	230	230	230	300	300	300
	実績 (時間)	225	207	230	188	180	300			
	進捗 (%)	66.1	54.5	54.8	81.7	78.3	130.4			

※単位：「時間」＝（利用人員×平均利用時間 10時間）

※R5（4～7月分）実績は、18人の利用者で1ヵ月一人あたりの平均利用時間数は16.6時間です。
18×16.6＝298.8時間となりました。今後3年間については、変化は少ないと推測しました。

2. 重度訪問介護

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月 利用 時間	計画 (時間)	150	150	150	240	240	240	2,232	2,232	2,232
	実績 (時間)	0	0	0	893	1,488	2,232			
	進捗 (%)	0	0	0	372.1	620.0	930.0			

※現在名寄市で利用されている方は3人です。3人が24時間31日の利用として、計算しました。
今後3年間につきましては、利用者の増減はないとして見込みました。

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、重度訪問介護の利用が、今後も見込まれるため、地域における障がい者の実情やニーズを把握し、適切なサービス量の確保に努めます。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、短期入所があります。

サービス名	対象者	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち ① 49歳以下は、障害支援区分3以上(施設入所は区分4以上) ② 50歳以上は、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)	昼間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人 ① ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人	昼間に機能訓練や療養上の管理、介護等日常生活上の援助などを提供
自立訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ② 特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	自立した日常生活や社会生活が営めるよう、一定期間の支援計画に基づきリハビリテーションなどの機能訓練や生活能力の維持向上のためのサービスを提供
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	事業所内や企業における作業や実習を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための支援 (利用期間 24ヵ月以内)
就労継続支援 (A型・B型)	① 就労経験があるが年齢・体力面で企業に雇用されることが困難な人 ② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人 ③ 試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	一般企業や事業所に雇用されることが困難な人に、通所により就労や生産活動の場を提供したり、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を支援
児童発達支援、 放課後等デイサービス	① 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある人 ② 18歳未満の障がい児	施設に通い、日常生活に必要な基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを提供
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	障がい児本人に対する支援 (集団生活適応のための訓練等) 訪問先施設のスタッフに対する支援 (支援方法等の指導等)
短期入所	自宅で介護する人が疾病等で介護できない時に、支援事業所へ短期間入所することができる	介護する人が、介護できないときに、支援事業所へ入所させ、入浴、排せつ、食事の世話等の介護を行う
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
自立生活援助	1. 障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者などで、理解力や生活力などに不安がある人 2. 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な人 3. 障がい、疾病などの家族と同居しており、家族による支援が見込めないために実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な人	ひとり暮らしなど地域での独立生活をはじめた障がい者に対して、生活上の困りごとの相談を聞いて、自分で解決できるように援助するサービス

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

（「令和5年度の実績」については、令和5年7月現在の実績です）

1. 生活介護

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月 利用 人数	計画 (人)	2,490	2,530	2,574	117 2,340	119 2,380	121 2,420	114 2,280	114 2,280	114 2,280
	実績 (人)	2,530	2,574	2,574	116 2,320	114 2,280	114 2,280			
	進捗 (%)	101.6	101.7	100.0	99.1	95.7	94.2			

※単位：「人」＝（月間の利用人員）×（R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数22日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数20日）

※R5（4～7月分）実績は、1ヵ月あたりの平均利用日数20日です。

よって114人×20日＝2,280人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

2. 自立訓練（生活訓練）

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月 利用 人数	計画 (人)	154	176	198	7 133	8 152	9 171	5 100	5 100	5 100
	実績 (人)	169	174	154	4 76	5 95	5 100			
	進捗 (%)	110	98.9	77.8	57.1	62.5	58.4			

※単位：「人」＝（月間の利用人員）×（R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数22日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数19日）

現在名寄市で利用されている方は5人です。

※R5（4～7月分）実績は、1ヶ月あたりの平均利用日数は20日です。

よって、5人×20＝100人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

3. 宿泊型自立訓練

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月 利用 人数	計画 (人)	155	186	217	5 150	6 180	7 210	5 145	5 145	5 145
	実績 (人)	130	152	155	4 120	7 210	5 145			
	進捗 (%)	84	81.7	71.4	80	116.7	69			

※単位：「人」＝（月間の利用人員）×（R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数31日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数30日）

※R5（4～7月分）実績は、1ヵ月あたりの平均利用日数29日です。

現在名寄市で利用されている方は5人です。よって、5人×29＝145人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

4. 就労移行支援

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月 利用 人数	計画	365	380	395	14 238	15 255	16 272	3 66	3 66	3 66
	実績	326	260	308	6 102	2 34	3 66			
	進捗	116.7	68.4	78.0	42.8	13.3	24.2			

※単位：「人」＝（月間の利用人員）×（R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数22日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数17日）

※R5（4～7月分）実績は、1ヵ月あたりの平均利用日数22日です。

現在名寄市が支給決定している方は3人です。

よって、3人×22＝66人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

5. 就労継続支援A型

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月 利用 人数	計画 (人)	506	550	594	5 105	7 147	9 189	5 90	5 90	5 90
	実績 (人)	161	134	110	4 84	5 105	5 90			
	進捗 (%)	31.7	24.4	18.5	80	71.4	47.6			

※単位：「人」＝（R2年度までは、実利用者数×22日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数21日）

※R5（4～7月分）実績は、1ヵ月あたりの平均利用日数18日です。

よって、5人×18＝90人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

6. 就労継続支援B型

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月 利用 人数	計画 (人)	1,826	1,870	1,914	98 1,764	100 1,800	102 1,836	122 2,318	122 2,318	122 2,318
	実績 (人)	1,811	1,879	2,156	101 1,818	112 2,016	122 2,318			
	進捗 (%)	100.8	100.5	112.6	103.1	112.0	126.2			

※単位：「人」＝（R2年度までは、実利用者数×22日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数18日）

現在名寄市で利用されている方は122人です。

※R5（4～7月分）実績は、1ヶ月あたりの平均利用日数は19日でした。

よって、122人×19＝2,318人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

7. 療養介護

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月利用者数	計画(人)	21	21	21	18	18	18	16	16	16
	実績(人)	20	17	18	16	15	16			
	進捗(%)	95	81	85.7	88.9	83.3	88.9			

※現在名寄市で利用されている方は16人です。

今後3年間につきましては、現状と同じ利用者数を見込みました。

8. 児童発達支援

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月利用人数	計画(人)	380	398	416	23	25	27	27	27	27
					69	75	81	81	81	81
	実績(人)	130	129	92	32	32	27			
126		148	180	96	96	81				
進捗(%)	68.7	69.6	65.4	139.1	128	100				

※単位：「人」＝（R2年度までは、利用人員×平均利用日数4日）

※第5期計画で、計画は児童発達支援と放課後等デイサービスの合計人数。

実績の上段が児童発達支援の実績、下段が放課後等デイサービスの実績

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（児童発達支援：利用人員×平均利用日数3日）

※R5（4～7月分）実績は、児童発達支援は1ヵ月あたりの平均利用日数3日

現在名寄市で利用されている方は27人です。 よって、27人×3＝81人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

9. 放課後等デイサービス

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月 利用者 数	計画 (人)	380	398	416	45	46	47	46	46	46
					405	414	423	368	368	368
	実績 (人)	130	129	92	38	40	46			
		126	148	180	342	360	368			
	進捗 (%)	68.7	69.6	65.4	84.4	86.9	97.8			

※単位：「人」＝（R2年度までは、利用人員×平均利用日数4日）

※第5期計画で、計画は児童発達支援と放課後等デイサービスの合計人数。実績の上段が児童発達支援の実績、下段が放課後等デイサービスの実績

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（放課後等デイサービス：利用人員×平均利用日数9日）

※R5（4～7月分）実績は、放課後等デイサービスは平均利用日数8日

現在名寄市で利用されている方は46人です。よって、46人×8＝368人となりました。

今後3年間については、令和5年度見込みで推移すると推測します。

10. 保育所等訪問支援

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用 人数	計画 (人)							2	2	2
	実績 (人)				2	2	2			
	進捗 (%)									

※R5は見込み量である。

現在名寄市では、令和3年度に1名、令和5年度から1名利用されています。

今後3年間につきましては、現状と同じ利用者数を見込みました。

11. 短期入所（ショートステイ）

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月利用者数	計画 (人)	56	64	72	5	6	7	5	5	5
					65	78	91	110	110	110
	実績 (人)	53	29	40	6	5	5			
					78	65	110			
	進捗 (%)	94.6	45.3	55.6	120	83.3	120.8			

※単位：「人」＝（R2年度までは、利用人員×平均利用日数8日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用者数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数13日）

※R5（4～7月分）実績は、1ヵ月あたりの平均利用日数22日です。

現在名寄市で利用されている方は5人です。よって、5人×22＝110人となりました。

12. 就労定着支援

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用 人数	計画 (人)				1	1	1	1	1	1
	実績 (人)				0	0	0			
	進捗 (%)				0	0	0			

※令和5年8月現在利用者はいませんでした。今後、目標として1名を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

日中活動系サービスの「就労移行支援」や「就労継続支援（B型）」が、今後も同水準の利用が見込まれるため、地域における障がい者のニーズを把握し適切なサービス量の確保に努めます。

【参考】

福祉サービスごとの市内・市外の利用者状況（令和5年11月現在）

（単位：人、％）

サービス名	市内	市外	合計
1.生活介護	55人（48％）	60人（52％）	115人
2.自立訓練（生活訓練）	6人（100％）	0人（0％）	6人
3.宿泊型自立訓練	5人（83％）	1人（17％）	6人
4.就労移行支援	0人（0％）	3人（100％）	3人
5.就労継続支援A型	5人（100％）	0人（0％）	5人
6.就労継続支援B型	104人（84％）	20人（16％）	124人
7.療養介護	0人（0％）	16人（100％）	16人
8.共同生活援助（グループホーム）	54人（57％）	41人（43％）	95人
9.短期入所（ショートステイ）	40人（98％）	1人（2％）	41人

③居住系サービス

居住系サービスには、施設入所支援と共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助があります。

サービス名	対象者	サービスの内容
施設入所支援	① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の方は、区分3以上） ② 地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間において、介護が必要な人に、入浴、排せつの介護や日常生活の相談等支援を行う
共同生活援助（グループホーム）	就労し、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的・精神障がい者で、地域で自立した日常生活を営む上で相談等の援助が必要な人	共同生活する上で、家事等の日常生活上の支援や相談等の援助を行う
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

（「令和5年度の実績」については、令和5年7月現在の実績です）

施設入所支援

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月利用者数	計画(人)	76	76	76	74	74	74	67	66	65
	実績(人)	77	76	74	75	71	68			
	進捗(%)	101	100	97.4	101.4	95.9	91.9			

共同生活援助（グループホーム）

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月利用者数	計画(人)	85	91	97	91	97	103	103	103	108
	実績(人)	80	82	91	89	93	98			
	進捗(%)	94.1	90.1	93.8	97.8	95.9	95.1			

自立生活援助

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用人数	計画(人)				1	1	1	1	1	1
	実績(人)				0	0	0			
	進捗(%)				0	0	0			

※令和5年8月現在利用者はいませんでした。今後、目標として1名を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の地域生活への移行を推進するためには、共同生活援助（グループホーム）などが必要であり、今後も需要の増加が見込まれるため、事業所等と連携を図り、居住場所の確保に努めます。

2) 地域生活支援事業

(1) 基本的な考え方

地域生活支援事業は市町村が行う事業で、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談や外出をはじめ意思疎通支援や日常生活用具給付等、日中活動の場を提供したり、社会参加を促進することなどに支援をするものです。



サービス名		サービスの内容
一般相談支援事業 特定相談支援事業		障がい者(児)等からの相談やサービス等利用計画を作成して適切なサービスに向けて支援する事業です。
コミュニケーション支援事業		聴覚や言語、音声機能に障がいがあり、意思の疎通を図ることが困難な障がいのある人(子ども)に手話通訳や要約筆記奉仕員等を派遣し、手話、要約筆記により円滑な意思の疎通が図られるよう支援する事業です。
日常生活用具給付事業		重度の障がいのある人(子ども)に対して、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付等を行う事業です。
移動支援事業		屋外での活動に著しく制限がある障がいのある人(子ども)に対し、自立した日常生活や社会生活ができるように外出のための支援を行う事業です。
地域活動支援センター		障がいのある人を通わせて地域実情に合った創作的活動や生産活動、地域との交流事業を行うサービスを提供する事業です。事業所には、事業の内容によりⅠ型からⅤ型に分類されています。
その他の事業	生活支援事業	障がいのある人等に対して、日常生活に必要な訓練・指導等の支援を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的に行う事業です。 障がいのある人は、ともしれば自宅にこもって閉鎖的になりがちで、同じ悩みを分かち合うことにより、回復に向かうための支援を行う事業です。
	日中一時支援事業	障がいのある人に日中の活動の場を提供し、障がいのある人等の家族の就労や日常的に障がいのある人を介護している家族の一時的な休息を目的に行う事業です。
	社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するために、スポーツ交流会や広報事業、手話・要約筆記奉仕員の養成、障がい者の自動車運転免許取得や自動車改造に係る費用の助成などの支援事業を行っています。 それぞれの事業別に関係団体が主体となって取り組んでいます。

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

（「令和5年度の実績」については、令和5年7月現在の実績です）

相談支援（特定相談支援）

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
年間サービス 利用計画作成 者数	計画 (人)	20	20	20	30	30	30	420	420	420
	実績 (人)	53	49	32	8	8	399			
	進捗 (%)	265	245	160	26.7	26.7				

※令和5年度は、令和5年8月まで現在のサービス利用計画作成者数を記載しております。

令和5年度残り7ヶ月の作成者数を見込み、数字を記載しました。

今後3年間につきましては、現状と同じ利用者数を見込みました。

相談支援（特定相談支援）

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
指定 事業 所数	計画 (箇所)	5	5	5	4	4	4	4	4	4
	実績 (箇所)	5	4	4	4	4	4			
	進捗 (%)	100	80	80	100	100	100			

・令和元年度より「こどもらんど」と「ぼっけ」が統合され、こどもから大人まで相談支援体制が一本化されたため、計4ヶ所になっています。

今後3年間につきましても、事業所数は変化がないと見込みました。

コミュニケーション支援事業

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
年間 実利用 人数	計画 (人)	4	4	4	5	5	5	5	5	5
	実績 (人)	5	5	5	5	5	5			
	進捗 (%)	125	125	125	100	100	100			

・現在5名の方が利用されており、今後3年間につきましても、利用者数は変化がないと見込みました。

日常生活用具給付事業

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
年間 利用 件数	計画 (件)	900	925	950	900	905	910	1,002	1,002	1,002
	実績 (件)	861	894	888	909	1,002	1,002			
	進捗 (%)	95.6	96.6	93.4	101.0	110.7	110.1			

※令和5年度につきましては、令和4年度の実績を参考として、見込みとして記載しました。

また、今後3年間も多くの増減は見込まれないと想定し、令和4年度の件数として見込みました。

移動支援事業

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
年間 利用 人数	計画 (人)	25	25	25	5	5	5	4	4	4
	実績 (人)	15	5	5	2	2	4			
	進捗 (%)	60.0	20.0	20.0	40.0	40.0	80.0			

※平成30年度、1事業所が事業の再編を行ったのに伴い、利用者数が減少しました。

令和5年度の数値は8月現在の実績。今後3年間につきましても、利用者数は変化がないと見込みました。

地域活動支援センター

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月 利用 人数	計画 (人)	80	80	80	30	30	30	60	60	60
	実績 (人)	56	47	50	68	86	56			
	進捗 (%)	70.0	59.0	62.5	226.6	286.7	186.7			

・令和5年度は、5ヶ月間で280人の利用であり、ひと月あたり56人と見込みました。

今後3年間につきましても、利用者数の増減は少ないと見込みました。

日中一時支援事業

区 分		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1ヶ月 利用 人数	計画 (人)	15	15	15	25	25	25	7	7	7
	実績 (人)	25	24	24	10	10	7			
	進捗 (%)	166	160	160	40.0	40.0	28.0			

・令和5年度の数値は8月現在の実績。

今後3年間につきましても、利用者数の増減は少ないと見込みました。

【見込量確保のための方策】

計画相談の取り組みをスムーズに運用できるように努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣を行うなど、いろいろな障がいのある方への情報保障に努めます。

3) 地域相談支援

(1) 基本的な考え方

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院(精神科以外の病院で精神科病室が設けられているものも含む。)に入院している精神障がい者に対して、「地域移行支援」や「地域定着支援」を目的に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

第5

計画推進のための具体的な取組

1. 障がい者理解の促進・権利擁護

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるような地域社会を実現するには、地域住民の理解や協力を得ることが不可欠ですので、障がいに対する理解が深まっていくように、啓発活動に努めるとともに、障がいに関する適切な情報提供も行います。

また、障がい者の方々の権利擁護の取り組みを進め、差別や偏見のない社会の実現を目指します。

- ◎理解啓発のための研修会の開催
- ◎手話等の出前講座
- ◎障がい福祉便利帳の発行
- ◎点字版広報誌の発行
- ◎音声データ「サピエ」の貸出
- ◎声の図書「録音テープ」の貸出
- ◎成年後見センター運営事業の実施

2. 障がい福祉サービスの充実

1) 相談支援体制の強化

障がい者が地域で安心して生活を営むためには、自分に合った障がい福祉サービスを利用するための相談支援を行う必要があり、現在、市役所内の基幹相談支援センターぽっけと、市内の相談支援事業所3ヶ所の計4ヶ所を中心にして、相談支援を行っています。

様々な事例への対応等につきましては、名寄市障害者自立支援協議会で協議を行うようにしており、特に権利擁護の相談については、市内の相談支援に関わる関係者と連携・協力して取り組むようにします。

今後につきましても、基幹相談支援センターぽっけを中心としながら、地域の相談支援体制の強化に向けて、取り組みを進めていきます。

- ◎名寄市障害者自立支援協議会の開催
- ◎基幹相談支援センターぽっけ
- ◎名寄市障害者福祉サービス等利用計画（ケアプラン）点検事業

2) グループホームの整備

障がい者が社会で活動できる環境を整えるため、今後も地域での居住の場となるグループホームの整備について、事業所等と連携し、計画的に進めていきます。



- ◎名寄市障害者グループホーム整備事業
- ◎地域生活支援拠点の整備

3) 社会参加の促進

障がい者のスポーツ活動やレクリエーション活動への参加の機会を拡大し、交流促進を図るとともに、芸術・文化活動等から社会参加への意識を高め、コミュニケーションを確保するため、手話通訳者、要約筆記通訳者等の養成や派遣に取り組んでいきます。

- ◎手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座の開催
- ◎手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣の実施
- ◎ユニバーサルスポーツ「ボッチャ」の普及・啓発

3. 就労支援の充実

障がい者の雇用を促進するため、名寄市障害者自立支援協議会を中心に、ハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、就労機会の拡充を図ります。

また、就労移行支援事業等から一般就労へのステップアップが、より進んでいくように努めます。

- ◎名寄市障害者自立支援協議会の開催
- ◎ハローワークや就業・生活支援センターなどの関係機関との連携
- ◎事業主の団体「なよろ地方職親会（しょくおやかい）」との連携
- ◎農福連携の推進



4. 生活環境等整備の充実

市民一人ひとりが快適な生活を送れるよう、公共建築物をはじめ、民間の建築物についても、事業所等の協力を得ながらバリアフリー化に努め、障がい者や高齢者が街中でふれあうことができる、やさしいまちづくりを推進していきます。

さらに、デジタル化がすすむ中で、誰でも利用ができるように配慮していきます。

また、災害時に備えた防災や援護体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携強化を図るとともに、障がい者が生きがいづくりのため、スポーツやレクリエーションに参加できるよう機会の充実に努めます。

◎「ボッチャ」などのユニバーサルスポーツの啓発活動

◎障がい者の作品を展示する美術展「アール・ブリュット展」などの開催

5. 障がい児の支援の充実

乳幼児から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフサイクル全体を通じた支援に努め、支援が途切れないように、つなぎの支援を行っていきます。

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの際に必要な調整・協力を行っていきます。

また、重症心身障がい児・者の自立と社会参加を支援するため、個別の教育支援計画（すくらむ）や計画相談などのツールを用いて、関係部署、関係機関と連携して取り組みを進めていきます。

◎幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高校の職員向けの研修会の開催

◎名寄市こども発達支援センター、名寄市特別支援連携協議会の専門家チーム、

名寄市立総合病院の小児科との連携

◎「個別の教育支援計画（すくらむ）」や「計画相談」の有効活用

◎つなぎ支援

第7期名寄市障がい福祉実施計画策定に係る検討経過

会議名	開催月日	内容
第1回名寄市保健医療福祉推進協議会	令和5年5月9日	・第7期計画について市長から協議会に諮問
第1回名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会	令和5年6月2日	・委嘱状交付 ・障がい福祉実施計画について ・計画策定スケジュールについて
障がい福祉に関するアンケート	令和5年6月21日 ～7月14日	・障害者手帳をお持ちの方にアンケート調査
市内の事業所、福祉団体への聞き取り調査	令和5年7月11日 ～8月7日	・市内の障がい福祉サービスを実施している事業所11ヶ所への聞き取り調査
第2回名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会	令和5年10月11日	・障がい福祉サービスのサービス量についての検討
意見交換会	令和5年11月9日	・市内障がい者支援団体の意見を広く広聴し計画に反映することを目的に実施
第3回名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会	令和5年11月29日	・障がい福祉実施計画（素案）について
第2回名寄市保健医療福祉推進協議会	令和5年12月21日	・障がい福祉実施計画（素案）について ・名寄市長へ報告

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関する事。
- (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関する事。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。

(専門部会の設置)

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

- (1) 児童部会
 - (2) 障がい者部会
 - (3) 高齢者部会
 - (4) 保健医療部会
- 2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の手続を経た者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 各部長は、各専門部会委員の互選によるものとする。
- 4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。
- 5 専門部会は、必要に応じ部長が招集する。
- 6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年名寄市条例第43号)を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第20号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月12日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月25日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第28号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名寄市保健医療福祉推進協議会委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

役職名	氏 名	所 属 団 体 及 び 役 職	担当部会
会 長	眞岸 克明	名寄市立総合病院 院長	
副会長	吉田 肇	一般社団法人 上川北部医師会 顧問	
副会長	菊池 隆	名寄市町内会連合会 副会長	
委 員	飛田 聖	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	児童部会
委 員	笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会主任児童委員会 委員長	児童部会
委 員	柴田 沙知	名寄幼児教育・保育振興会 会長	児童部会
委 員	東 巖	前 名寄身体障害者福祉協会 会長	障がい者部会
委 員	田中 尚幸	社会福祉法人 道北センター福祉会 自立訓練（生活訓練）事業所 緑ヶ丘 事業所長	障がい者部会
委 員	尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	障がい者部会
委 員	天野 信二	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 事務局長	高齢者部会
委 員	大野 元博	名寄市高齢者事業センター 事務局長	高齢者部会
委 員	小川 進	名寄市老人クラブ連合会 会長	高齢者部会
委 員	大野 洋子	名寄市保健推進委員協議会 会長	保健医療部会
委 員	角尾 ひとみ	名寄市保健推進委員協議会 副会長	保健医療部会
委 員	加藤 淳	名寄市立大学 副学長	保健医療部会

名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会 委員名簿

◎：部会長

任期：令和5年6月2日～令和6年3月31日

NO	氏 名	所 属 及 び 役 職	備 考
1	東 巖	前 名寄身体障害者福祉協会 会長	
2	尾 谷 和 久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	◎
3	田 中 尚 幸	社会福祉法人 道北センター福祉会 自立訓練（生活訓練） 事業所 緑ヶ丘 事業所長	
4	横 田 一 真	社会福祉法人 名寄みどりの郷 障害者支援施設 名寄丘の上学園 施設長	
5	小笠原 志朗	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 地域支援係 係長	
6	川崎 かおる	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 南地区委員	
7	山 廣 神 奈 子	上川北部聴覚障害者協会名寄支部 副会長	
8	越 竜 司	ユニクロ名寄店 店員	
9	千 田 ち さ と	北海道上川総合振興局保健環境部 名寄地域保健室健康推進課 健康支援係 係長	
10	矢 口 明	名寄市立大学保健福祉学部 社会福祉学科 准教授	

第7期名寄市障がい福祉実施計画

第1期名寄市障がい児福祉実施計画

～自立と共生の地域社会づくり～

令和6年3月発行

発行：名寄市

編集：名寄市 健康福祉部 社会福祉課

〒096-8686

北海道名寄市大通南1丁目1番地

TEL 01654-3-2111

FAX 01654-9-2089

<http://www.city.nayoro.lg.jp/>

名寄市第9期
高齢者保健医療福祉計画・
介護保険事業計画
(素案)

(令和6年度〈2024〉～8年度〈2026〉)

令和5年(2023)12月現在
名寄市

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画策定の体制	3
第5節 日常生活圏域の考え方	4
第2章 高齢者を取り巻く状況	5
第1節 高齢者人口等の動向	6
第2節 アンケート調査とワークショップ	15
第3節 介護保険サービスの利用状況	26
第3章 高齢者施策の将来ビジョン	29
第1節 基本理念	30
第2節 基本目標	30
第3節 目指す高齢者の姿	30
第4節 目指す地域包括ケアの姿	31
第5節 高齢者施策の基本的方針	34
第6節 施策の体系	36
第4章 高齢者福祉施策の推進	37
第1節 健康づくりと介護予防の推進	38
第2節 高齢者の積極的な社会参加	47
第3節 認知症施策の推進	50
第4節 高齢者の権利擁護	53
第5節 医療と介護の連携	54
第6節 生活支援体制の整備	58
第7節 介護サービス基盤の整備	64
第8節 高齢者のニーズに応じた住まいの確保	66
第9節 介護人材の確保・育成、業務の効率化	69
第10節 災害や感染症対策に係る体制の整備	71
第5章 介護保険事業の推進	74
第1節 サービス見込み量の推計	75
第2節 サービス給付費の推計	78
第3節 地域密着型サービス等の整備目標	81

第4節 自立支援・重度化防止に向けた成果目標	82
第6章 介護保険事業の運営	83
第1節 第1号被保険者保険料について	84
第2節 介護給付適正化事業の推進	88
第7章 計画の推進に向けて	90
第1節 計画の推進方策	91
第2節 計画の進行管理	91
資料編	
名寄市保健医療福祉推進協議会規則	93
名寄市保健医療福祉推進協議会 委員名簿	95
名寄市保健医療福祉推進協議会 高齢者部会 委員名簿	96
策定の経過	97

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

高齢化社会を迎えるにあたり、平成12年度の介護保険制度創設から、介護保険事業計画・高齢者保健医療福祉計画を策定し、3年ごとに見直しを行い、計画的に高齢者福祉行政を進めてきました。

この間、平成18年3月の旧名寄市と旧風連町の合併による新しい名寄市の誕生や、平成18年度からの「地域包括ケア」の推進、平成27年度からの「医療介護総合確保推進法」による制度改正などを経て、現在は、団塊の世代（1947～1949年生まれ）が後期高齢者（75歳以上の高齢者）となる令和7年を迎えるにあたって、制度の持続性確保が大きなテーマとなっています。

本市の高齢者保健医療福祉は、地域包括支援センターを拠点に総合的な相談を行い、ニーズに基づき、訪問や通所、入所のサービスにつなげるしくみが整っています。また、要介護状態になる前の段階である介護予防にも精力的に取り組んでいます。

一方で、近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者が参加する様々な活動が中止・休止を余儀なくされるとともに、サービス事業所での利用者・職員の感染など、新たな課題が生じており、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を行いつつ、高齢者に関わる事業・取り組みの再開・再構築を図っていく必要があります。

「名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）は、このような背景を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、本市の高齢者保健医療福祉の施策の方向性や介護保険サービス量・第1号被保険者介護保険料の見込みなどを定め、計画的に推進していくために策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は名寄市総合計画を最上位計画として、関連する施策や事業との整合性を図りながら、高齢者等の福祉を推進するものです。

○ 高齢者保健医療福祉計画

高齢者保健医療福祉計画は、65歳以上を対象とした保健事業、そのほかの高齢者支援にかかわる事業を網羅したものです。

なお、高齢者における地域医療・地域保健の重要性を鑑み、「保健医療福祉計画」として策定します。

○ 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの3か年とします。

ただし、介護保険サービス量については、未来を見据え計画的に事業を実施するため、さらに15年後の姿として、令和22年（2040）の見込みを展望します。

人口減少社会においても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで送ることができるよう、地域一体で支援をする地域包括ケアシステムの深化・推進をしていくための計画となります。

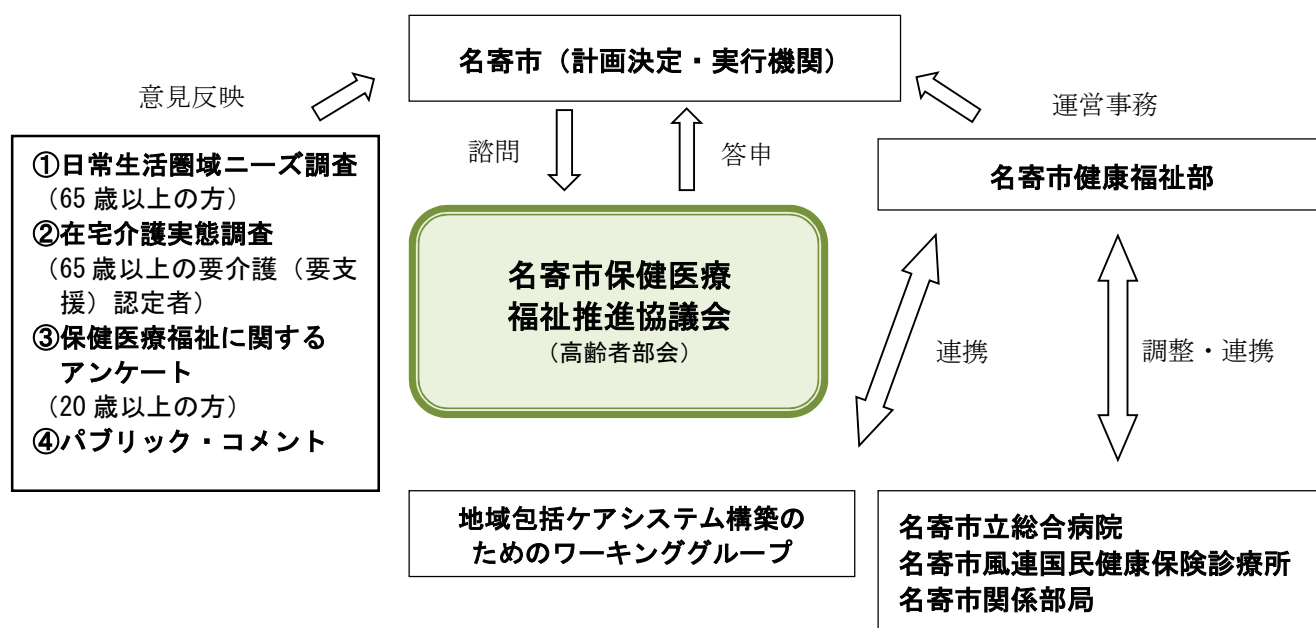
図表 計画期間

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者保健医療福祉計画 ・第8期介護保険事業計画					
		見直し	高齢者保健医療福祉計画 ・第9期介護保険事業計画		

第4節 計画策定の体制

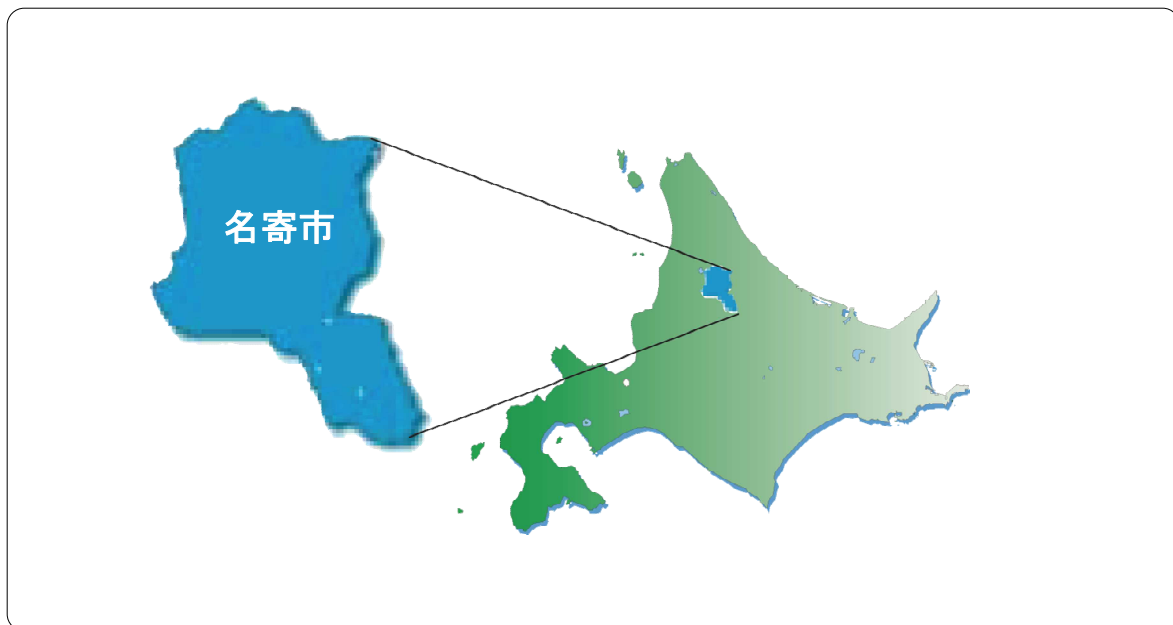
本計画は、アンケート調査やパブリック・コメントを通じて市民の意見を反映するとともに、本市の諮問を受けて計画の策定（改定）にかかる調査及び審議を行う組織である「名寄市保健医療福祉推進協議会」の意見を踏まえて策定します。

図表 計画策定の体制



第5節 日常生活圏域の考え方

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活ができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、高齢者人口等を勘案し、本市を一つの日常生活圏域として設定します。



第2章 高齢者を取り巻く状況

第1節 高齢者人口等の動向

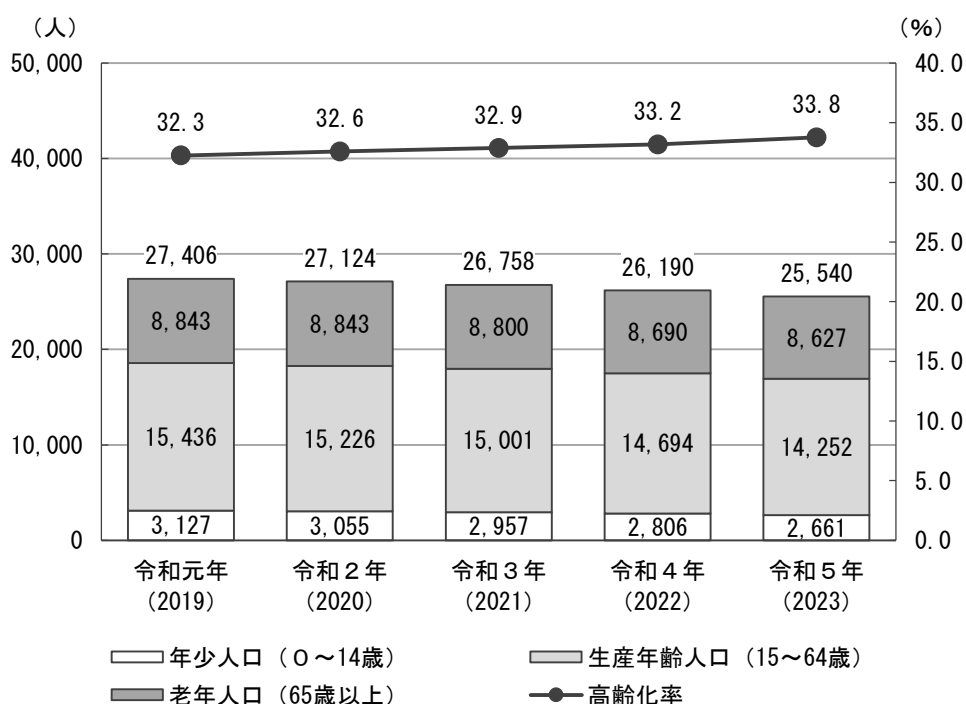
1 人口の推移

(1) 総人口・高齢者人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和5年（2023）には25,540人となりました。高齢者人口も減少に転じていますが、高齢化率は上昇し、令和5年（2023）には33.8%となっています。

令和2年国勢調査による全道平均の高齢化率は32.1%、全国平均は28.6%であり、高齢化が進んでいる実態がわかります。

図表 総人口の推移



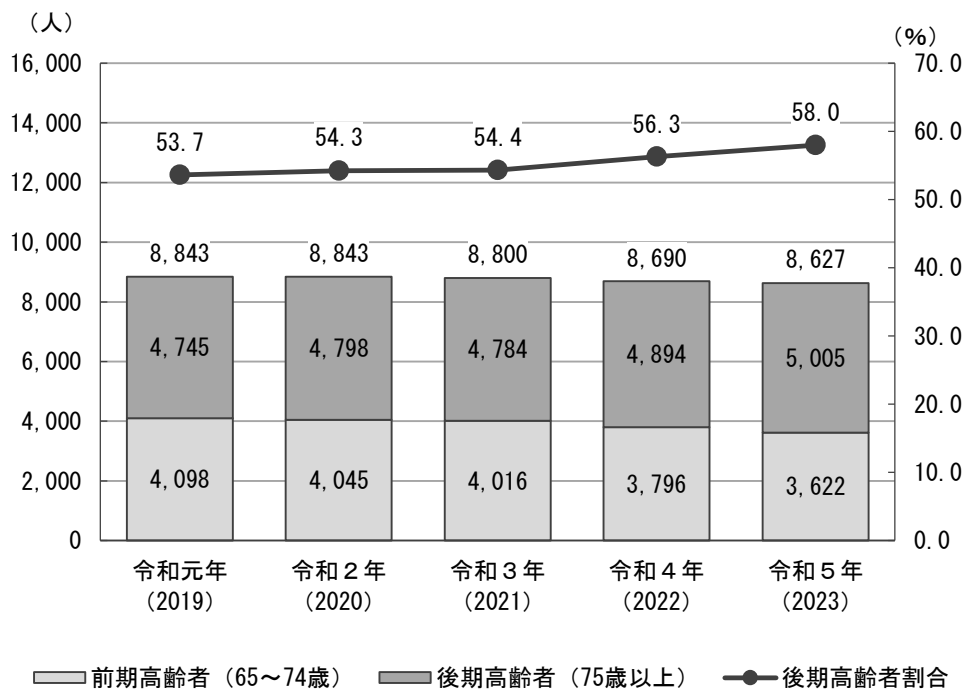
		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	(人)	27,406	27,124	26,758	26,190	25,540
年少人口 (0~14歳)	(人)	3,127	3,055	2,957	2,806	2,661
生産年齢人口 (15~64歳)	(人)	15,436	15,226	15,001	14,694	14,252
高齢者人口 (65歳以上)	(人)	8,843	8,843	8,800	8,690	8,627
高齢化率	(%)	32.3	32.6	32.9	33.2	33.8

[出典] 住民基本台帳 各年9月末現在

(2) 前期・後期別の高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、令和2年(2020)の8,843人をピークに減少に転じ、令和5年(2023)には8,627人となっています。前期後期高齢者別に見ると、前期高齢者数は減少傾向にあります。後期高齢者数は増加を続けています。そのため、後期高齢者割合は上昇しており、令和5年(2023)に58.0%となっています。

図表 高齢者人口の推移



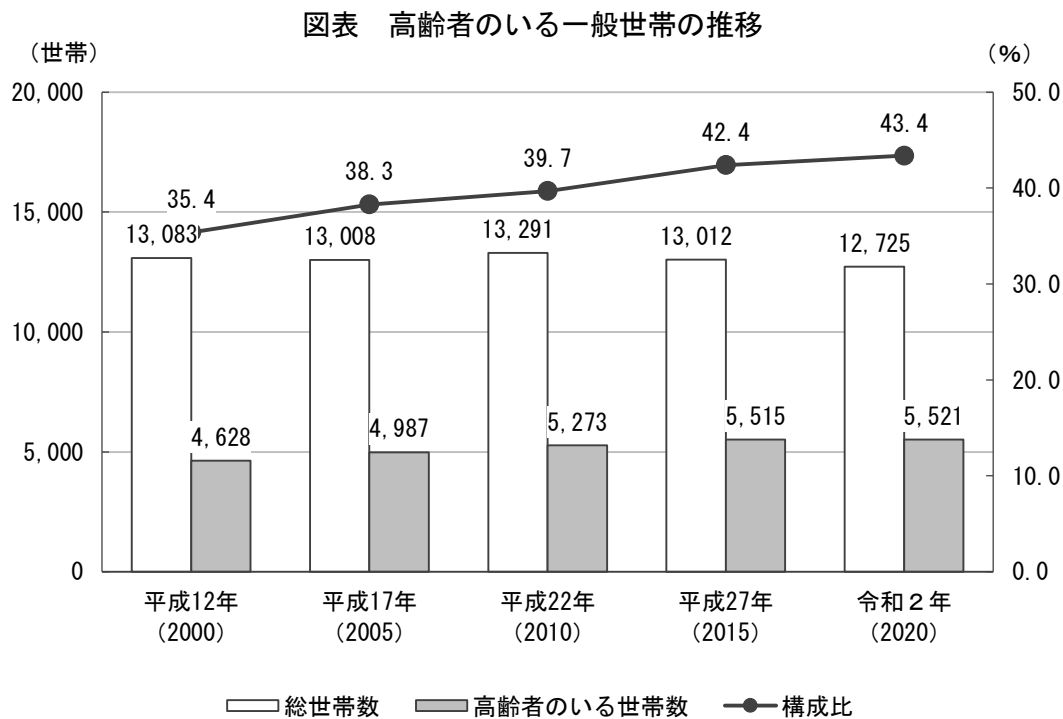
		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
前期高齢者数 (65~74歳)	(人)	4,098	4,045	4,016	3,796	3,622
後期高齢者数 (75歳以上)	(人)	4,745	4,798	4,784	4,894	5,005
高齢者人口	(人)	8,843	8,843	8,800	8,690	8,627
後期高齢者割合	(%)	53.7	54.3	54.4	56.3	58.0

[出典] 住民基本台帳 各年9月末現在

2 世帯状況

(1) 高齢者のいる一般世帯の推移

総世帯数は減少傾向にあります。高齢者のいる一般世帯は増加しています。令和2年（2020）には5,521世帯で、総世帯数に対する構成比は43.4%となっています。



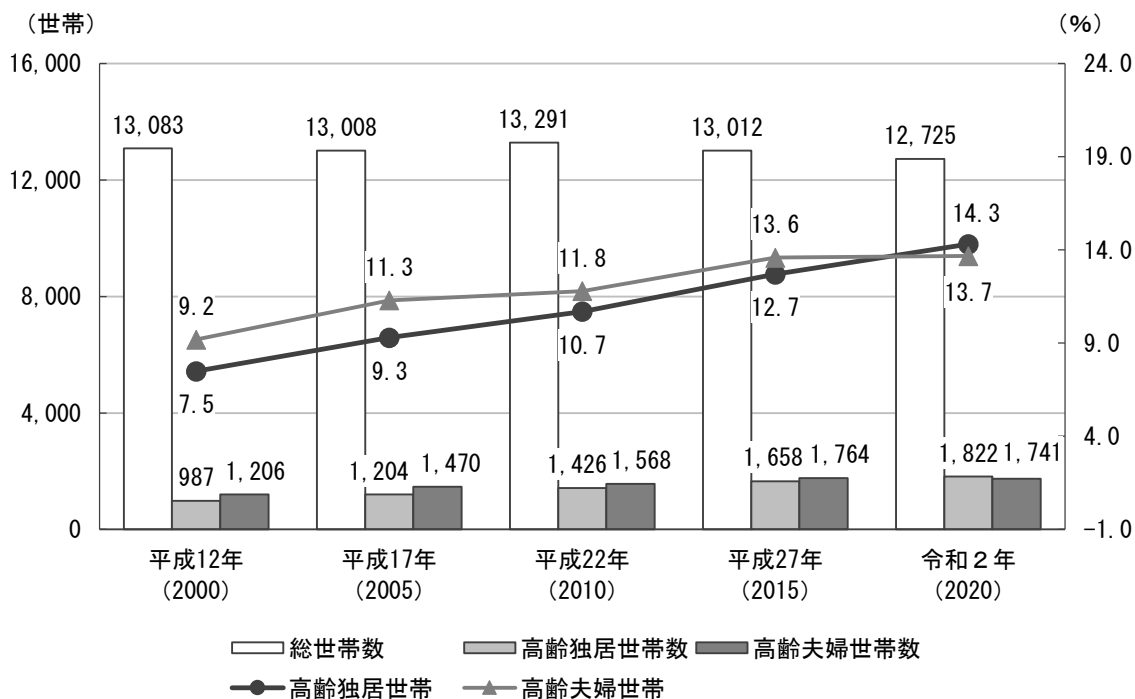
		平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総世帯数	(世帯)	13,083	13,008	13,291	13,012	12,725
高齢者のいる世帯数	(世帯)	4,628	4,987	5,273	5,515	5,521
構成比	(%)	35.4	38.3	39.7	42.4	43.4

[出典] 総務省「国勢調査」

(2) 高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の構成比の推移

総世帯数に対する高齢独居世帯の構成比は、平成12年(2000)の7.5%から年々上昇し、令和2年(2020)には14.3%となっています。高齢夫婦世帯の構成比も平成12年(2000)の9.2%から増加し、令和2年(2020)には13.7%となっています。

図表 高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の構成比の推移



		平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総世帯数	(世帯)	13,083	13,008	13,291	13,012	12,725
高齢独居世帯数	(世帯)	987	1,204	1,426	1,658	1,822
高齢夫婦世帯数	(世帯)	1,206	1,470	1,568	1,764	1,741
高齢独居世帯	(%)	7.5	9.3	10.7	12.7	14.3
高齢夫婦世帯	(%)	9.2	11.3	11.8	13.6	13.7

[出典] 総務省「国勢調査」

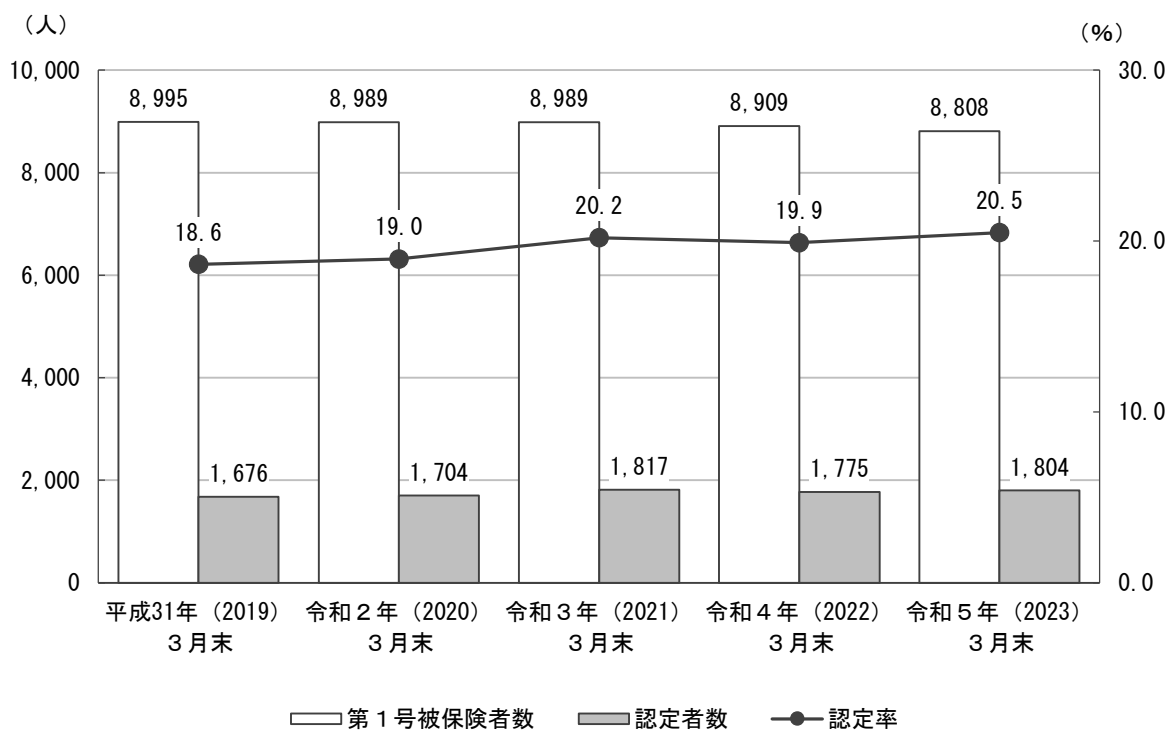
3 第1号被保険者数と認定者数の推移

(1) 第1号被保険者数と認定者数の推移

第1号被保険者数は平成31年をピークに減少傾向にあり、令和5年（2023）には8,808人となっています。認定者数は令和3年（2021）から令和4年（2022）にかけて減少したものの、令和5年（2023）は再び増加し、1,804人となっています。

認定率は、令和5年（2023）で20.5%となっており、全道平均20.6%と同程度で、全国平均の19.0%を上回っています。

図表 第1号被保険者数と認定者数及び認定率の推移



		平成31年 (2019) 3月末	令和2年 (2020) 3月末	令和3年 (2021) 3月末	令和4年 (2022) 3月末	令和5年 (2023) 3月末
第1号被保険者数	(人)	8,995	8,989	8,989	8,909	8,808
認定者数	(人)	1,676	1,704	1,817	1,775	1,804
認定率(名寄市)	(%)	18.6	19.0	20.2	19.9	20.5
認定率(全道)	(%)	19.8	20.0	20.3	20.5	20.6
認定率(全国)	(%)	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0

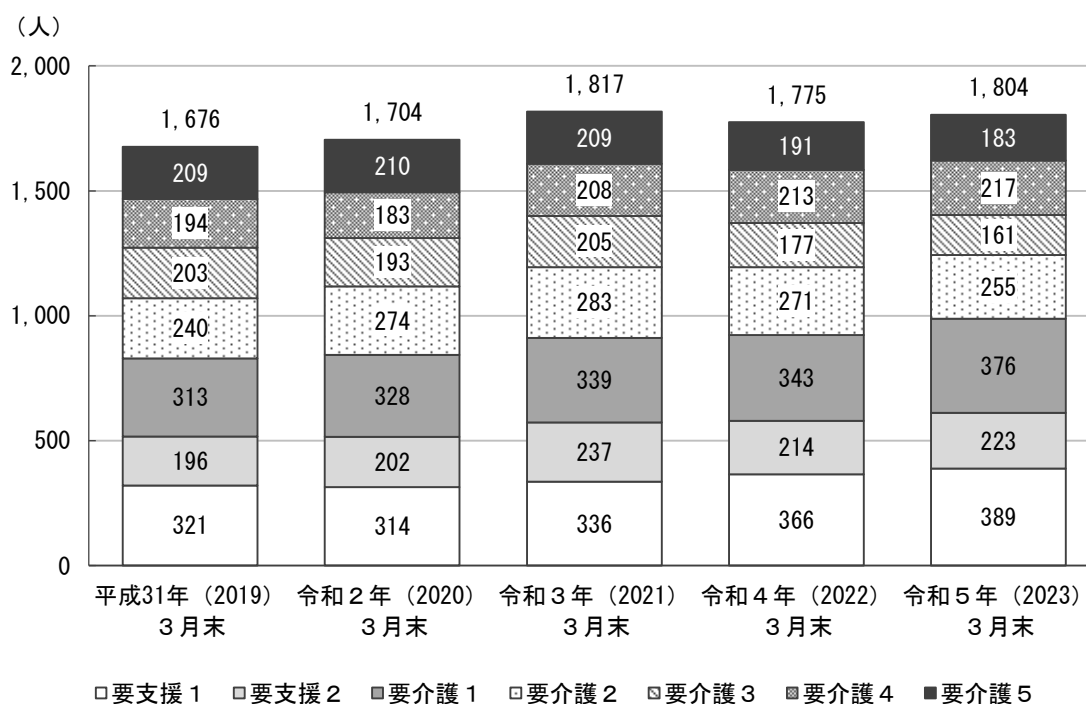
[出典] 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(2) 要介護度別の認定者数の推移

要介護度別の認定者数をみると、令和5年(2023)では、要支援1が389人、要支援2が223人、要介護1が376人、要介護2が255人、要介護3が161人、要介護4が217人、要介護5が183人となっています。

要介護3～5を重度者とする、令和5年(2023)の重度者の割合は31.1%で、平成31年(2019)の36.2%から減少傾向にあります。

図表 要介護度別の認定者数の推移



		平成31年 (2019) 3月末	令和2年 (2020) 3月末	令和3年 (2021) 3月末	令和4年 (2022) 3月末	令和5年 (2023) 3月末
要支援1	(人)	321	314	336	366	389
要支援2	(人)	196	202	237	214	223
要介護1	(人)	313	328	339	343	376
要介護2	(人)	240	274	283	271	255
要介護3	(人)	203	193	205	177	161
要介護4	(人)	194	183	208	213	217
要介護5	(人)	209	210	209	191	183
合計認定者数	(人)	1,676	1,704	1,817	1,775	1,804
要介護3～5の割合	(%)	36.2	34.4	34.2	32.7	31.1

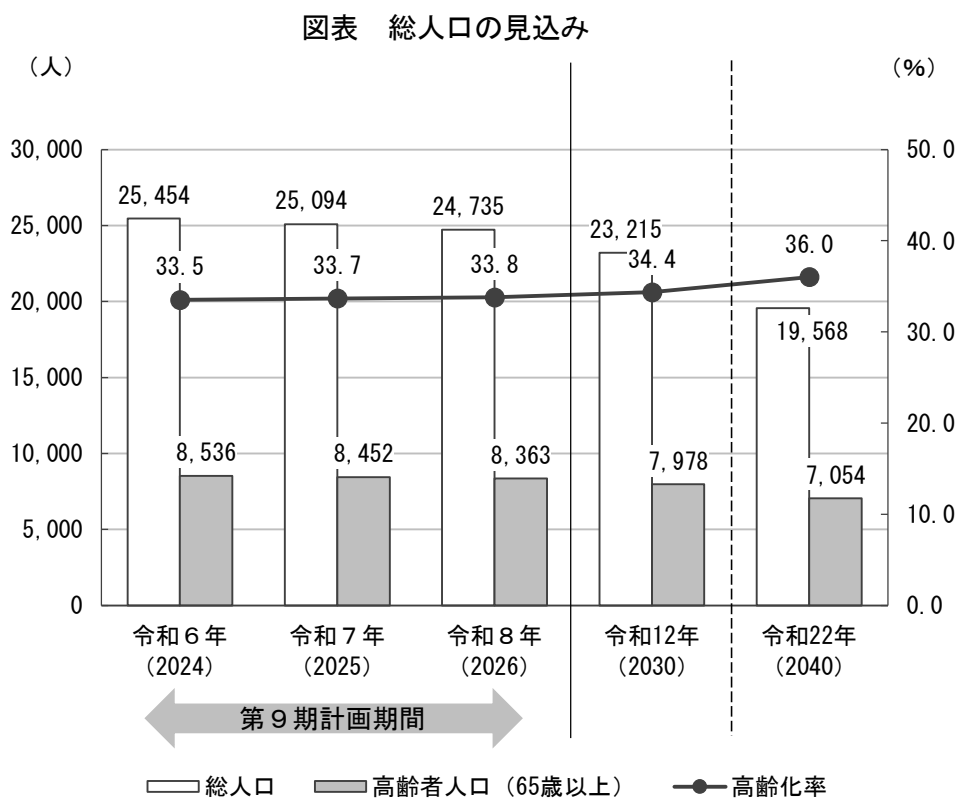
[出典] 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

2 高齢者人口等の将来推計

(1) 総人口・高齢者人口の推計

平成29年(2017)から令和5年(2023)の人口(9月末現在)をベースに、コーホート変化率法によって将来人口を推計した結果は下図のとおりです。

本計画の計画期間の最終年である令和8年(2026)に総人口は24,735人、高齢者数は8,363人となる見込みです。



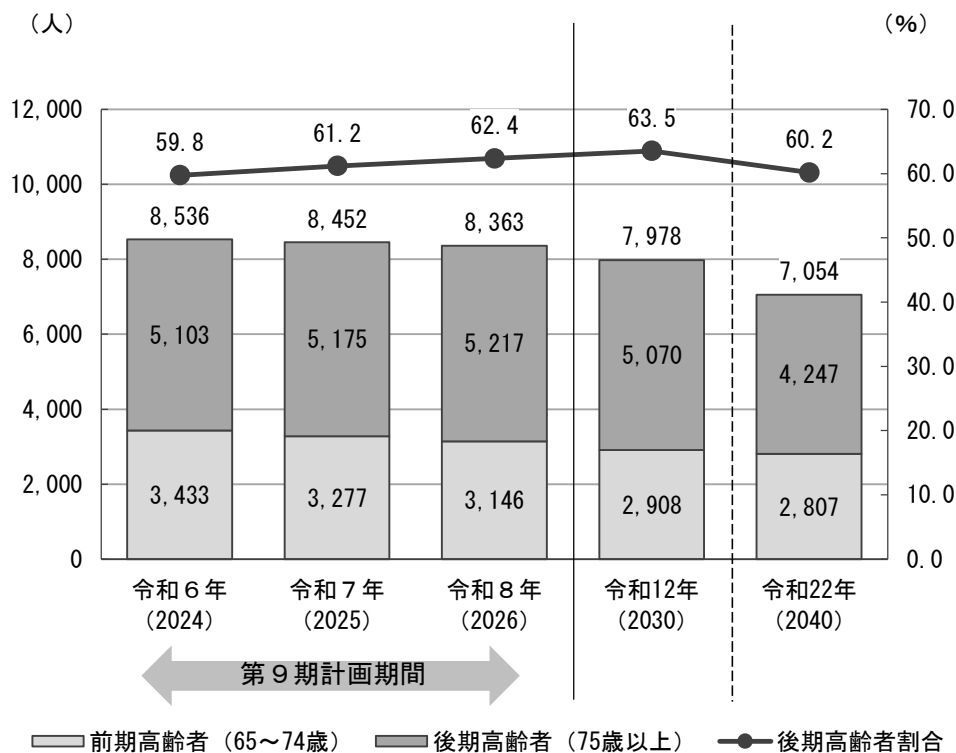
[出典] 住民基本台帳人口からの推計 各年9月末現在

(2) 前期・後期別の高齢者人口の推計

前期・後期別の高齢者人口の推計結果は下図のとおりです。

後期高齢者もいずれ減少に転じ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040)には4,247人となる見込みです。

図表 高齢者数の見込み

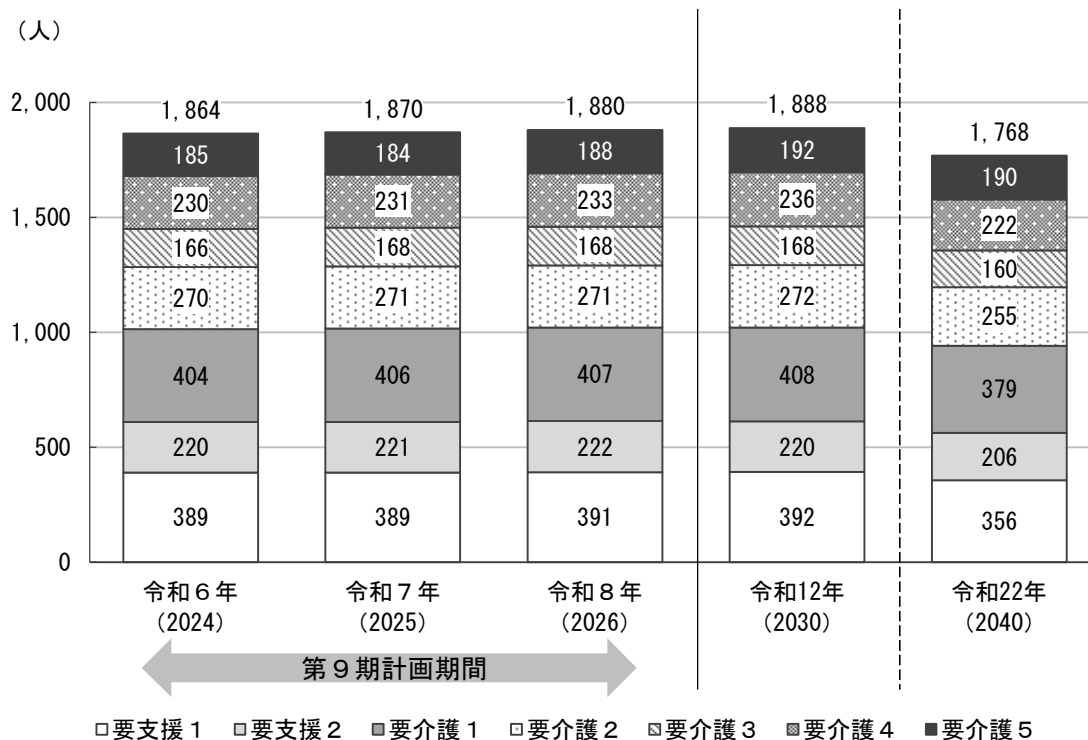


[出典] 住民基本台帳人口からの推計 各年9月末現在

(3) 認定者数の推計

厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」により、要介護・要支援認定者数（第2号被保険者を含む）を推計すると、計画期間の最終年である令和8年度（2026）には、要介護・要支援認定者数の合計が1,880人となり、その後令和12年度（2030）には1,888人、令和22年度（2040）には1,768人となると見込まれます。

図表 要介護・要支援認定者数の推計（第2号被保険者を含む）



[出典] 地域包括ケア「見える化」システム 将来推計機能

第2節 アンケート調査とワークショップ

本計画の策定に当たり、市民の生活状況や意見を把握し、本市における高齢者福祉施策の一層の充実、介護保険事業の円滑な実施に向けた参考資料とすることを目的に3種類のアンケート調査のほか、認知症施策において活動する市民団体であるチームオレンジの活動の場においてワークショップを実施しました。

1 調査の種類

調査は、一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、要介護者を対象とした「在宅介護実態調査」、20～64歳の市民を対象とした「保健医療福祉についてのアンケート調査」の3種類です。令和5年7～8月に郵送により配布・回収しました。

図表 調査の種類

種類	対象	配布数	回収数	回収率
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の方で、要介護認定を受けていない方や、要支援1・2の認定を受けている方	600	377	62.8%
② 在宅介護実態調査	在宅で生活しながら要介護認定を受けている方	600	346	57.6%
③ 保健医療福祉についてのアンケート調査	20～64歳の市民	600	183	30.5%

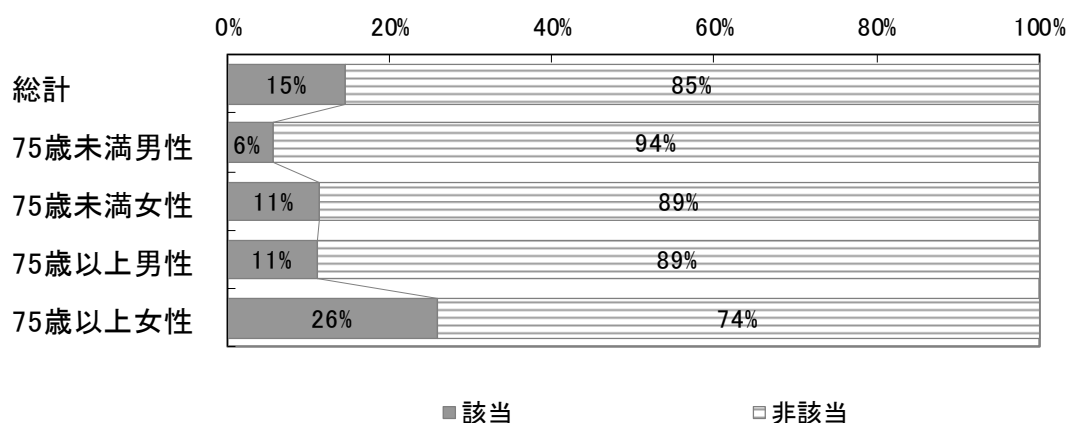
2 ニーズ調査結果

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、介護予防ケアマネジメントで用いる「基本チェックリスト」のスクリーニング手法に基づき、「生活機能低下」の該当者の状況を把握しました。

(1) 運動器機能低下のリスク

運動器の機能低下リスクがある方は、回答者全体の15%で、「75歳以上女性」では26%にのびります。

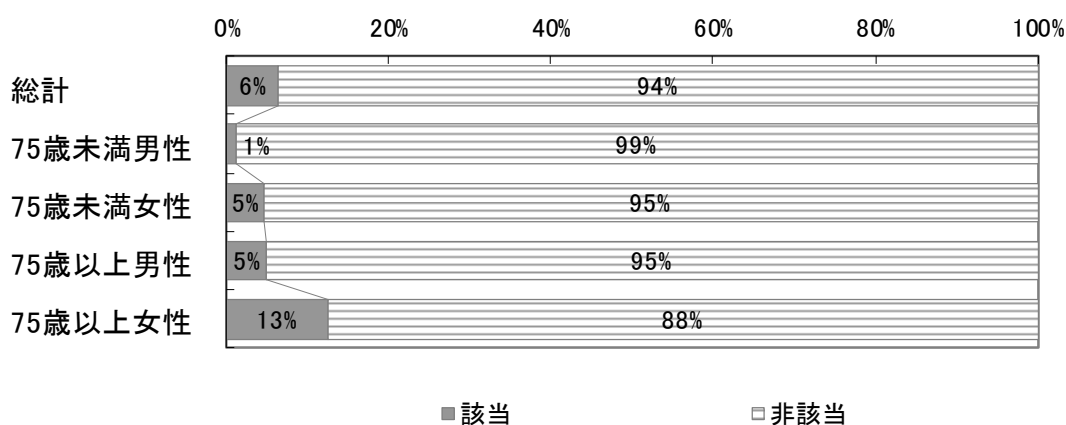
図表 運動機能低下のリスクの該当割合



(2) 閉じこもりのリスク

閉じこもりのリスクがある方は、回答者全体の6%で、75歳以上女性では13%にのびります。

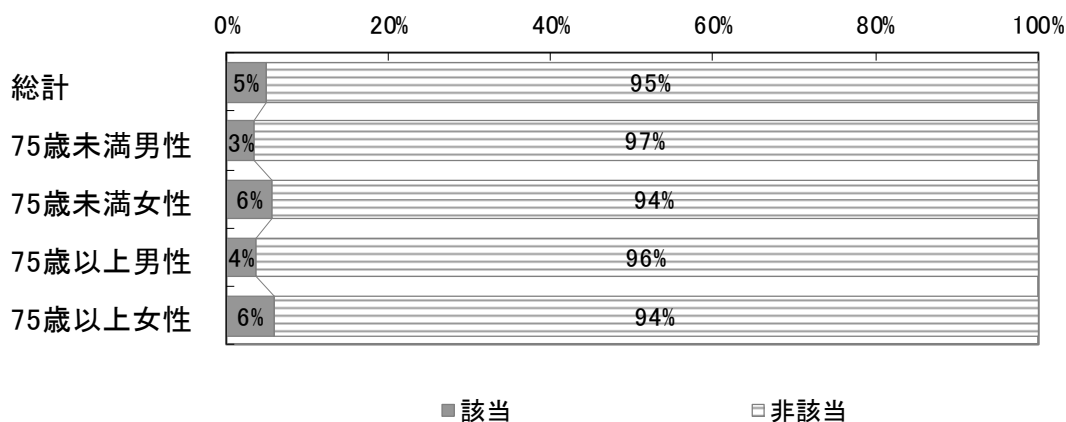
図表 閉じこもりのリスクの該当割合



(3) 低栄養のリスク

低栄養のリスクがある方（BMIが18.5未満の方）は、回答者全体の5%です。

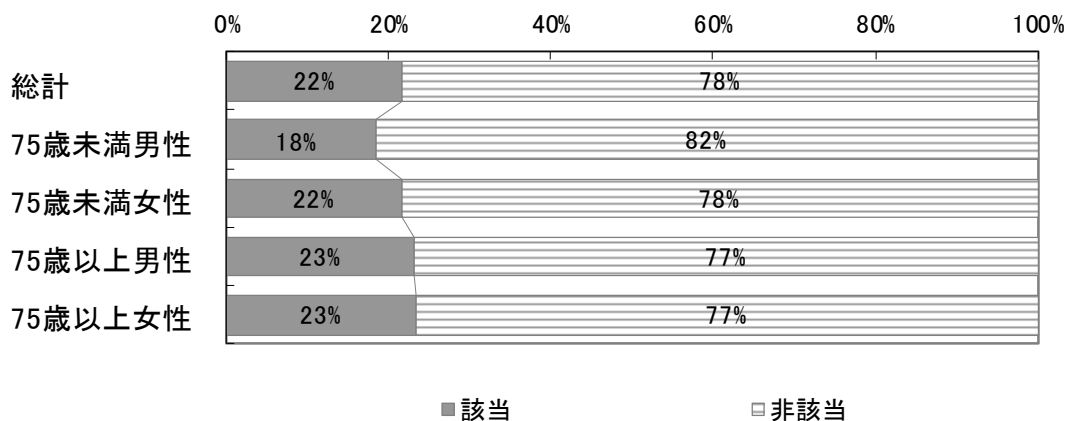
図表 低栄養のリスクの該当割合



(4) 口腔機能低下のリスク

口腔機能低下のリスクがある方は、回答者全体の22%です。

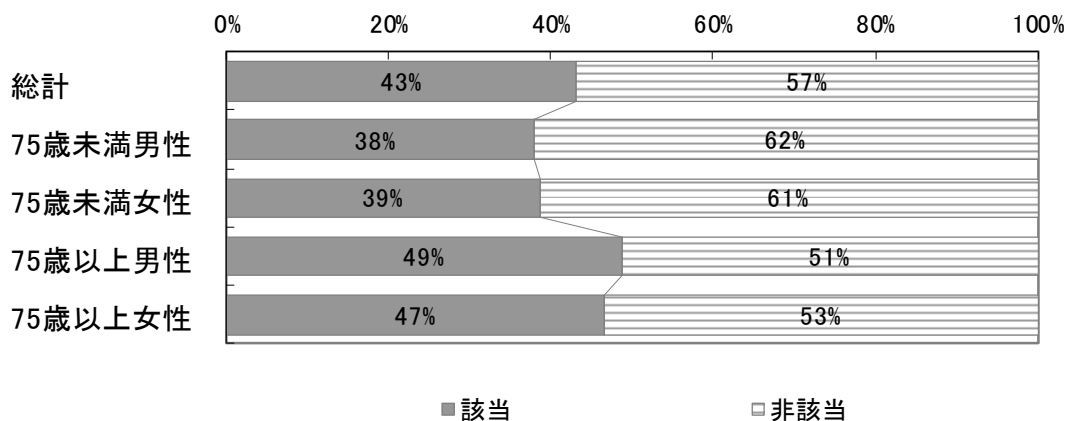
図表 口腔機能低下のリスクの該当割合



(5) 認知機能低下のリスク

認知機能低下のリスクがある方は、回答者全体の43%で、年齢が高いほど、割合が高くなっています。

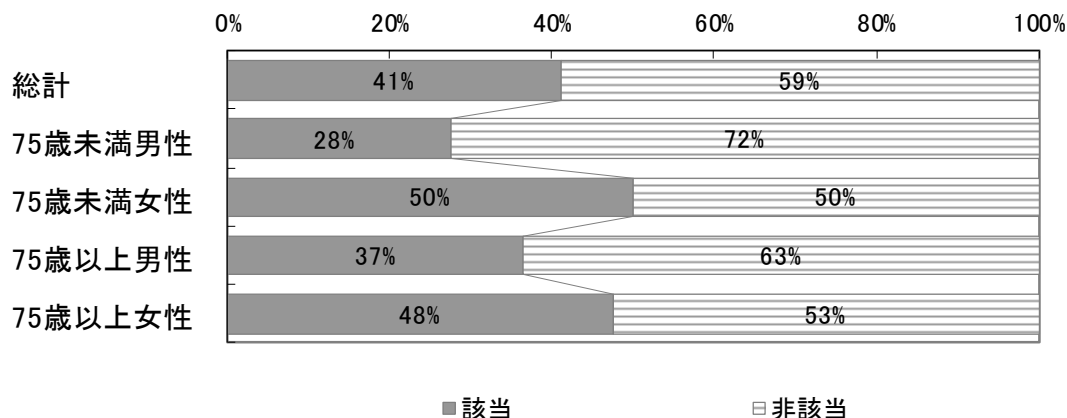
図表 認知機能低下のリスクの該当割合



(6) うつのリスク

うつのリスクがある方は、回答者全体の41%で、女性の方が高い傾向がみられます。

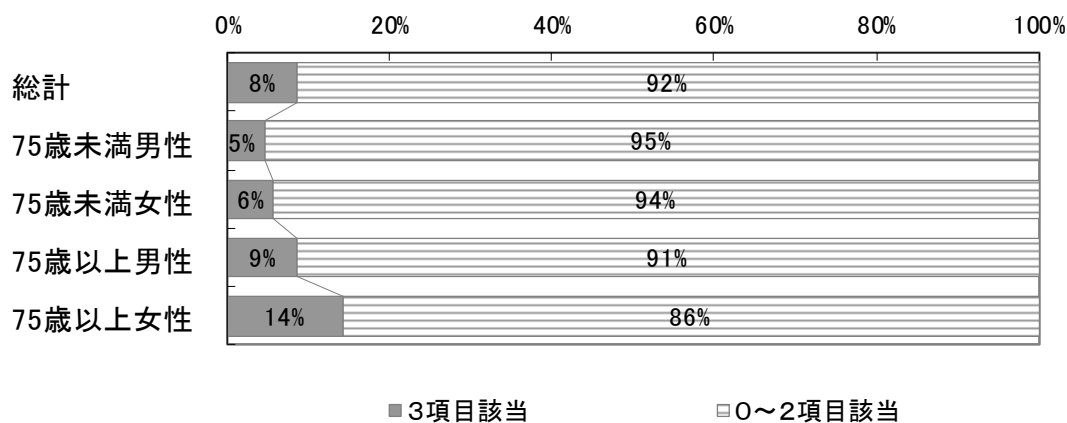
図表 うつのリスクの該当割合



(7) 3項目以上の該当割合

「生活機能低下の6つのリスクのうち、3項目以上に該当する方」は8%でした。要介護状態に進行するリスクの高い、いわゆる「フレイル」（虚弱）の該当者と考えられます。

図表 3項目以上のリスクに該当する方の割合



2 在宅介護実態調査結果

(1) 要介護者の性別・年齢・要介護度

要介護者の性別・年齢・要介護度は下の図表のとおりです。要介護者約1,800人の約2割である346人から回答をいただきました。

図表 要介護者の性別・年齢・要介護度

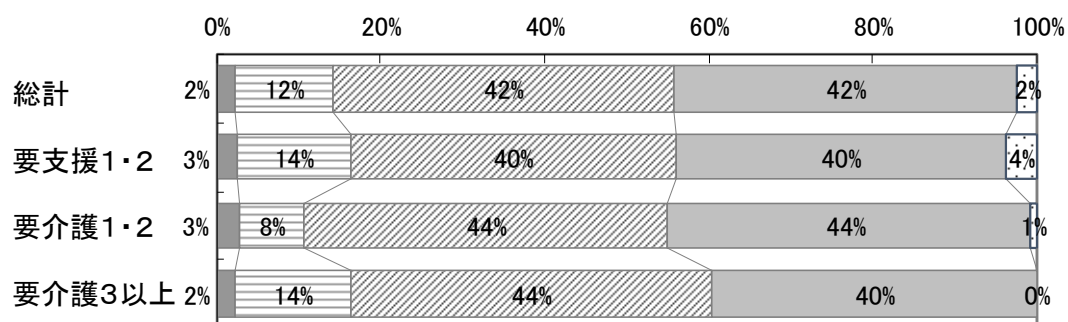
	総計		要支援 1・2		要介護 1・2		要介護 3以上	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 男性	99	29%	41	26%	31	28%	16	37%
2. 女性	243	70%	116	73%	80	72%	27	63%
無回答	4	1%	2	1%	0	0%	0	0%
合計	346	100%	159	100%	111	100%	43	100%

	総計		要支援 1・2		要介護 1・2		要介護 3以上	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 65歳未満	2	1%	2	1%	0	0%	0	0%
2. 65～69歳	11	3%	3	2%	5	5%	3	7%
3. 70～74歳	20	6%	9	6%	5	5%	5	12%
4. 75～79歳	45	13%	14	9%	16	14%	6	14%
5. 80～84歳	67	19%	38	24%	11	10%	11	26%
6. 85～89歳	112	32%	58	36%	40	36%	7	16%
7. 90歳以上	85	25%	34	21%	33	30%	11	26%
無回答	4	1%	1	1%	1	1%	0	0%
合計	346	100%	159	100%	111	100%	43	100%

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響の有無

この2年間あまりの新型コロナウイルス感染症の精神的、身体的な影響は、「非常にあった」は2%、「あった」は12%となっています。

図表 新型コロナウイルス感染症の影響の有無

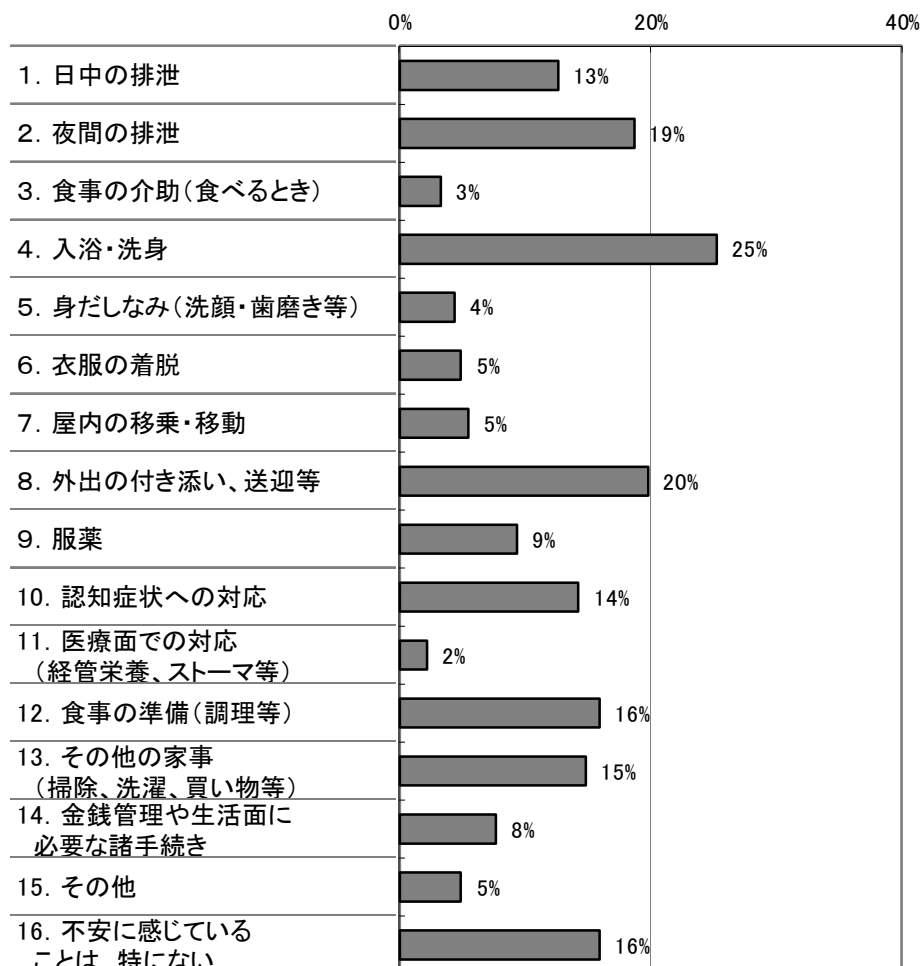


■ 1. 非常にあった □ 2. あった ▨ 3. あまりない ■ 4. まったくない □ 5. 無回答

(3) 介護者が負担や不安を感じる介護の内容

主な介護者が負担や不安を感じる介護の内容は、「入浴・洗身」が25%で最も多く、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」などと続いています。

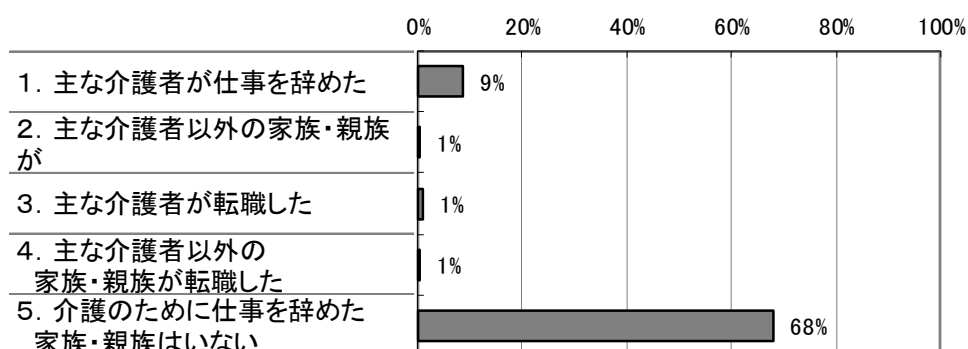
図表 介護者が負担や不安を感じる介護の内容



(4) 過去1年間の介護離職の有無

過去1年間の介護離職については、「主な介護者が仕事を辞めた」は9%で、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)」、「主な介護者が転職した」、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」も1%ずつみられました。

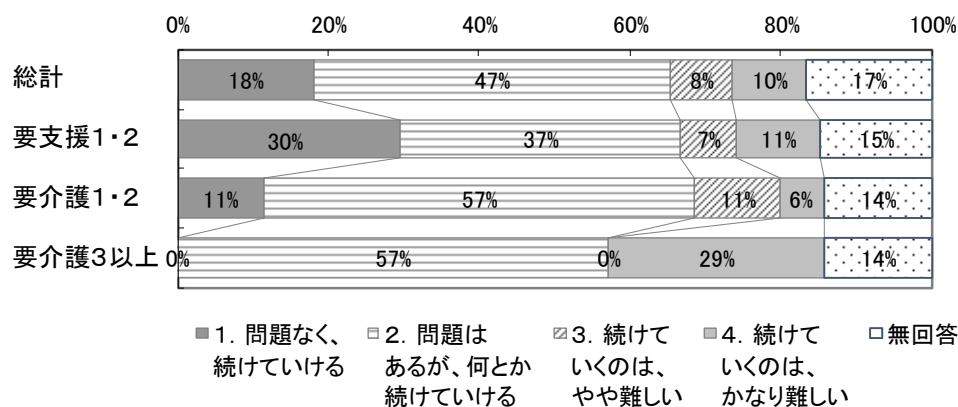
図表 現在利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービス



(5) 働きながらの介護継続の困難さ

働きながら介護を続けていけそうかの質問には、「続けていくのは、かなり難しい」が10%、「続けていくのは、やや難しい」が8%ありました。特に、要介護3以上の層では、29%が「続けていくのは、かなり難しい」と回答しています。

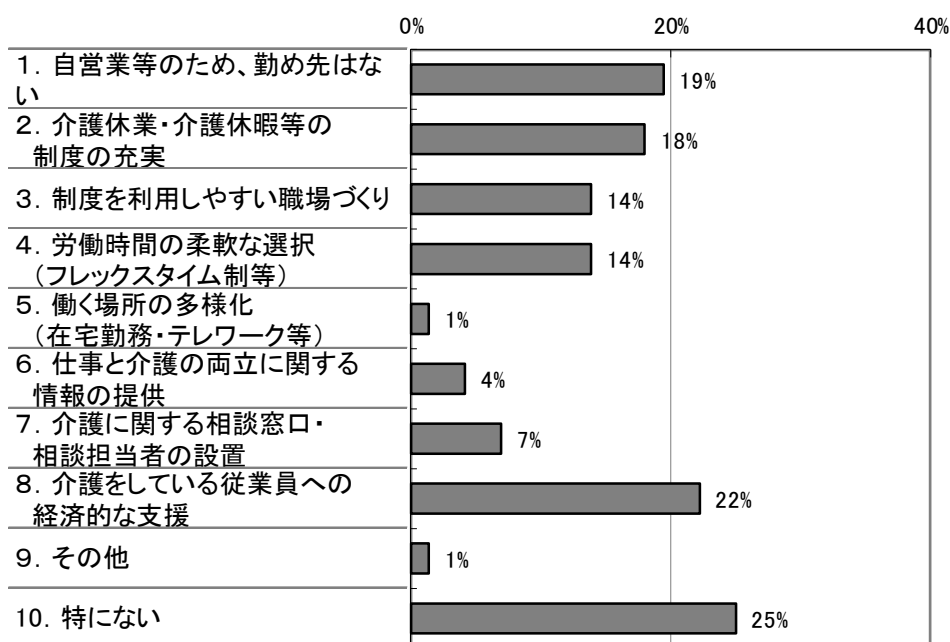
図表 働きながらの介護継続の困難さ



(6) 仕事と介護の両立のための支援のニーズ

仕事と介護の両立のための職場での支援のニーズについては、「介護をしている従業員への経済的な支援」が22%で最も多く、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が18%、「制度を利用しやすい職場づくり」と「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制等）」が14%などと続いています。

図表 仕事と介護の両立のための支援のニーズ

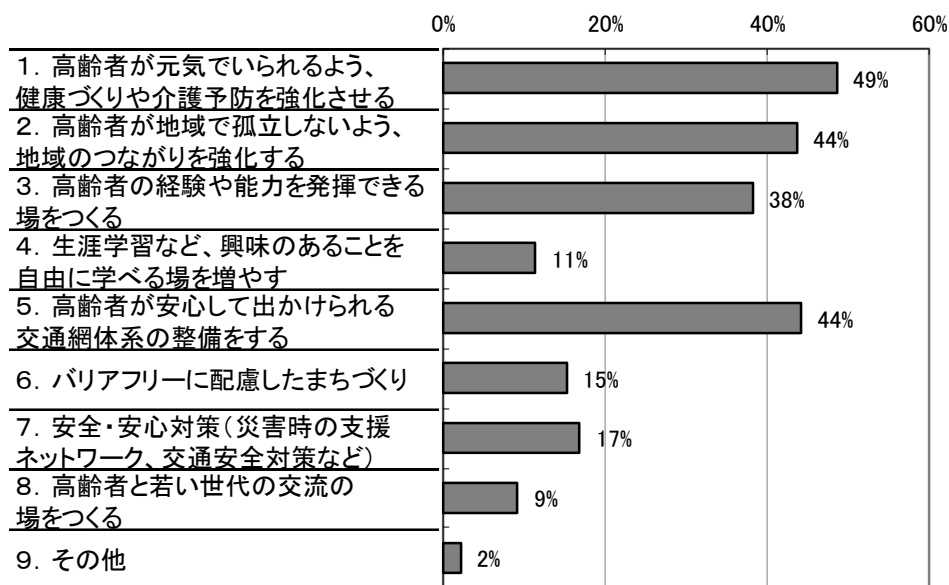


3 保健医療福祉についてのアンケート調査結果

(1) 名寄市の高齢者福祉政策へのニーズ

「名寄市の高齢者福祉政策へのニーズ」については、「高齢者が元気でいられるよう、健康づくりや介護予防を強化させる」が49%で最も多く、「高齢者が安心して出かけられる交通網体系の整備をする」と「高齢者が地域で孤立しないよう、地域のつながりを強化する」が44%で続いています。

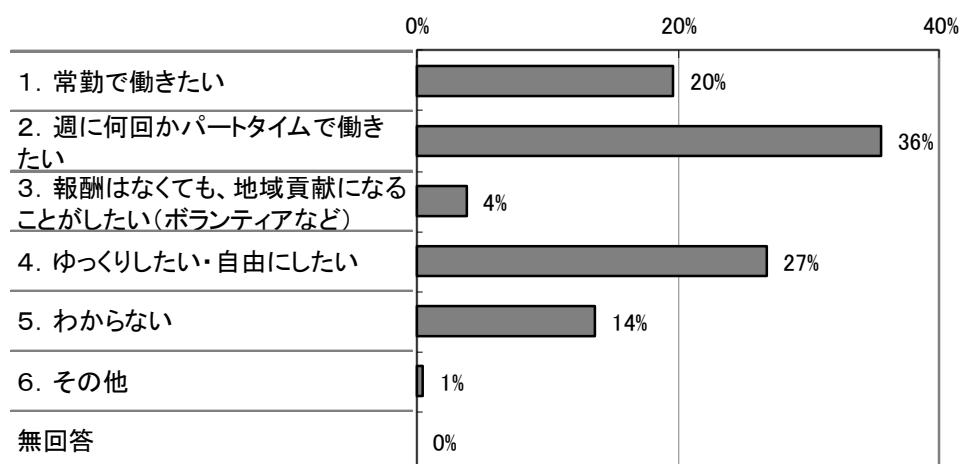
図表 名寄市の高齢者福祉政策へのニーズ



(2) 65歳以降の就労等の意向

「65歳以降の就労等の意向」は、「週に何回かパートタイムで働きたい」が36%で最も多く、「常勤で働きたい」も20%あります。

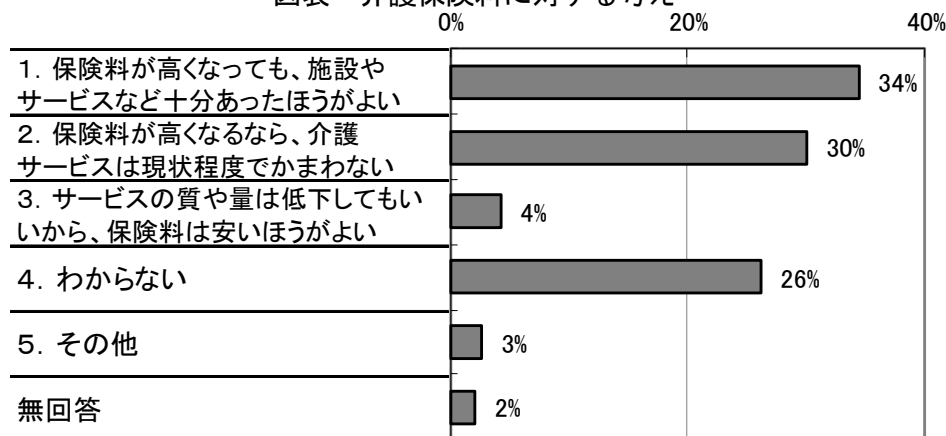
図表 65歳以降の就労等の意向



(3) 介護保険料に対する考え

「介護保険料のあり方」については、「保険料が高くなっても、施設やサービスなど十分あったほうがよい」が34%で最も割合が高くなっています。

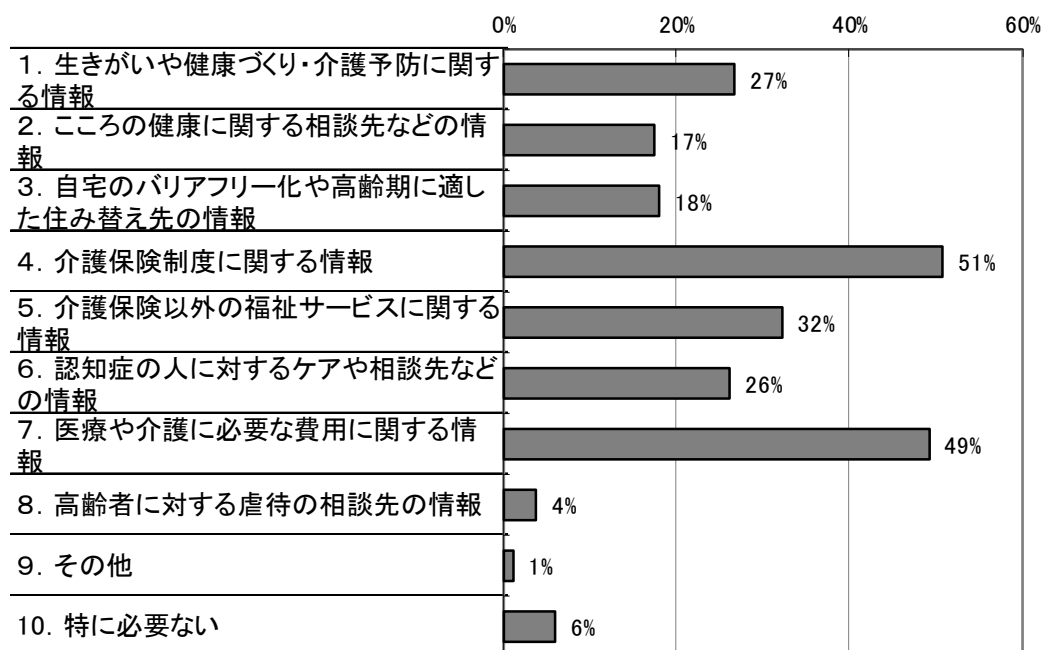
図表 介護保険料に対する考え



(4) 知りたい情報の内容

「介護や保健、医療に関することで知りたい情報」は、「介護保険制度に関する情報」が51%で最も多く、「医療や介護に必要な費用に関する情報」が49%が続いています。

図表 知りたい情報の内容



4 アンケート調査結果から見える課題

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、運動器の機能低下リスクがある方が15%、閉じこもりのリスクがある方が6%、低栄養のリスクがある方が5%、口腔機能低下のリスクがある方が22%、認知機能低下のリスクがある方が43%、うつのリスクがある方が41%でした。それぞれのリスクがある方に、そのリスクを軽減するために必要な介護予防事業の利用を働きかけていくことが重要です。

また、「生活機能低下の6つのリスクのうち、3項目以上に該当する方」は8%でした。この方々は、とりわけ要介護状態に進行するリスクの高い、いわゆる「フレイル」（虚弱）の該当者と考えられることから、介護予防事業の利用を特に働きかけ、該当割合の低下につなげていくことが必要です。

(2) 在宅介護実態調査

「在宅介護実態調査」では、介護者が、「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」など、様々な介護に負担や不安を感じている実態が見てとれました。

また、介護離職は、本市においてもみられ、現在介護を続けている介護者においても「働きながら介護を続けていくのは、かなり難しい」が10%、「続けていくのは、やや難しい」が8%あり、仕事と介護の両立の困難さがうかがえます。仕事と介護の両立のための支援のニーズとして、「介護をしている従業員への経済的な支援」、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「制度を利用しやすい職場づくり」などがあがっており、こうした取り組みを進めていくことが望まれます。

(3) 保健医療福祉についてのアンケート調査

「保健医療福祉についてのアンケート調査」では、「名寄市の高齢者福祉政策へのニーズ」として、「高齢者が元気でいられるよう、健康づくりや介護予防を強化させる」、「高齢者が安心して出かけられる交通網体系の整備をする」、「高齢者が地域で孤立しないよう、地域のつながりを強化する」などがあがっており、こうした取り組みを進めていくことが望まれます。

また、「65歳以降の就労」についても意向がみられ、高齢になっても働ける環境づくりが求められます。

「介護保険料のあり方」については、「保険料が高くなっても、施設やサービスなど十分あったほうがよい」が最も割合が高くなっていますが、「保険料が高くなるなら、介護サービスは現状程度でかまわない」という回答と拮抗しており、サービスの充実と負担のあり方についての参考にしていく必要があります。

5 ワークショップ

認知症施策において活動する市民団体である、チームオレンジの令和5年10月20日の活動において、認知症の理解促進や高齢者支援などについてをテーマにワークショップを実施しました。

参加者からは、これまでの活動経験を生かして、活発な発言があり、「認知症の方は、自分を認知症だと思っていない。事業案内に認知症の文字があるだけでも、参加につながらない場合もある」、「閉じこもりがちになった人は、なかなか外に出ることができない。連れ出しに行く取り組みが重要」、「もっと多くの人に事業や活動を知ってもらう必要がある」などの発言がありました。

また、自分たちの活動を通してできることとして、現在行っている「にこにこカフェ」の運営に関連して、開催ごとに簡単な介護講習会や、体操、収穫祭等を計画したいといった意見や、高齢の方が気軽に集まれる通いや集いの場のガイドブックを作成したいといった意見が出されていました。

第3節 介護保険サービスの利用状況

令和3年度（2021）・4年度（2022）の介護保険サービスの給付実績を計画値と比較すると、下の表のとおりです。総給付費ベースで、実績は令和3年度（2021）が計画値の92%、4年度（2022）が79%にとどまっています。

サービス別では、訪問入浴介護や訪問看護など、一部のサービスで計画値を上回っていますが、訪問介護や通所介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設といった給付費の多いサービスは計画値を下回っています。

図表 介護保険サービスの給付実績と計画値の比較

1. 介護予防サービス見込量

		令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	3年度 比較	4年度 比較
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	31	0	361	361	9%	0%
	回数(回)	0.3	0.0	3.7	3.7	9%	0%
	人数(人)	0	0	1	1	17%	0%
介護予防訪問看護	給付費(千円)	5,641	5,632	6,478	6,482	87%	87%
	回数(回)	70.8	76.9	84.3	84.3	84%	91%
	人数(人)	17	19	15	15	112%	124%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	9,834	9,157	6,667	6,670	148%	137%
	回数(回)	283.1	266.3	184.0	184.0	154%	145%
	人数(人)	35	34	28	28	123%	120%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,484	1,675	1,574	1,574	94%	106%
	人数(人)	12	12	13	13	96%	94%
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	12,868	13,083	11,874	11,881	108%	110%
	人数(人)	31	32	28	28	111%	114%
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	2,019	1,924	2,074	2,075	97%	93%
	日数(日)	26.8	25.0	27.4	27.4	98%	91%
	人数(人)	5	5	8	8	67%	66%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	788	387	363	363	217%	107%
	日数(日)	6.8	3.3	5.4	5.4	127%	62%
	人数(人)	1	0.4	2	2	46%	21%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	83	0	0	0	-	-
	日数(日)	1.0	0.0	0.0	0.0	-	-
	人数(人)	0.3	0	0	0	-	-
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	7,452	7,263	6,036	6,036	123%	120%
	人数(人)	151	149	128	128	118%	116%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,806	1,295	1,184	1,184	153%	109%
	人数(人)	6	4	3	3	186%	136%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	3,639	4,407	3,277	3,277	111%	134%
	人数(人)	6	7	5	5	128%	135%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	3,916	4,653	3,622	3,624	108%	128%
	人数(人)	5	6	5	5	90%	113%
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	448	805	0	0	-	-
	回数(回)	3.8	6.8	0.0	0.0	-	-
	人数(人)	1	1	0	0	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,252	3,321	3,943	3,945	57%	84%
	人数(人)	3	4	5	5	65%	83%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,972	252	0	0	-	-
	人数(人)	1	0	0	0	-	-
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	11,151	11,120	9,511	9,569	117%	116%
	人数(人)	207	208	178	179	116%	116%
合計	給付費(千円)	66,386	64,974	56,964	57,041	117%	114%

2. 介護サービス見込量

		令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	3年度 比較	4年度 比較
(1) 居宅サービス							
訪問介護	給付費(千円)	384,494	386,841	395,568	400,026	97%	97%
	回数(回)	11,099.7	10,826.3	11,825.0	11,951.8	94%	91%
	人数(人)	259	249	256	256	101%	97%
訪問入浴介護	給付費(千円)	1,766	1,485	75	75	2354%	1980%
	回数(回)	12	10	1	1	2028%	1694%
	人数(人)	4	3	1	1	358%	308%
訪問看護	給付費(千円)	22,617	23,263	19,996	20,732	113%	112%
	回数(回)	297.9	313.5	237.7	245.7	125%	128%
	人数(人)	47	50	44	46	106%	108%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	14,500	17,231	21,126	21,538	69%	80%
	回数(回)	389.8	449.3	596.0	607.4	65%	74%
	人数(人)	47	56	66	67	71%	83%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	12,036	12,303	7,863	8,244	153%	149%
	人数(人)	86	92	60	63	144%	146%
通所介護	給付費(千円)	130,890	108,629	137,287	142,490	95%	76%
	回数(回)	1,637	1,378	1,640	1,696	100%	81%
	人数(人)	222	196	220	227	101%	86%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	62,082	58,658	70,405	72,877	88%	80%
	回数(回)	555.9	521.0	641.7	662.1	87%	79%
	人数(人)	77	74	89	92	86%	81%
短期入所生活介護	給付費(千円)	34,966	30,265	41,495	42,113	84%	72%
	日数(日)	358.6	313.0	446.7	452.6	80%	69%
	人数(人)	53	45	56	57	95%	78%
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	3,137	1,468	3,093	3,094	101%	47%
	日数(日)	26.3	13.3	24.7	24.7	106%	54%
	人数(人)	3	3	8	8	36%	33%
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	2,933	0	0	0	-	-
	日数(日)	20.9	0.0	0.0	0.0	-	-
	人数(人)	3	0	0	0	-	-
福祉用具貸与	給付費(千円)	43,823	45,273	43,061	44,626	102%	101%
	人数(人)	359	356	360	370	100%	96%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,641	2,403	1,763	1,763	93%	136%
	人数(人)	5	6	5	5	102%	122%
住宅改修費	給付費(千円)	3,652	3,762	5,359	5,359	68%	70%
	人数(人)	6	7	7	7	89%	93%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	149,380	125,500	146,064	148,824	102%	84%
	人数(人)	62	55	60	61	104%	90%
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	3,745	5,320	8,454	8,458	44%	63%
	人数(人)	4	5	8	8	49%	60%
地域密着型通所介護	給付費(千円)	24,607	25,205	23,544	21,815	105%	116%
	回数(回)	213.2	226.2	228.0	212.9	93%	106%
	人数(人)	35	37	34	32	101%	114%
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	40,389	34,329	39,345	40,601	103%	85%
	回数(回)	350.4	286.0	344.0	355.3	102%	80%
	人数(人)	42	38	33	34	126%	112%
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	49,777	47,549	73,141	73,182	68%	65%
	人数(人)	22	21	34	34	64%	62%
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	149,283	163,119	158,042	243,378	94%	67%
	人数(人)	47	51	50	77	94%	66%
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	55,761	0	68,203	-	82%
	人数(人)	0	25	0	29	-	87%
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	39,997	36,889	120,839	124,003	33%	30%
	人数(人)	20	18	58	59	34%	31%

第2章 高齢者を取り巻く状況

(3)施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費(千円)	596,717	570,418	635,285	635,637	94%	90%
	人数(人)	191	182	202	202	94%	90%
介護老人保健施設	給付費(千円)	360,338	333,157	413,769	413,999	87%	80%
	人数(人)	109	103	126	126	87%	81%
介護医療院	給付費(千円)	2,489	5,212	0	177,594	-	3%
	人数(人)	1	1	0	38	-	3%
介護療養型医療施設	給付費(千円)	524	0	2,996	2,997	17%	0%
	人数(人)	0	0	1	1	17%	0%
(4)居宅介護支援	給付費(千円)	109,394	104,761	100,441	102,940	109%	102%
	人数(人)	599	562	597	611	100%	92%
合計	給付費(千円)	2,245,178	2,198,802	2,469,011	2,824,568	91%	78%

3. 総給付費

	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	3年度 比較	4年度 比較
合計	2,311,564	2,263,776	2,525,975	2,881,609	92%	79%
在宅サービス	1,045,943	1,005,702	1,166,197	1,187,353	90%	85%
居住系サービス	305,552	349,287	307,728	464,029	99%	75%
施設サービス	960,069	908,787	1,052,050	1,230,227	91%	74%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数です。

※令和4年度(2022)実績値は、介護保険事業状況報告(月報)に基づく暫定値です。コロナ禍で審査支払請求事務の遅れなどもあるため、実績値は今後も変動すると想定されます。

第3章 高齢者施策の将来ビジョン

第1節 基本理念

本計画の策定に当たっては、次に掲げる3点を基本理念とし、保健医療福祉サービスを提供する体制の確保を図ります。

- 1 要介護状態・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態・要支援状態となることの予防に努めます。
- 2 高齢者などの心身の状況、その置かれている環境などに応じて、高齢者などの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供される体制を構築します。
- 3 高齢者などが要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援します。

第2節 基本目標

基本理念を踏まえ、高齢者施策の目指すべき目標を次のとおり掲げます。

「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」

第3節 目指す高齢者の姿

本市では、目指す高齢者の姿を以下のとおり、掲げています。

①健康づくりと介護予防が定着したまちへ

○健康づくりと介護予防を一体的に推進することにより、高齢者が積極的に介護予防に取り組み、要支援・要介護認定者が急増することなく、自発的に健康寿命の延伸を図ることができる環境のもと、多くの高齢者が元気に暮らしています。

②住み慣れた地域や在宅で暮らし続けられるまちへ

○認知症になっても、介護状態になっても、それぞれの住み慣れた地域・日常生活圏において、在宅を中心とする介護サービスや地域での見守りを受けながら、安心して暮らしています。

③重度者を中心に必要な応じ施設利用ができるまちへ

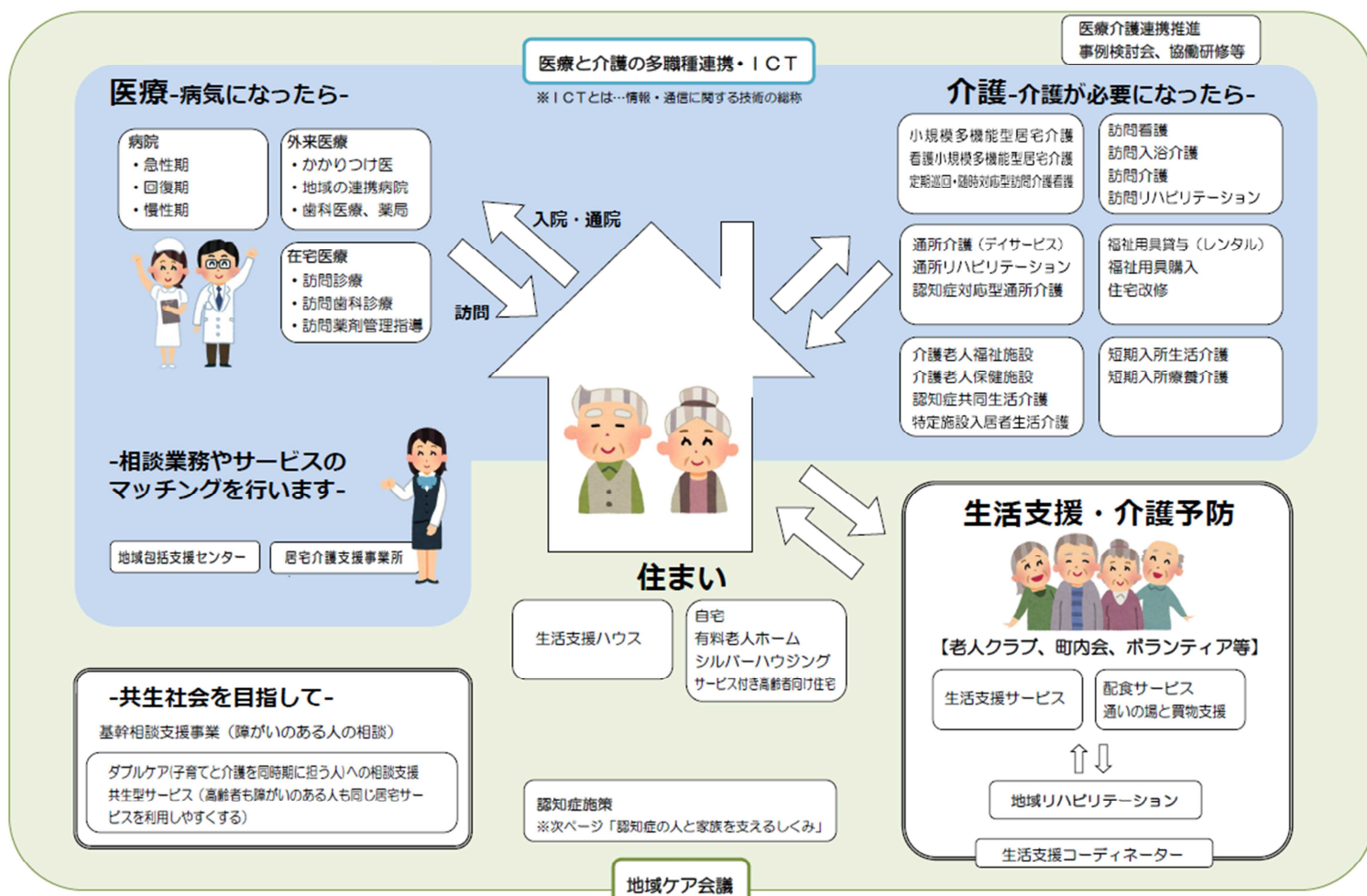
○要介護度が重度な高齢者は、それぞれの必要と状況に応じて、希望する施設において満足のいくサービスを受けています。

第4節 目指す地域包括ケアの姿

1 目指す地域包括ケアシステムの姿

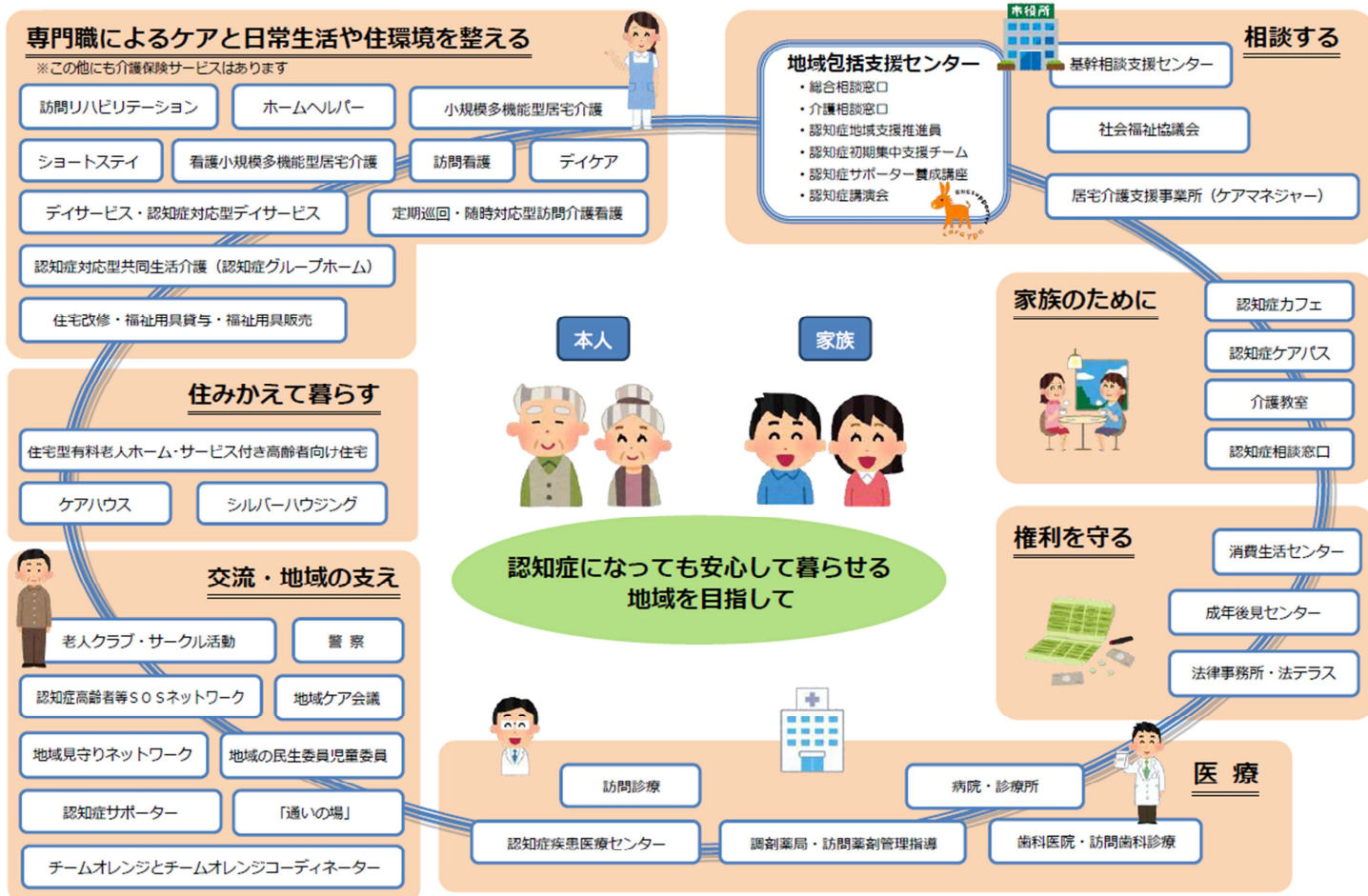
- 高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、個々の状況や変化に応じて、介護保険サービスを中心に、医療をはじめ地域資源を活用したサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアが求められています。
- 地域や関係機関などと連携して、地域のネットワーク構築を図るとともに、保健・医療・福祉・介護などのさまざまなサービスが継続的・包括的に提供されるよう体制の強化を目指します。
- 認知症施策の推進を第1の柱とし、医療介護連携の推進、生活支援・介護予防サービスの提供体制、高齢者の住まいの安定的な確保に取り組みます。
- 地域住民の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的として平成19年（2007）4月に地域包括支援センターが設置されています。地域包括支援センターとしての機能を発揮できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を配置し、地域包括ケアシステムを支える中核機関として、事業を実施します。

図表 目指す地域包括ケアシステムの姿



図表 目指す認知症施策の姿

「認知症の人と家族を支えるしくみ」



2 地域の課題に向けて～高齢者が安心して暮らし続けるために～

①冬の暮らしのかたち

- 「除雪」について、その方法や効率化などを考えるとともに、庁内の関係部署との連携を深め、高齢者の負担を少なくできるような除排雪対策が必要です。
- 高齢者世帯向けの除雪助成券交付事業及び屋根雪おろし助成券交付事業について、その効果から引き続き実施します。
- 冬期間、路面凍結等で外出機会が減る高齢者等の外出を促す仕組みとして、地域における「通いの場」の拡充を図ります。



②便利な交通手段のかたち

- 高齢者が自動車運転免許証を返納した後、買物や通院時の交通の確保が課題となっています。また、アンケート調査結果において、「介護保険サービス以外」の支援・サービスとして「外出同行（通院、買い物など）」と「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の利用希望があります。

- 本市では平成29年度（2017）から「通いの場に伴う買物支援」への補助などさまざまな取組を始めていますが、制度の充実に向けた仕組みを検討します。
- 新たな公共交通の形として始まる「AI活用型オンデマンド交通」など便利な交通手段の充実に取り組みます。



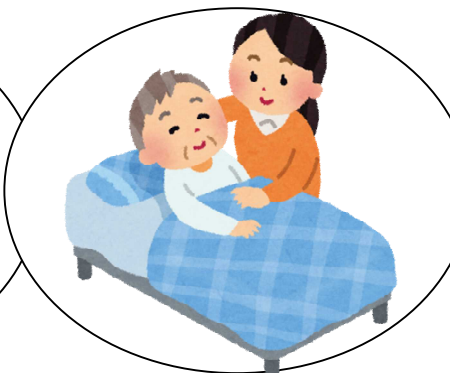
③高齢者の住まいのかたち

- 環境上の理由及び経済的理由で自宅に住み続けられない高齢者向けに、介護、交流の場などのサービスが総合的に提供される、「生活支援ハウス」について検討します。
- 高齢者の多様な住まいのかたちを模索します。
- 道や近隣市町村との連携を強化し、高齢者向け住まいの質の確保に努めます。



④切れ目ない医療・介護のかたち

- 高齢者が安心して暮らし続けるためには、安定した医療の供給が不可欠です。平成29年度（2017）に制定した開業医誘致条例に基づき、開業医の確保を進めます。
- 住み慣れた名寄で暮らしていくために、在宅医療と介護の連携を進めます。
- 高齢者個人の状態に合わせた、適切な医療・介護を受けられるように多様なサービスを総合的かつ効果的に提供される体制整備を進めます。
- ICTを用いた医療と介護の連携（ネットワーク化）により、患者（利用者）への支援の迅速化・効率化を図り、切れ目ない適切な支援とサービス向上を図ります。



第5節 高齢者施策の基本的方針

目標の実現に向けた高齢者施策の基本的方針は、次のとおりです。

1 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が心身の健康の保持と生活の安定のために自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう、介護予防の普及・啓発を図るとともに、介護予防に資する活動の育成・支援を促進します。

健康寿命の延伸に向けた「保健事業」による取組と、生活機能の維持を図る「介護予防」の取組を一体的に実施することで、効果的な取組とします。

2 高齢者の積極的な社会参加

高齢者が生きがいを持って、健康で暮らし、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして主体的・積極的に社会参加するなど、さまざまな形で地域社会に貢献し活躍できるよう高齢者の社会参加を促進します。

3 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で尊厳と希望を持って暮らし続けられるよう、認知症バリアフリーの取組を進めていくとともに、本人の状態に応じた医療・介護サービスの適切な提供、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制を構築します。

認知症の方やその家族の地域生活を支援するために、認知症に関する知識を広く普及・啓発し、認知症の方やその家族を地域全体で受容できる環境づくりに努めます。

4 高齢者の権利擁護

高齢者に対する虐待の防止やその早期発見、施設における身体拘束の廃止に向けた取組の徹底、成年後見制度の活用促進、その他権利擁護のために必要な支援に努めます。

5 医療と介護の連携

医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等のさまざまな局面において、地域の医療機関、かかりつけ医などの医療関係職種と介護支援専門員、介護福祉士等の介護関係職種等との「顔の見える関係づくり」を推進するとともに、ICTを用いた医療と介護の連携の充実を図ります。

在宅医療・介護連携推進事業については、これまでの取組の充実を図るとともに、PDCAサイクルに沿った推進に努めます。また、看取りに関する取組や、認知症への対応力を強化していく観点からの取組を推進します。

6 生活支援体制の整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症等の増加に対応し、見守りや安否確認、買物・調理・掃除などの家事支援といった日常生活上の支援を必要とする高齢者が、地域で安心して暮らしていくために、地域の実情に合った多様な生活支援等サービスの整備を進めます。また、地域全体で高齢者を支えるネットワークを構築し、柔軟な生活支援サービスを提供できる体制の整備を図ります。

さらに、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等が中心となり、住民同士の支え合いのある地域づくりに努めます。また、高齢者の自立支援、介護予防の観点から、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）について検討します。

7 介護サービス基盤の整備

①介護サービス基盤の整備

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や環境の中で、自立した日常生活が継続できるように、在宅と施設の連携による継続的な支援体制の整備に努めるとともに、適切な介護サービスを提供する体制の整備を進めます。

②要介護者を支える在宅サービスの提供体制の確保

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関と連携を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。

8 高齢者のニーズに応じた住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、それぞれのニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現を目指し、高齢者向けの住まいの安定的な確保に努めます。

9 介護人材の確保・育成、業務の効率化

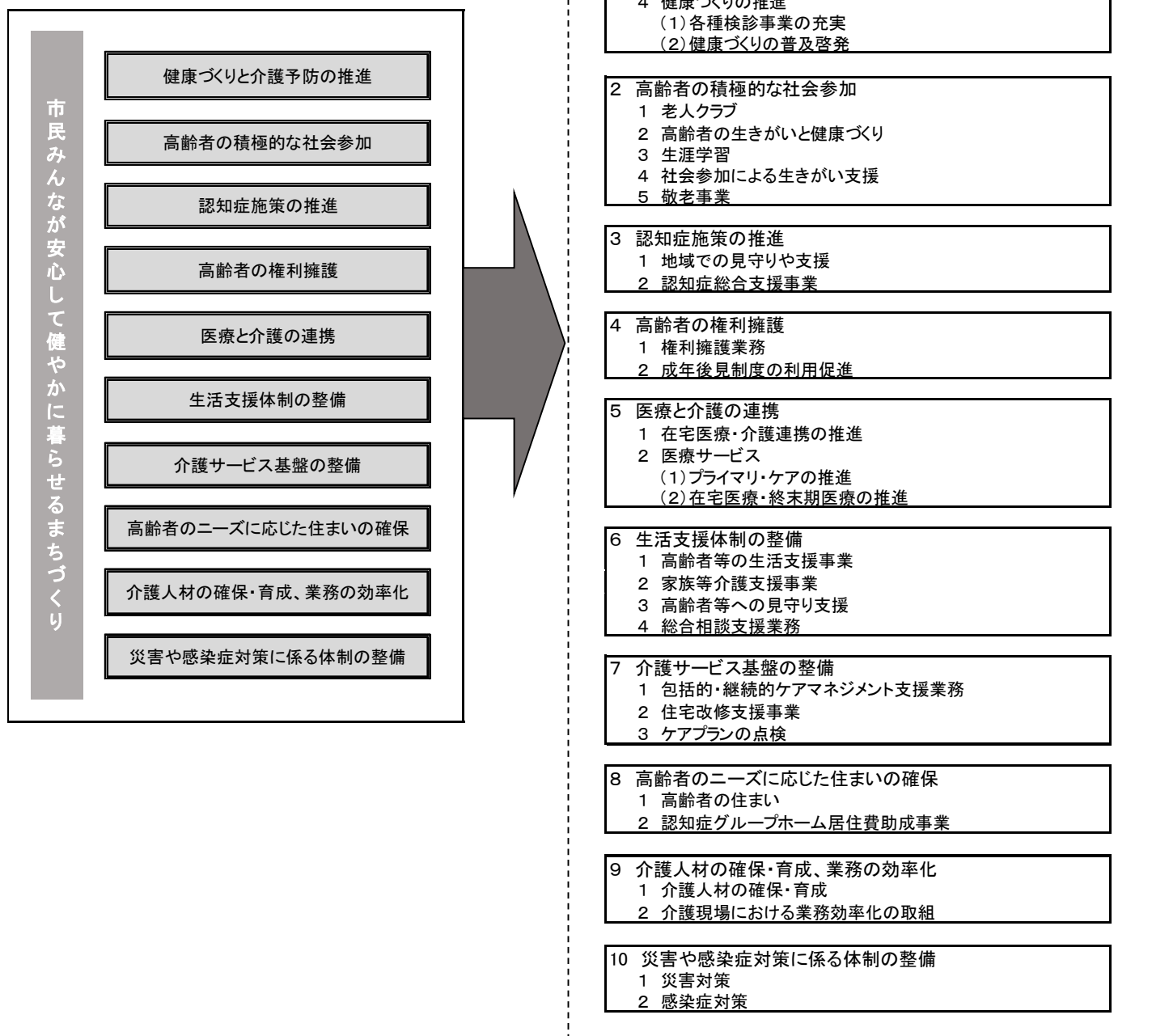
市内介護保険事業所における介護職員の安定的な確保を図るため、介護に関する資格取得への助成を含めた施策を推進します。また、市内介護サービス事業所連絡協議会と連携し介護人材の確保・定着に向けた事業を展開するとともに、介護現場における業務の効率化に努めることで、介護人材の定着、負担の軽減を図ります。

10 災害や感染症対策に係る体制の整備

近年の災害の発生状況や感染症の流行を受けて、各種介護予防・介護サービスの機能維持がますます重要となっています。

感染症の流行時や災害時においてもサービス提供を継続できるように、業務継続計画（BCP）等の策定状況の把握や関連情報の周知を行い、非常時に備える体制づくりに取り組みます。

第6節 施策の体系



第4章 高齢者福祉施策の推進

第1節 健康づくりと介護予防の推進

国は、「健康寿命延伸プラン」において、令和22年（2040）までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上となることを目的として、健康日本21（第2次）等の取組をさらに推進するとともに、「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成」、「疾病予防・重症化予防」、「介護予防・フレイル対策、認知症予防」の3分野を中心に、その中で、高齢者の特性を踏まえ、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとしています。

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指すものであり、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を行うものとして、介護保険法第115条の45第1項に規定されています。

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

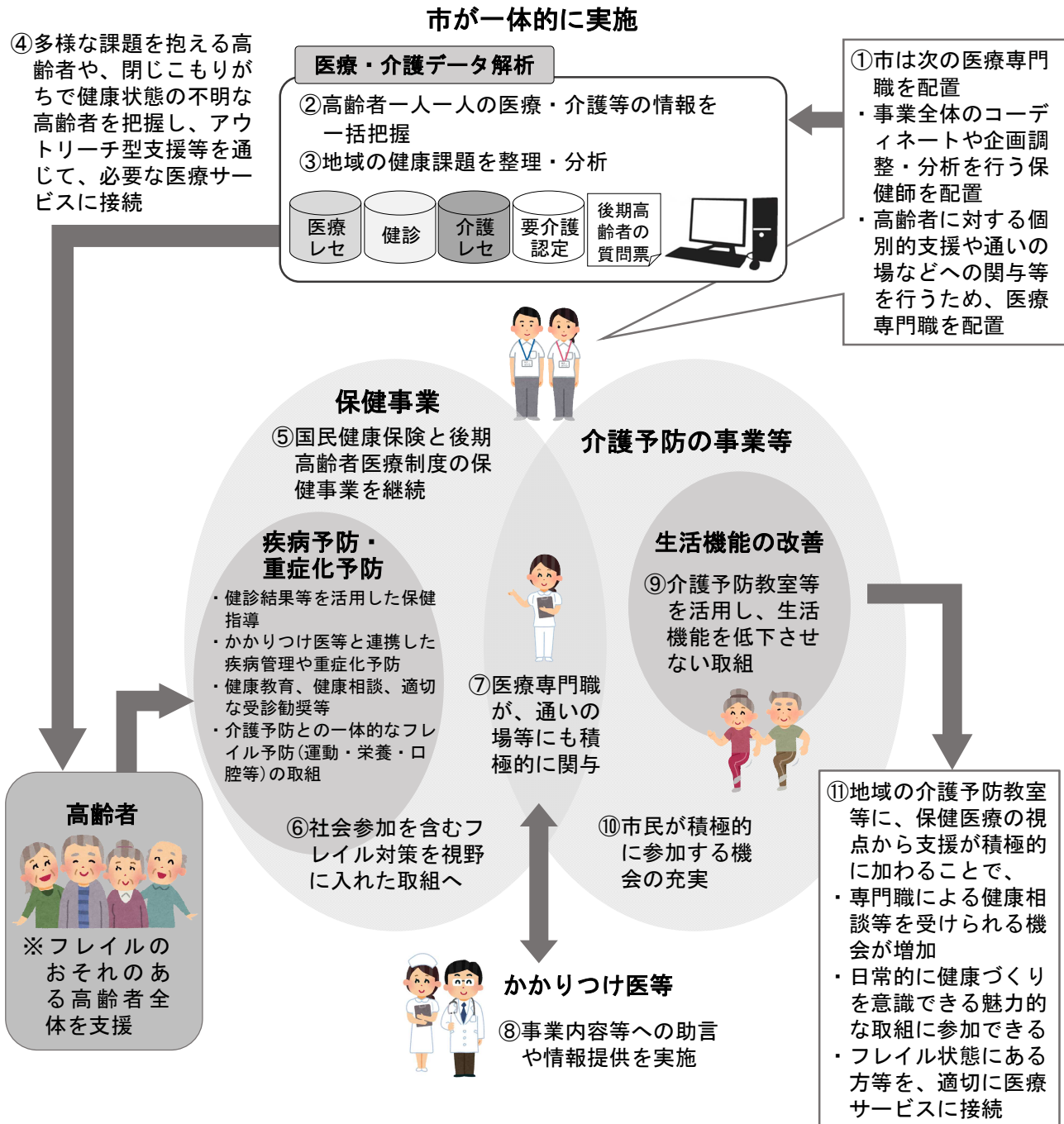
現在の医療保険制度においては、75歳に到達すると後期高齢者医療制度の被保険者に異動することとなっており、この結果、保健事業の実施主体も市町村等から後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に移り、保健事業が適切に継続されないという課題が見られます。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しており、市町村において適切な保健事業を継続することで、効率的・効果的な住民サービスにつながることから、令和2年度（2020）から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、広域連合からの委託を受けています。

【現状と今後の方向性】

- KDB（国保データベース）システムを活用し、後期高齢者の医療・健診・介護レセプトデータ等により、地域の健康課題の分析や個別訪問を必要とする対象者等の把握を行い、地域の医療機関団体等との積極的な連携・課題の共有を行います。
- データの利活用に当たっては、個人情報取り扱いへの配慮等を含めた環境の整備に努めます。
- 通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談の実施及び高齢者の状況に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援等の双方の取組を関係機関と連携して進めます。
- 介護予防教室、保健センターで実施する健康相談・健康教室等の場を活用し、後期高齢者の質問票を用いたフレイル予備群の把握、医療機関への受診勧奨などの取組を進めます。
- 今後も、高齢者の心身の特性やKDBシステムから得られるデータ等を踏まえ、関係機関との連携を強化しながら、効果的な住民サービスの提供を目指します。

図表 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（名寄市における実施のイメージ図）



2 介護予防・生活支援サービス事業

従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が制度移行し、要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリスト等により総合事業の対象者と判定された方（以下「総合事業対象者」という。）に日常生活上の支援を提供する事業です。

①訪問型サービス（第1号訪問事業）

総合事業対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

本市では、4事業所において従来の介護予防訪問介護相当サービスを提供し、要介護状態への進行の予防に努めます。また、令和3年度（2021）から、住民主体による訪問型サービスを開始しています。

②通所型サービス（第1号通所事業）

総合事業対象者に対し、機能訓練や集いの場などの日常生活の支援を提供します。

本市では、従来の介護予防通所介護相当サービスを6事業所において、緩和した基準による通所型サービスを1事業所において提供し、高齢者の閉じこもり防止と要介護状態への進行予防に努めます。

③生活支援サービス

総合事業対象者に対し、栄養改善を目的とした配食や独居高齢者等への見守りなど地域において自立した日常生活を送るための支援を提供します。

本市では、当該サービスについては実施できていないため、今後も引き続き、独自のサービス創設に向け検討をします。

④介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的とした訪問型サービスや通所型サービス等が対象者の状態に合った適切なサービスとして包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

3 一般介護予防事業

本市の事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する方を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として、次にあげる事業を実施します。

○介護予防把握事業

支援が必要な高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげるための事業

○介護予防普及啓発事業

高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、地域住民が介護予防を推進できるように、介護予防教室や講演会の実施、パンフレットの配布、デジタル機器を活用した取り組みの普及などを行う事業

○地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティアの育成や地域活動組織が主体的に介護予防に取り組めるよう育成・支援を行う事業

○地域リハビリテーション活動支援事業

理学療法士や作業療法士などのリハビリテーションの専門職が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営による通いの場等といった介護予防の取組を総合的に支援する事業

主な一般介護予防事業の実績と第9期計画における目標

【介護予防教室】

		第8期計画			第9期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用 人数	計 画	1,000人	1,000人	1,000人	400人	600人	980人
	実 績	112人	201人	-			
数 量	計 画	45回	45回	45回	25回	35回	45回
	実 績	11回	14回	-			

【介護予防講演会】

		第8期計画			第9期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用 人数	計 画	150 人	150 人	150 人	100 人	100 人	100 人
	実 績	Web 講座で実施	58 人	-	-		
数 量	計 画	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	実 績	1 回	1 回	-	-		

【地域介護予防活動支援事業】

		第8期計画			第9期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用 人数	計 画	300 人	450 人	600 人	50 人	100 人	100 人
	実 績	0 人	0 人	-	-		
数 量	計 画	2 箇所	3 箇所	4 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所
	実 績	1 箇所	1 箇所	-	-		

【地域リハビリテーション活動支援事業】

		第8期計画			第9期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用 人数	計 画	-	-	-	500 人	500 人	500 人
	実 績	290 人	413 人	-	-		
数 量	計 画	140 回	140 回	140 回	100 回	100 回	100 回
	実 績	96 回	99 回	-	-		

【現状と今後の方向性】

- 令和4年度に介護予防サポーターと認知症サポーターの会を統合しチームオレンジを立ち上げ、現在22名が登録されています。認知症の支援活動と併せて、地域において自主的な介護予防活動が実施できるよう地域包括支援センターとリハビリテーション専門職が連携し、フォローアップ講座等を実施しています。
- 平成29年度(2017)から事業を開始した「通いの場」は買物支援を付帯して取り組める住民主体の事業です。事業の周知と取り組むことのできる個人や団体の拡大及び担い手育成に努めます。

- 地域リハビリテーション活動支援事業は、名寄市立総合病院の理学療法士や作業療法士により、平成19年度（2007）からの旧介護予防事業を経て継続して行っています。施設や家庭への訪問によるリハビリ指導や身体の評価の実施、福祉用具選定の助言を行うほか、介護予防教室にて運動指導を行っています。また、地域ケア会議に専門職として参加しています。
- 一般介護予防事業を効果的・効率的に実施するために、介護予防教室等への専門職の積極的な関与の促進や、介護予防・自立支援のための地域ケア会議や生活支援体制整備事業といった他の事業との連携を進めます。

4 健康づくりの推進

(1) 各種検診事業の充実

①がん検診の実施

がんのリスクを高める生活習慣の改善とともに、がんを早期に発見し、早期治療につながるため、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診の実施と受診率の向上に努めます。

【現状と今後の方向性】

- 各種がん検診の受診率は、横ばい傾向で推移していますが、毎年、自覚症状がない早期のがんが発見される方がおり、早期治療につながっています。
- 今後もがんを早期に発見し、早期治療につながるよう、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診の実施と受診勧奨を継続していきます。また、がん予防の正しい知識の普及・啓発にも努めていきます。

②特定健診及び（後期高齢者）健康診査の実施

30歳以上の名寄市国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者に対して、生活習慣病の発見の遅れや重症化を防ぐとともに、自らの健康状態を確認することによって、適切な療養の維持や生活の質の確保、介護予防につながることを目的に健康診査を実施します。

【現状と今後の方向性】

- 自らの健康状態を把握する機会として、早期から受診できる体制を維持しながら、市内医療機関における個別健診も実施していきます。
- 高齢者は既に生活習慣病で治療中の方が多いため、受診率はおおむね微増傾向で推移しています。
- 令和2年度（2020）からは、後期高齢者に対しても検査項目を充実（HbA1c・尿酸・クレアチニン等）させ、生活習慣病の重症化予防に努めるとともに、特に医療機関や介護サービスにつながっていない方が受診していただけるよう、国保高齢医療係、保健センター、地域包括支援センターが連携しながら、生活の質の確保や介護予防につなげています。
- 今後も生活習慣病の重症化を予防するため、特に医療機関にかかっていない方が健康診査を受診していただけるよう、国保高齢医療係、保健センター、地域包括支援センターが連携し、取組を進めていきます。

【後期高齢者健康診査受診率】

	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）
後期高齢者健康診査 受診率	6.09%	8.07%	8.75%

③特定保健指導、保健指導の実施

30歳以上の名寄市国民健康保険加入者のうち、特定健康検査、健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症及び重症化の可能性が高い方に対して保健指導を実施します。

【現状と今後の方向性】

- 健診結果に基づく、生活習慣の見直しや改善が必要な方に対する保健指導実施率は国の示す実施目標の60%より高く推移しています。
- 今後も健診結果に基づき、生活習慣の改善に向けた保健指導を行うとともに、医療機関の受診が必要な方には、早期受診を勧奨し、生活習慣病の発症及び重症化予防に向けた早期介入を図っていきます。

(2) 健康づくりの普及啓発

市民一人一人が高齢期に心身ともに健やかに生活できるよう、介護予防事業と連携し、さまざまな健康づくり事業への支援を行い、積極的な参加を促します。

① 健康事業への参加の促進

自らの健康に関心を持ちながら、自分にあった健康づくりに取り組めるよう、各種健康増進活動への参加に対して地域通貨を活用したポイント付与事業の実施を検討し、健康づくりを中心とした行動の継続と定着化を目指します。

②健康相談・健康教育の実施

保健センターや町内会館等において、保健師等による定期的な健康相談、生活習慣病の予防や健康増進のための健康教育（講話や健康体操等）を行います。

【現状と今後の方向性】

- 町内会館等で実施する健康相談・健康教育の実施回数は、増加傾向にありましたが、直近の数年間については感染症の影響により実施回数が減少しています。
- 今後も年齢や健康状態に応じた健康づくりに取り組めるよう、地区担当保健師等による健康相談・健康教育を実施していきます。

【健康相談・健康教育実施回数】

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
健康相談・健康教育 実施回数	92回	228回	15回

③イベント等を通しての健康づくりに対する普及啓発

市民の有識者等で構成する健康まつり実行委員会において、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに、「なよろ健康まつり」を実施し、健康管理の大切さや健康づくりに向けての意識啓発を図ります。

【現状と今後の方向性】

- 令和2年度から令和4年度にかけては、感染症の影響によりなよろ健康まつりを実施できませんでしたが、令和5年度は「名寄ハートの日」と共同で開催することができました。今後も幅広い年齢層へ、健康づくりの普及・啓発を図る機会として、なよろ健康まつりを開催していきます。

第2節 高齢者の積極的な社会参加

1 老人クラブ

地域の高齢者による身近な活動団体として、会員同士が親睦を深め、知識、経験、技能を活かした文化活動やスポーツ活動などを展開しています。

本市では老人クラブ連合会が行う、軽スポーツの大会や料理教室の開催などの事業運営の一部を助成し健康づくりや高齢者の社会参加を推進しています。

老人クラブ加入率が年々減少していることが課題となっていますが、今後も現行どおり老人クラブの助成を継続し、活発な活動を支援します。

【老人クラブ】

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
老人クラブ連合会数	1	1	1
加入単位クラブ数	44	43	42
加入者数	1,593人	1,493人	1,404人

【公設老人クラブ】

クラブ名	加入者数(令和4年度(2022))
第1老人クラブ	11人
第2老人クラブ	15人
第3老人クラブ	39人
北老人クラブ	23人

【健康づくり事業】

(令和4年度(2022)実績)

事業名	実施回数	参加人数
ポッチャ交流講習会	1回	53人
会員研修会	2回	73人

2 高齢者の生きがいと健康づくり

高齢者の生きがいと社会参加の促進を目的に、総合福祉センターでは、シニアコーラスを、市民文化センターでは、手びねり陶芸を開講しています。また、おおむね60歳以上の高齢者を対象に、週1回健康づくり体操教室を総合福祉センターで実施しています。

【現状と今後の方向性】

○今後も高齢者の健康づくりや生きがい講座の支援を推進し、高齢者の社会参加を促すとともに、閉じこもり予防などの介護予防に努めます。

【生きがい講座活動状況】

(令和4年度〈2022〉実績)

講座名	実施回数	延受講者数
手びねり陶芸	94回	196人
シニアコーラス	36回	651人
手芸	41回	275人

【健康づくり体操教室】

		第8期計画			第9期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用 人数	計 画	2,500人	2,500人	2,500人	1,500人	1,500人	1,500人
	実 績	1,170人	1,168人	-			
数 量	計 画	46回	46回	46回	42回	42回	42回
	実 績	40回	39回	-			

3 生涯学習

社会教育活動では高齢者が自己の能力を開発し、充実した生活を送るために生涯学習活動を支援しています。今後も地域や市内の高齢者学級と連携し、学習機会の充実を図っていきます。

4 社会参加による生きがい支援

高齢者が就労を通じ地域活動に積極的に参加することを目的として、高齢者事業団に対して運営費の一部を助成しています。

今後も、高齢者の社会参加、生きがい対策、就労機会確保のため、引き続き高齢者事業団の自主的運営を支援します。

5 敬老事業

長年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者を敬愛し、その労をねぎらうとともに長寿を祝福するため、敬老事業を実施しています。各町内会単位などでの敬老事業に対して補助を行っています。また、長寿を祝う会、生きがい作品展を実施し、敬老思想の普及に努めています。

【現状と今後の方向性】

○対象者数はおおむね増加傾向にありますが、今後も町内会と連携を図り、敬老事業の推進に努めます。

【敬老事業の取組】

敬老助成	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
対象者数	5,274人	5,416人	5,506人
長寿を祝う会	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
最高齢	2人	2人	2人
白寿	25人	28人	25人
米寿	198人	214人	231人
金婚	83組	70組	71組
生きがい作品展	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
作品数	106点	中止	84点

第3節 認知症施策の推進

令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が可決されました。認知症は自分を含め、周りの家族など誰もがなりうる可能性があります。さらに、今後の高齢化の進行に伴い、認知症の人はますます増えていくことが予測されることから、認知症基本法を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳と希望を持って暮らし続けられるような「共生」のまちづくりを目指すとともに、認知症になるのを遅らせる、あるいは認知症になっても進行を緩やかにするという意味での「予防」に向けた取組の充実が求められています。

本市においても、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう認知症施策を推進します。

1 地域での見守りや支援

①認知症への理解を深めるための知識等の普及啓発

医療や介護、福祉に携わる人だけでなく、市民全体が広く認知症について理解することにより、誤解や偏見をなくし、本人やその家族などを支えることにつながります。

認知症への偏見の解消を図り、認知症に関する正しい理解を促進するとともに、認知症の予防や適切な介護のあり方などについて、知識の普及のため認知症に関する講演会を開催します。

②認知症サポーター等の養成と活動の支援

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の方とその家族を支える認知症サポーターを養成します。認知症サポーター養成講座は、地域や各団体からの依頼を受けて開催しています。

また、平成27年度（2015）に立ち上げた、認知症サポーター養成講座を受講した市民で構成し、認知症の方への適切な対応を学ぶことや、認知症カフェ運営の協力等の活動を行ってきた「認知症サポーターの会」を見直し、認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援へとつなぐ役割を担うチームオレンジを立ち上げました。

今後も増えることが見込まれる認知症高齢者の見守り体制を目的として、認知症サポーター養成講座を継続していきます。また、チームオレンジによる認知症カフェの運営ボランティアの継続と、チームオレンジの活動が発展するよう支援をしていきます。

【認知症サポーター養成講座】

	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）
開催回数	7回	6回	8回
受講者数	106人	81人	128人

③認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的として、広報・啓発活動、行方不明になった高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、を行う事業です。

【地域見守りネットワーク運用状況通報件数】

	通報件数
令和2年度（2022）	4件
令和3年度（2023）	5件
令和4年度（2024）	8件

④名寄市認知症高齢者等SOSネットワーク

「認知症高齢者等SOSネットワーク」は、認知症による見当識障害のため行方が分からなくなったり、行き先に困っている高齢者の安全確保を、地域の住民や行政、警察署、交通機関、町内会、FM放送局など関係機関が連携して行い、出来るだけ早く家族のもとに帰すことを目的とした事業です。

【現状と今後の方向性】

○認知症の高齢者が増えていることから、行方不明・未帰宅通報数も同様に増えつつあります。関係機関との連携を深めるとともに、町内会等と搜索模擬訓練を実施することで、SOSネットワーク体制の強化を図っています。また、認知症の高齢者を一人でも多くSOSネットワークに登録してもらうために、居宅介護支援事業所等と協力をして利用者への呼びかけを実施し、認知症の高齢者が安心して生活ができるよう努めます。

【名寄市認知症高齢者等SOSネットワーク】

	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）
登録者数	89人	81人	80人
SOSネットワーク発動件数	3件	1件	1件

2 認知症総合支援事業

①認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チームの設置）

認知症の方やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」を平成30年（2018）4月から配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

②認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域支援推進員等の配置とケア向上事業）

平成26年度（2014）から認知症地域支援推進員と嘱託医（認知症サポート医）を配置しており、次のとおり事業を実施しています。

- 医療や介護の関係機関との連携体制の構築
- 認知症ケアパスの作成と普及の主導的役割
- 認知症の方やその家族等からの相談支援
- 認知症の本人のニーズを地域で共有する取組の実施や、好事例の収集、方法論の研究
- 認知症初期集中支援チームとの連携
- 病院・介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業
- 地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援事業
- 認知症の方の家族に対する支援事業（認知症カフェ、「認とも」、介護教室の実施）
- 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業
- 認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備
- 認知症の方と家族への一体的支援事業

③認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの整備を進めます。

- チームオレンジコーディネーターの配置
- チームオレンジの整備（認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みの構築）
- チームオレンジの支援及び運営に対する助言

第4節 高齢者の権利擁護

1 権利擁護業務

高齢者が地域において尊厳のある生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的としています。成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止などを行っています。権利擁護についての講演会を年1回開催し、高齢者の虐待への対応についての研修会も実施しています。

また、平成20年度（2008）から、関係機関及び地域における関係者で構成する高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催しています。

【現状と今後の方向性】

○今後も高齢者が尊厳のある生活を送ることができるよう、権利擁護事業を継続していきます。

【権利擁護業務】

	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）
虐待通報件数	11件	9件	22件
成年後見制度個別相談件数	61件	46件	39件

2 成年後見制度の利用促進

高齢者の権利擁護の観点からの支援において、申立を行える親族がいないと思われる場合や親族がいても申立を行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められる場合、市長申立につなげます。この市長申立による低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費を助成することとして、平成20年度（2008）より事業を開始しています。

また、平成26年（2014）4月1日から、成年後見制度利用の費用負担が困難な方に費用を助成する事業を開始し、支援体制を強化しています。

さらに、平成30年（2018）1月に成年後見センターを設置し、潜在的に後見の利用が必要な方の掘り起こしや制度の利用に結び付けています。

【現状と今後の方向性】

○引き続き成年後見センターと連携を図りながら、利用促進に努めます。

【事業状況】

	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）
市長申立助成件数	1件	4件	3件
報酬助成	5件	4件	7件

第5節 医療と介護の連携

1 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において生活が続けられるよう、医療関係職種と介護関係職種等が連携を推進することが必要となります。

地域の医療、介護サービス資源を把握し、関係者に対する研修等を通じて医療と介護のネットワークを構築することで、効率的・効果的で、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

平成27年度（2015）より開始している在宅医療・介護連携推進事業を継続し、次の具体的取組を推進していきます。

- ア 地域の医療・介護資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 地域住民への普及啓発

【現状と今後の方向性】

- 市内の医療・介護の関係者有志による「地域包括ケアシステム構築を考えるワーキンググループ」を開催し、在宅医療と介護連携について協議や情報共有をしています。また、在宅医療・介護連携に係る市民向け講演会や、ワークショップを開催し、普及啓発を行っています。
- 令和3年度（2021）から運用を開始した医療介護連携情報共有ICT事業を活用し、医療関係職種と介護関係職種の連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう取組を進めています。
- 看取りに関する取組や、認知症対策への対応力を強化していく観点からの取組とともに、総合事業など他の地域支援事業との連携を図りながら、PDCAサイクルに沿った推進に努めます。

【ICT事業登録者数】

	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
登録者数	950人	1,324人	1,529人

※令和5年度は10月末現在

2 医療サービス

医療サービスにおいては、道北第三次保健医療圏の地方センター病院である名寄市立総合病院を中心に各関係医療機関等が協力し、プライマリ・ケア（初期診断・治療・健康管理）から高度医療までの医療機能の役割分担と連携に取り組んでいます。

【現状と今後の方向性】

○名寄市立総合病院は北海道より「救命救急センター」の指定を受け、専属の救急科医師や看護師を配置し、救急患者の受入体制の強化を図っています。

北北海道では、医師・看護師をはじめとした医療従事者の不足により診療体制の維持が難しくなっている医療機関がある一方で、人口・疾病構造の変化等に伴い訪問看護や在宅医療といった医療ニーズへの対応が求められています。市民が安心して暮らしていくためには、バランスの取れた医療提供体制が必要であることから、病床機能の分化・強化と連携、プライマリ・ケアや在宅医療の充実、そしてそれら体制の構築に必要な人材の確保に努めます。

(1) プライマリ・ケアの推進

①プライマリ・ケアを担う医療機関への支援

プライマリ・ケアを重視した医療機関の体系的な連携整備を図るため、一次医療と二次医療の役割分担を明確にするとともに、上川北部病診連携協議会における事業の充実と、名寄市立総合病院の地域医療支援事業（医師派遣事業など）をより推進します。

(主な取組)

- ア 北海道医療計画（地域医療構想）を踏まえ、地域における病院間の役割分担を明確化し、今後も地域医療の充実に努めます。
- イ 名寄市立総合病院の地域医療支援事業として、今後も継続的に医師を派遣し、プライマリ・ケアを担う医療機関への支援体制や医師が地域に勤務しやすい環境整備を支援します。

②医療機関相互及び他の関係機関との連携の促進

住民の保健・医療・福祉の向上に寄与するため、名寄市立総合病院が地方・地域センター病院の役割と機能を発揮し、圏域内の市町村と医療等について連携を強化するなど、中核医療機関として高度医療機能の整備に努めています。

(主な取組)

- ア 名寄市立総合病院が中心となって運営するポラリスネットワークを活用し、医療機関及び介護事業所の連携に努めます。
- イ 各医療機関の連携室機能の充実と医療介護連携情報共有ICT事業により、患者情報の共有化等の連携を推進していきます。

【現状と今後の方向性】

- 急性期医療を担う名寄市立総合病院、在宅医療とプライマリ・ケアを担う風連国保診療所や民間医療機関、慢性期医療を担う名寄東病院が医療機能の分担と病診連携の実現に向けた取組を推進しています。
- 医療機能の分担、それぞれの立場を尊重し合う地域医療システムづくりを目指し、総合的な医療・介護の確保を推進します。
- 医療介護連携情報共有ICT事業により、名寄市内においては民間病院、診療所、歯科医院、調剤薬局の医療情報と介護情報が相互に情報連携できるようになったことから、全ての介護事業所もネットワークに参加し、医療と介護との連携強化が図られるよう、事業を推進していきます。

【連携機関数】

	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
医療機関	7施設	7施設	7施設
歯科医院	2施設	3施設	4施設
調剤薬局	7施設	7施設	7施設
介護事業所	42施設	41施設	43施設

※令和5年度は10月末現在

(2) 在宅医療・終末期医療の推進

往診、訪問診療及び看護師による訪問看護など、適切な医療の提供のもと終末期における在宅緩和ケア、在宅での看取りのニーズが高まっています。

在宅医療及び終末期医療の確保と推進を図るため、訪問診療を行う医療機関、保健活動を行う保健所、訪問看護ステーションなどの各関係機関との連携拡大に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

(主な取組)

- 少子高齢化、核家族化が進行する中、高齢者の療養生活には、保健福祉行政、介護施設等との連携が不可欠となっていることから、各医療機関に設置されている地域医療連携室を通じて、円滑な入退院及び転院調整や在宅医療への引継ぎができるよう情報提供、相談、支援を行います。

【訪問診療の状況】

	名寄		風連		合計	
	延人数	延回数	延人数	延回数	延人数	延回数
令和2年 (2020)	145人	185回	297人	493回	442人	678回
令和3年 (2021)	158人	215回	300人	503回	458人	718回
令和4年 (2022)	149人	174回	330人	531回	479人	705回

【居宅・施設等における看取りの状況】

	看取り総件数	内訳	
		自宅	施設
令和2年(2020)	58件	23件	35件
令和3年(2021)	66件	25件	41件
令和4年(2022)	56件	21件	35件

第6節 生活支援体制の整備

平成29年度（2017）から予防給付のうち訪問介護・通所介護については地域支援事業へ移行し、生活支援サービスとして、訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス等を実施しています。

さらに、地域全体で多様な主体によるサービスの提供が行われることになることから、さまざまな主体による取組をコーディネートする生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、各主体間との情報共有・連携を図ります。

また、ボランティア等による生活支援の担い手の養成・発掘に努めるとともに、高齢者の自立支援、介護予防につながる就労的活動を促進する就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）について検討します。

1 高齢者等の生活支援事業

①自立支援ショートステイ事業

家族の不在期間に本市の特別養護老人ホームの空き部屋を利用して高齢者を一時的に宿泊させ、体調の調整を図り、生活習慣などの指導を行っています。

市民税非課税世帯には利用料の一部を減免する制度を設け、利用者の負担軽減を図っています。

【現状と今後の方向性】

○利用者の増減はありますが、利用希望者の体調の調整が図られるとともに生活習慣などの指導も行われ、今後も必要な事業です。

○利用者が希望どおりに利用できるよう施設と調整を行い、利用者の体調や生活習慣が改善するよう努めます。

【自立支援ショートステイ事業】

		第8期計画			第9期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用 人数	計 画	5人	5人	5人	2人	2人	2人
	実 績	0人	0人	-			
数 量	計 画	50日	50日	50日	28日	28日	28日
	実 績	0日	0日	-			

②配食サービス事業

おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で調理が困難な方に、定期的な食事を提供するとともに、安否の確認を行っています。

【現状と今後の方向性】

- 配食サービスを利用することで週に一度栄養のとれた食事をすることができ、また食事のマナー化を防ぐことができます。
- 広報での周知や、地域包括支援センターでの相談の際に紹介をし、利用促進を図ります。

【配食サービス事業】

		第8期計画			第9期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用 人数	計 画	25人	25人	25人	15人	15人	15人
	実 績	17人	14人	-			
数 量	計 画	1,000食	1,000食	1,000食	600食	600食	600食
	実 績	600食	508食	-			

③外出支援サービス事業

おおむね65歳以上の高齢者で身体の障がい、傷病などの理由により寝たきりの状態である方を対象に、リフト車による医療機関への通院・入退院などの送迎を実施しています。

【現状と今後の方向性】

- 一般の交通機関が利用できない身体状態で、サービスの利用を希望する方が、無料でリフト車による医療機関への通院・入退院の送迎を受けています。
- 移動困難による受診控えをなくすためにも必要であり、利用者の希望時間に対応できるように調整していきます。

【外出支援サービス事業】

		第8期計画			第9期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用 人数	計 画	70人	70人	70人	70人	70人	70人
	実 績	101人	85人	-			
数 量	計 画	500回	500回	500回	500回	500回	500回
	実 績	749回	745回	-			

④緊急通報システム

おおむね65歳以上の独居の高齢者や重度身体障がい者、高齢夫婦世帯で、いずれも虚弱で緊急時に機敏に対応することが困難な方を対象に設置しています。

【現状と今後の方向性】

- 高齢者数の増加とともに独り暮らしや、高齢者のみの世帯が増えています。そのため地区の民生委員児童委員にも協力を依頼し、必要性のある高齢者への機器設置を行えるようにしています。
- 今後も独り暮らしや、高齢者のみの世帯は増えることが予想されるため、引き続き民生委員児童委員への協力依頼や居宅介護支援事業所との連携を図ることで、いち早く緊急性のある高齢者宅へ緊急通報装置を設置できるようにします。

【通報履歴内訳】

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
警戒出動(ガス・火災)	1件	2件	14件
救急出動(病院搬送)	24件	8件	6件
誤報・その他	187件	185件	187件
合計	212件	195件	207件

⑤除雪サービス事業

70歳以上の高齢者、重度身体障がい者及び要介護認定の要介護1～5の方のみの世帯等、かつ世帯の総収入の年額が生活扶助基準額の1.3倍以下の世帯で、除雪が困難な世帯に対し、申請により除雪助成券を交付します。また、該当する生活保護世帯には、除雪サービスを行います。

【現状と今後の方向性】

- 高齢者が冬季期間の生活を、安全で安心して快適に暮らしていくには必要な事業となっています。
- 広報や民生委員児童委員の協力により事業を周知し、冬の生活環境の向上を目指します。

【除雪サービス事業】

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
除雪助成券	228件	226件	224件
除雪サービス事業(生活保護)	18件	16件	16件

⑥屋根雪おろし助成券交付事業

除雪サービス事業と同様、70歳以上の高齢者、重度身体障がい者及び要介護1～5、認知症自立度Ⅱ以上の方のみの世帯等で、世帯の総収入の年額が生活扶助基準額の1.3倍以下の世帯等に対し、申請により屋根雪おろし助成券を交付します。

【現状と今後の方向性】

○今後も広報や民生委員児童委員の協力による事業の周知を継続し、利用につなげることで冬の生活環境の向上を目指します。

【屋根雪おろし助成券交付事業】

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
屋根雪おろし助成券	189件	187件	191件

2 家族等介護支援事業

在宅で介護を受けている方とその家族に対する支援を行っています。

①家族介護用品支給事業

在宅で要介護4・5の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対し、紙おむつ等の介護用品を購入できる券を支給しています。

【現状と今後の方向性】

- 対象の条件を満たす方は少ないものの、利用者は概ね同水準で推移しています。
- 今後もより使いやすい事業となるよう、利用品目の拡大を含め検討します。

【家族介護用品支給事業】

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
家族介護用品支給人数	21人	21人	18人

②要介護高齢者等紙おむつ用ごみ袋支給事業

要介護3・4・5の認定を持ち、在宅で生活している方に対し、紙おむつ処理用の炭化ごみ袋20リットルをひと月当たり10枚支給します。

【現状と今後の方向性】

- 今後も事業を継続し、介護者の経済的負担軽減を図ります。

【要介護高齢者等紙おむつ用ごみ袋支給事業】

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
紙おむつ用ごみ袋支給人数	109人	107人	92人
紙おむつ用ごみ袋支給枚数	11,260枚	10,990枚	9,210枚

3 高齢者等への見守り支援

名寄市地域見守りネットワーク事業

高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、協力団体、協力事業者でつくる、さりげない見守りや声かけのネットワークです。

【現状と今後の方向性】

- 協力事業者からの意向を受け市と協定を結び、ネットワークの拡大を図っています。また、令和元年度（2019）から協力団体、事業者に対し、名寄市見守りネットワーク通信を作成し配布しています。
- 高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、今後も協力事業者の拡大や「名寄市認知症高齢者等SOSネットワーク」との連携を行っていくとともに、ステッカー等の配布を行うことで市民への周知や協力事業者の拡大を図り、高齢者や障がい者が安心して暮らすことができるよう進めていきます。

【地域見守りネットワーク運用状況通報件数】

	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）
協力事業者数	20 事業者	20 事業者	21 事業者
通報件数	4 件	5 件	8 件

4 総合相談支援業務

地域の高齢者が安心して自分らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークの構築、高齢者の実態把握、総合相談支援などを行い、必要な制度やサービスの利用につなげるなどの支援を実施しています。

【現状と今後の方向性】

- 総合相談は随時相談を受け付け対応しています。
- 今後も高齢者が増えることが見込まれており、相談件数についても増えていくことが想定されるため、地域における関係者とのネットワークを強化し、適切な支援につなげることで、高齢者が安心して生活ができるよう進めていきます。

【総合相談支援業務】

		第8期計画			第9期計画		
		令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
相談 件数	計 画	2,000 件	2,000 件	2,000 件	2,000 件	2,000 件	2,000 件
	実 績	3,007 件	2,632 件	-			

第7節 介護サービス基盤の整備

1 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員をはじめ、医療機関や関係機関など、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援などを行います。

【現状と今後の方向性】

- 多職種による連携を推進し、介護支援専門員等の情報交換や困難事例に対する指導・助言を行う地域ケア会議を隔月で開催しています。また、介護支援専門員からの相談や事例提供を受け、事例にかかわる関係機関の参加を得ながら、随時、地域ケア会議での事例検討も行っており、地域における連携や協働の体制を構築しています。
- 個別の地域ケア会議において共有された地域課題をもとに地域包括ケアシステムの推進に向けた施策の検討機関である地域ケア推進会議を開催していきます。
- 月1回の居宅介護支援事業所等打合せ会議を継続し、困難事例の検討・情報交換等を行いながら、介護支援専門員が抱える相談事項について必要な助言を行います。

2 住宅改修支援事業

住宅改修を希望する要介護・要支援認定者が居宅介護支援や介護予防支援の提供を受けておらず、住宅改修に関する相談・情報提供の実施、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由が分かる書類の作成を介護支援専門員などが行った場合、その経費を助成しています。

【現状と今後の方向性】

- 今後も利用者支援のため経費の助成を継続します。

【事業状況】

	令和2年度(2022)	令和3年度(2023)	令和4年度(2024)
助成件数	9件	6件	6件

3 ケアプランの点検

介護給付費等に要する費用の適正化を図り、適切なケアプランの作成および利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図る事を目的に市内の居宅介護支援事業所・介護保険事業所・介護保険施設等に対し、ケアプランの点検や面接、情報提供等を行っています。

【現状と今後の方向性】

- 令和2年度は紙面によるケアプラン点検を行い、令和3年度（2021）・4年度（2022）は事例検討を行いました。
- 介護給付費の適正化と利用者の状況に応じた適切なケアプランが提供されるよう、今後も事業を継続します。

【事業状況】

令和4年度（2022）の状況	人数	事例数
ケアプラン点検 （事例検討）	29人	12事例

第8節 高齢者のニーズに応じた住まいの確保

1 高齢者の住まい

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まいの確保が必要です。市内では、民間活力による住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も建設されています。住宅整備部局や北海道と連携するなど、高齢者の住まいの確保に努めます。

①住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

一人暮らしや高齢者世帯の増加を見据えて、道や近隣市町村との情報連携の強化を図りながら、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保に努めます。

【住宅型有料老人ホーム数及び定員数】

	施設数	入居定員総数
令和5年度（2023）	7施設	112人

【サービス付き高齢者向け住宅数及び定員数】

	施設数	入居定員総数
令和5年度（2023）	1施設	35人

②養護老人ホーム

養護老人ホームは、経済上及び環境上の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者が本市の措置により入所する施設です。

本市には受け入れ先となる施設がないことから、関係施設との調整を図るとともに、在宅サービスの積極的な提供を図りながら、入所措置を円滑に進めます。

【現状と今後の方向性】

○経済上及び環境上の理由により、自宅での生活が困難な方について措置入所の判断をしていきます。

【養護老人ホーム】

	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）
措置者数（実績）	23人	22人	22人

③ケアハウス（軽費老人ホーム）

軽費老人ホームは、高齢により、独立した生活が困難な方などに低額な料金で住居を提供する老人福祉施設で、利用者と施設の契約により入所する施設です。本市では風連地区に「フロンティアハウスふうれん」50床及び「ケアハウス風華」29床が、名寄地区には「ノーデンス西1条」29床が運営されています。

【軽費老人ホーム数及び定員数】

	第8期計画			第9期計画		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
施設数（計画）	2施設	2施設	2施設	3施設	3施設	3施設
定員数（計画）	79人	79人	79人	108人	108人	108人
施設数（実績）	2施設	3施設	3施設			
定員数（実績）	79人	108人	108人			

④生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

高齢等のため居宅において生活することに不安のある方が入所する施設です。低所得の高齢者の住まいを確保することが課題となっています。

【現状と今後の方向性】

○生活支援ハウスについては、第9期計画中に検討を行います。

⑤シルバーハウジング（公営住宅）

緊急通報システムやバリアフリー構造等、高齢者の生活に配慮した設備仕様が施された公営住宅です。生活援助員を配置し、安否確認、相談、緊急時の協力等を行っています。

現在、緑丘第一団地 14 戸、道営名寄マーガレットヴィラ団地 23 戸、東光団地 15 戸が整備されています。

【現状と今後の方向性】

○高齢者の生活に配慮した設備と生活援助員の配置により、今後も入居されている方々が安心して暮らせるよう事業を継続していきます。

【シルバーハウジング】

		第8期計画			第9期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
緑丘 第一 団地	計画	14 戸	14 戸	14 戸	14 戸	14 戸	14 戸
	実績	13 戸	12 戸	-			
道営名寄 マーガレット ヴィラ団地	計画	23 戸	23 戸	23 戸	23 戸	23 戸	23 戸
	実績	23 戸	22 戸	-			
東光 団地	計画	15 戸	15 戸	15 戸	15 戸	15 戸	15 戸
	実績	13 戸	10 戸	-			
合計	計画	52 戸	52 戸	52 戸	52 戸	52 戸	52 戸
	実績	49 戸	44 戸	-			

2 認知症グループホーム居住費助成事業

住み慣れた地域での生活を続けるために、認知症グループホームの入居者に対し、非課税等の要件を満たす場合、居住費の助成を行う事業を行っています。

認知症ケアを行う認知症グループホームの居住費を助成することで、認知症の方が穏やかに生活できるよう支援します。

【事業状況】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
施設数	3施設	3施設	3施設
助成対象数	5人	5人	5人

第9節 介護人材の確保・育成、業務の効率化

1 介護人材の確保・育成

少子高齢化による労働力人口の減少などから、全国的に介護人材の不足が問題になっています。本市においても、今後ますます高齢化が進行し、介護が必要な高齢者が増えていく中で、高齢者が必要な介護サービスを受けることができなくなるという事態が予測されます。

介護人材の確保・育成のために、国・道と連携し積極的な支援・助成、情報の提供・発信を行うとともに、外国人介護人材の受け入れ体制の整備を進め、サービス提供体制の維持・拡充の下支えに努めます。

①介護人材就労定着支援事業

市内介護保険事業所における介護職員の安定的な確保を図るため、介護職員初任者研修受講費用、介護職員実務者研修受講費用及び資格保持者への就職支度金の助成を行っています。

また、市内介護サービス事業所連絡協議会と連携し、介護人材の定着に向けた事業を進めます。

【事業状況】

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
初任者研修受講費用助成対象者	0人	0人	0人
実務者研修受講費用助成対象者	7人	10人	5人
就職支度金助成対象者	6人	0人	1人

2 介護現場における業務効率化の取組

団塊の世代が後期高齢者の年齢に近づくとともに、在宅介護を支える現役世代の人口が減少していくため、今後、介護サービスの利用が急速に拡大していくとともに、高齢者の介護・福祉ニーズも多様化していくことが予測されます。

これらに対応できるよう、介護現場における業務効率化の取組を強化することで、職員の負担軽減に努めます。

①介護現場における業務仕分けや介護ロボット・ICTの活用による業務改善

道や事業者と連携を図りつつ、介護サービスの質の維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築（介護現場における業務の洗い出し・仕分け）とともに、介護ロボット・センサー・ICTの活用の促進を図ります。

②文書負担軽減

介護現場の業務効率化を支援するため、国や道と連携し、申請様式・添付書類等の簡素化を実施するとともに、「電子申請・届出システム」の導入により、申請手続き等に関する事業者負担の軽減を図ります。

第10節 災害や感染症対策に係る体制の整備

1 災害対策

近年、全国的に風水害などの自然災害が多発しており、台風や豪雨による浸水被害等により、介護保険施設等における犠牲者が相次いでいます。特に、犠牲者の多くが高齢者となっていることから、住み慣れた地域で高齢者が安心して生活をするためには、災害対策とそのための支援体制の強化は急務の課題であり、「いざ」というときを念頭に置いた「備え」が必要になります。

そのため、本市においては、災害の発生に備え、日頃から介護事業所、防災担当部局等と連携し、介護事業所等におけるリスクや、物資の備蓄・調達状況の確認をしています。また、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

さらに、地域防災計画に基づき、緊急時に配慮が必要となる高齢者の安否確認や避難支援、避難所での生活支援を的確に実施するため、防災担当部局と連携し、避難行動要支援者名簿の作成及び更新を行い、個別計画作成の推進に努めます。

2 感染症対策

新型コロナウイルス感染症をはじめ、様々な感染症に対する予防対策を推進していく必要があります。日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

引き続き介護事業所及び介護従事者に対する感染症対策の徹底、感染症に関する知識の向上に努めます。

(1) 高齢期の疾病予防

高齢期は免疫の働きが低下し、さまざまな病気を引き起こし重症化しやすいことから、高齢者に対する予防接種の勧奨をはじめとした疾病予防に努めます。

①「高齢者の肺炎球菌・インフルエンザ予防接種」の実施

高齢者が肺炎球菌やインフルエンザに罹患し重症化するのを防止するため、市内医療機関に接種を委託し、希望者に対しては「肺炎球菌」及び「インフルエンザ」予防接種に対する費用の一部助成を行います。

【現状と今後の方向性】

- 高齢者肺炎球菌については定期予防接種となりましたが、対象が一定の年齢のみであるため、市の独自策として65歳以上の希望者には生涯1回の費用助成を継続実施しています。
- 接種費用の一部を助成しているインフルエンザの接種率は減少傾向にあります。
- 今後も予防接種による重症化予防が可能な肺炎球菌、インフルエンザについては、接種費用の一部助成を継続します。

【インフルエンザ接種率】

	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
インフルエンザ接種率	54.2%	47.6%	47.0%

②感染症についての正しい情報提供の実施

新型コロナウイルス感染症は、令和5年（2023）5月に5類感染症に移行しましたが、今後も、他の感染症も含め、必要な予防対策を進めていく必要があります。

【現状と今後の方向性】

- 新型コロナウイルス感染症の感染者の増加に伴い、さまざまな情報が錯綜しました。感染症についての正しい情報発信が必要であるため、今後も市広報、ホームページ、町内会等での健康相談・健康教室などの機会を通して周知に努めます。

（2）介護事業所等における感染症対策

感染症の流行時や災害時においてもサービス提供を継続できるように、非常時の体制を確保する業務継続計画（BCP）の各事業者における計画の策定状況および必要とされている研修、訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、必要に応じて指導・助言を実施し、実効性のある計画が策定されるよう努めます。

また、感染症発生時も含めた道や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備や、介護事業所等における適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の支援に努めます。

第5章 介護保険事業の推進

第1節 サービス見込み量の推計

厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムを用いて、認定者数の推計結果や介護サービスの利用実績をベースに、第9期計画期間及び令和22年度（2040）の各サービスの見込み量を推計しました。

図表 介護保険サービス利用者数の推計

単位：人

区分	サービス名	令和 5年度 見込み	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
居宅 サービス	訪問介護	介護報酬改定等が確定次第、 数値記載予定。				
	訪問入浴介護					
	訪問看護					
	訪問リハビリテーション					
	居宅療養管理指導					
	通所介護					
	通所リハビリテーション					
	短期入所生活介護					
	短期入所療養介護(老健)					
	短期入所療養介護(病院等)					
	短期入所療養介護(介護医療院)					
	福祉用具貸与					
	特定福祉用具購入費					
	住宅改修費					
特定施設入居者生活介護						
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
	夜間対応型訪問介護					
	地域密着型通所介護					
	認知症対応型通所介護					
	小規模多機能型居宅介護					
	認知症対応型共同生活介護					
	地域密着型特定施設入居者生活介護					
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
	看護小規模多機能型居宅介護					
複合型サービス(新設)						
施設 サービス	介護老人福祉施設					
	介護老人保健施設					
	介護医療院					
居宅介護支援	居宅介護支援・介護予防支援					

〔要支援認定者分の再掲〕

区分	サービス名	令和 5年度 見込み	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防 サービス	介護予防訪問入浴介護	介護報酬改定等が確定次第、数値記載予定。				
	介護予防訪問看護					
	介護予防訪問リハビリテーション					
	介護予防居宅療養管理指導					
	介護予防通所リハビリテーション					
	介護予防短期入所生活介護					
	介護予防短期入所療養介護(老健)					
	介護予防短期入所療養介護(病院等)					
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)					
	介護予防福祉用具貸与					
	特定介護予防福祉用具購入費					
	介護予防住宅改修					
	介護予防特定施設入居者生活介護					
地域密着型 介護予防 サービス	介護予防認知症対応型通所介護					
	介護予防小規模多機能型居宅介護					
	介護予防認知症対応型共同生活介護					
介護予防支援	介護予防支援					

図表 介護保険サービス利用回数（日数）の推計

単位：回（日）

区分	サービス名	令和 5年度 見込み	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
居宅 サービス	訪問介護	介護報酬改定等が確定次第、数値記載予定。				
	訪問入浴介護					
	訪問看護					
	訪問リハビリテーション					
	通所介護					
	通所リハビリテーション					
	短期入所生活介護					
	短期入所療養介護(老健)					
	短期入所療養介護(病院等)					
	短期入所療養介護(介護医療院)					
地域密着型 サービス	地域密着型通所介護					
	認知症対応型通所介護					

〔要支援認定者分の再掲〕

区分	サービス名	令和 5年度 見込み	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
居宅 サービス	介護予防訪問入浴介護	介護報酬改定等が確定次第、数値記載予定。				
	介護予防訪問看護					
	介護予防訪問リハビリテーション					
	介護予防短期入所生活介護					
	介護予防短期入所療養介護(老健)					
	介護予防短期入所療養介護(病院等)					
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)					
地域密着型 介護予防 サービス	介護予防認知症対応型通所介護					

第2節 サービス給付費の推計

年間のサービスごとの給付費は、以下のとおり推計されます。

図表 サービスごとの給付費の推計

単位：千円

区分	サービス名	令和 5年度 見込み	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
居宅 サービス	訪問介護	介護報酬改定等が確定次第、 数値記載予定。				
	訪問入浴介護					
	訪問看護					
	訪問リハビリテーション					
	居宅療養管理指導					
	通所介護					
	通所リハビリテーション					
	短期入所生活介護					
	短期入所療養介護(老健)					
	短期入所療養介護(病院等)					
	短期入所療養介護(介護医療院)					
	福祉用具貸与					
	特定福祉用具購入費					
	住宅改修費					
	特定施設入居者生活介護					
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
	夜間対応型訪問介護					
	地域密着型通所介護					
	認知症対応型通所介護					
	小規模多機能型居宅介護					
	認知症対応型共同生活介護					
	地域密着型特定施設入居者生活介護					
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
	看護小規模多機能型居宅介護					
複合型サービス(新設)						
施設 サービス	介護老人福祉施設					
	介護老人保健施設					
	介護医療院					
居宅介護支援・介護予防支援						

〔要支援認定者分の再掲〕

区分	サービス名	令和 5年度 見込み	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防 サービス	介護予防訪問入浴介護	介護報酬改定等が確定次第、数値記載予定。				
	介護予防訪問看護					
	介護予防訪問リハビリテーション					
	介護予防在宅療養管理指導					
	介護予防通所リハビリテーション					
	介護予防短期入所生活介護					
	介護予防短期入所療養介護(老健)					
	介護予防短期入所療養介護(病院等)					
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)					
	介護予防福祉用具貸与					
	特定介護予防福祉用具購入費					
	介護予防住宅改修					
	介護予防特定施設入居者生活介護					
	地域密着型 介護予防 サービス					
	介護予防小規模多機能型居宅介護					
	介護予防認知症対応型共同生活介護					
介護予防支援						

2 総給付費の推計

認定者数の推計結果や現在の介護サービスの利用状況をベースに、総給付費を推計すると以下のとおりです。

図表 総給付費の推計

単位:千円

区分	令和 5年度 見込み	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
在宅サービス	介護報酬改定等が確定次第、数値記載予定。				
居住系サービス					
施設サービス					
総給付費					

※給付費の各数値は小数点以下の端数を含んでおり、合計が一致しない場合があります。

3 地域支援事業費の推計

地域支援事業費を推計すると以下のとおりです。

地域支援事業費の推計

単位：千円

事業名		見込量		
		令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業			
	訪問型サービス			
	通所型サービス			
	介護予防ケアマネジメント事業			
	一般介護予防事業			
	上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業			
介護予防・日常生活支援総合事業費 合計				
包括的支援事業・任意事業	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業			
	地域包括支援センターの運営			
	任意事業			
	包括的支援事業(社会保障充実分)			
	在宅医療・介護連携推進事業			
	生活支援体制整備事業			
	認知症初期集中支援推進事業			
	認知症地域支援・ケア向上事業			
	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業			
	地域ケア会議推進事業			
包括的支援事業・任意事業費 合計				
地域支援事業費 合計				

介護報酬改定等が確定次第、数値記載予定。

第3節 地域密着型サービス等の整備目標

これまで、高齢化の進展を見据えた上で、要介護認定を受けた高齢者の人数やその生活状況、ニーズを踏まえた計画的な施設整備を進めてきました。

地域密着型のサービス及び施設サービスの提供量が介護サービス利用者数の推計と概ね同等であることから、第9期計画期間においては、現状維持することとします。

地域密着型サービスの整備目標

	実績値と目標値		
	第8期末 (見込み)	第9期計画内 整備目標	第9期末 (見込み)
認知症対応型共同生活介護	4施設 72人	-	4施設 72人
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設 29人	-	1施設 29人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-
認知症対応型通所介護	4施設 27人	-	4施設 27人
小規模多機能型居宅介護	1施設 41人	-	1施設 41人
看護小規模多機能型居宅介護	1施設 20人	-	1施設 20人
地域密着型通所介護	1施設 15人	-	1施設 15人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設 25人	-	1施設 25人

施設サービスの整備目標

	実績値と目標値		
	第8期末 (見込み)	第9期計画内 整備目標	第9期末 (見込み)
介護老人福祉施設	2施設 180人	-	2施設 180人
介護老人保健施設	1施設 100人	-	1施設 100人
介護医療院	-	-	-

第4節 自立支援・重度化防止に向けた成果目標

高齢化が進展する中で、制度の持続可能性を維持するためには、地域包括ケアシステムを推進するとともに、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送るための取組を進めることが必要となります。

平成29年（2017）の地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が制度化されました。この一環として、自治体のさまざまな取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進する保険者機能強化推進交付金が創設されています。

そこで本計画では、高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防や悪化の防止といった事業について成果目標を設定し、交付金を活用しながらその達成に向けて取り組んでいきます。

1 成果目標（第9期の計画期間における目標）

事業名	目標の内容	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自立支援に向けた地域ケア会議	開催回数	年6回	年6回	年6回
介護予防教室への リハビリテーション専門職の派遣	派遣回数	年10回	年10回	年10回

2 リハビリテーションサービス提供体制の構築

自立支援と重度化防止の取組を推進するため、介護保険サービスにおいて、高齢者に必要なリハビリテーションが適切なタイミングで提供される必要があります。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年<2019>12月27日社会保障審議会介護保険部会）において、「リハビリテーションについて、どの地域でも適時適切に提供されるよう、介護保険事業（支援）計画での対応を含めさらなる取組の充実が必要である」とされました。

これを踏まえ、本市では、要介護（支援）者がリハビリテーションの必要に応じて利用可能な提供体制の構築に努めます。

第6章 介護保険事業の運営

第1節 第1号被保険者保険料について

1 第1号被保険者で賄う介護保険料基準額

第1号被保険者における第9期介護保険料基準額（月額）は、各種サービス量や給付費の見込み等に基づき、厚生労働省より示された地域包括ケア「見える化」システムに準じて算定した結果、第8期の5,847円に対し、第9期は●円となります。

(1) 第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額

令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの介護保険事業費見込額から第1号被保険者で賄う保険料収納必要額は、次のように算出します。

図表 第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額

介護報酬改定等が確定次第、数値記載予定。

(2) 保険料の算定

令和6年度(2024)から令和8年度(2026)までの保険料収納必要額から第1号被保険者の保険料は、次のように算出します。

図表 保険料の算定

介護報酬改定等が確定次第、数値記載予定。

所得段階ごとの基準所得金額については以下のとおりです。

図表 所得段階別保険料

所得段階	対象区分	基準額に対する割合	保険料額 (年額)
第1段階	<p>介護報酬改定等が確定次第、 数値記載予定。</p>		
第2段階			
第3段階			
第4段階			
第5段階 (基準額)			
第6段階			
第7段階			
第8段階			
第9段階			
第10段階			
第11段階			
第12段階			
第13段階			

介護保険料収納必要額

単位:円

	第8期			
	合計	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
標準給付費見込額				
総給付費				
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)				
特定入所者介護サービス費等給付額				
特定入所者介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額				
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)				
高額介護サービス費等給付額				
高額介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料一件当たり単価				
審査支払手数料支払件数				
審査支払手数料差引額				
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業(地域包括支援センター の運営)及び任意事業費				
包括的支援事業(社会保障充実分)				
第1号被保険者負担分相当額				
調整交付金相当額				
調整交付金見込額				
調整交付金見込交付割合				
後期高齢者加入割合補正係数				
所得段階別加入割合補正係数				
市町村特別給付費等				
市町村相互財政安定化事業負担額				
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				
準備基金取崩額				
保険料収納必要額				
予定保険料収納率				
所得段階別加入割合補正後被保険者数				

介護報酬改定等が
確定次第、数値記
載予定。

※各数値は小数点以下の端数を含んでおり、合計が一致しない場合があります。

第2節 介護給付適正化事業の推進

利用者に対する適切な介護サービスの確保と、費用の効率化、さらには不適切な給付の削減を通じて、介護保険制度の信頼を高めていくことが重要です。市内の介護資源を最大限に有効活用し、必要な給付を必要とする利用者に適切に提供するため介護給付適正化事業を実施します。

1 要介護認定の適正化

【事業概要】

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、書面等の審査を通じて点検し、他の保険者との比較分析を行いつつ、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

【目標】

目標値の内容	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
全件点検する	100%	100%	100%

2 ケアプランの点検

【事業概要】

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、国の「ケアプラン点検支援マニュアル」等を活用しつつ、事業者に資料の提出を求めるか、又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。また、地域の特性上入所系サービスの利用割合が高いことから、施設サービス計画についても重度化防止の観点から点検の機会を設け、作成の支援を行います。

【目標】

目標値の内容	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
毎年実施する	100%	100%	100%

3 住宅改修の点検等

【事業概要】

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等による施行状況の点検により、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除します。

また、福祉用具の必要性や利用状況について、事業者への調査等を行うことにより、適正化を図ります。

【目標】

目標値の内容	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
全件点検する	100%	100%	100%

4 縦覧点検・医療情報との突合

【事業概要】

国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から送付される医療情報の突合及び縦覧審査対象外の内容等について、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し国保連に対し過誤申立を行うことで給付の適正化に結び付けます。

第7章 計画推進のために

第1節 計画の推進方策

1 庁内関係部署の連携

本市が本計画により取り組むさまざまな事業の展開に当たっては、「高齢者福祉」の視点を持つことが必要です。このため、健康福祉部門の連携はもとより、庁内の関係部署が幅広く連携をとって各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

2 保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者とその家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくために、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組を充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組を進めます。

さらに、道、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図ります。

3 地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

4 市民との協働

本計画に位置づけられた高齢者保健医療福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる市民が参画する住民による福祉活動等の取組も必要となります。地域の特性を活かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進し、福祉文化の浸透を図り、市民が主体的に活動に取り組めるよう、高齢者保健医療福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、市民との協力関係を築いていきます。

第2節 計画の進行管理

本計画の着実な目標実現に向けて、「名寄市保健医療福祉推進協議会」において各年度計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

資料編

名寄市保健医療福祉推進協議会規則

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の責務）

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- （1）保健医療福祉施策の推進に関すること。
- （2）健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
- （3）その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）保健関係者
- （2）医療関係者
- （3）福祉関係者
- （4）その他市長が必要と認めた者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。

（専門部会の設置）

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

- （1）児童部会
- （2）障がい者部会
- （3）高齢者部会
- （4）保健医療部会

- 2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の
手続を経た者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 各部長は、各専門部会委員の互選によるものとする。
- 4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。
- 5 専門部会は、必要に応じ部長が招集する。
- 6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18
年〈2006〉名寄市条例第43号）を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年（2006）3月27日から施行する。

附 則（平成22年〈2010〉3月31日規則第20号）

この規則は、平成22年（2010）4月1日から施行する。

附 則（平成22年〈2010〉11月12日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年〈2017〉12月25日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年〈2020〉3月31日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名寄市保健医療福祉推進協議会 委員名簿

任期：令和4年（2022）4月1日～令和6（2024）年3月31日

役職名	氏名	所属団体及び役職	担当部会
会長	眞岸 克明	名寄市立総合病院 院長	
副会長	吉田 肇	一般社団法人 上川北部医師会 顧問	
副会長	菊池 隆	名寄市町内会連合会 副会長	
委員	飛田 聖	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	児童部会
委員	笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員会 委員長	児童部会
委員	柴田 沙知	名寄幼児教育・保育振興会 会長	児童部会
委員	東 巖	前 名寄身体障害者福祉協会 会長	障がい者部会
委員	田中 尚幸	社会福祉法人 道北センター福祉会 自立訓練（生活訓練）事業所 緑ヶ丘 事業所長	障がい者部会
委員	尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	障がい者部会
委員	天野 信二	名寄市社会福祉協議会 事務局長	高齢者部会
委員	大野 元博	名寄市高齢者事業センター 事務局長	高齢者部会
委員	小川 進	名寄市老人クラブ連合会 会長	高齢者部会
委員	大野 洋子	名寄市保健推進委員協議会 会長	保健医療部会
委員	角尾 ひとみ	名寄市保健推進委員協議会 副会長	保健医療部会
委員	加藤 淳	名寄市立大学 副学長	保健医療部会

※敬称略、順不同

名寄市保健医療福祉推進協議会 高齢者部会 委員名簿

任期：令和5年（2023）7月7日～令和6（2024）3月31日

No.	氏名	所属及び役職	備考
1	天野 信二	名寄市社会福祉協議会 事務局長	
2	大野 元博	名寄市高齢者事業センター 事務局長	
3	小川 進	名寄市老人クラブ連合会 会長	
4	荻野 大助	名寄市立大学 コミュニティケア教育研究センター センター長	
5	山崎 直文	公募	部会長

※敬称略、順不同

策定の経過

年月日	会議名等	内 容
令和5年 (2023) 5月9日	第1回名寄市保健医療福祉推進協議会	・名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画について名寄市長から名寄市保健医療福祉推進協議会へ諮問
令和5年 7月7日	第1回名寄市保健医療福祉推進協議会 高齢者部会	・部会長の選出について ・名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の策定及び今後の日程について ・第9計画に向けたアンケート案について
令和5年 7月19日 ～8月10日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査 保健医療福祉についてのアンケート調査	・65歳以上の高齢者(要介護認定者を除く)600人を対象に調査(無作為抽出) ・要介護認定を受けている高齢者600人を対象に調査(無作為抽出) ・20歳以上65歳未満の市民600人を対象に調査(無作為抽出)
令和5年 10月19日	第2回名寄市保健医療福祉推進協議会 高齢者部会	・名寄市第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況 ・第9期計画に係るアンケート調査の結果について
令和5年 11月10日	第3回名寄市保健医療福祉推進協議会 高齢者部会	・名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
令和5年 12月4日	第4回名寄市保健医療福祉推進協議会 高齢者部会	・名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
令和5年 12月21日	第2回名寄市保健医療福祉推進協議会	・名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画(素案)について報告
令和5年 12月21日	市長答申	・名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画(素案)について、名寄市保健医療福祉推進協議会から名寄市長へ答申
令和6年 (2024) 1月～2月	パブリック・コメント	・名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対する市民の意見を募集